

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年7月31日

【発行者名】 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg)
S.A.)

【代表者の役職氏名】 エグゼクティブ・ディレクター ファブリス・マス
(Fabrice Mas, Executive Director)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通
り 287 - 289番
(287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
同 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
(MUAM Global Cayman Trust)
- PIMCO インカム・ファンド 米ドル
(PIMCO Income Fund USD)
- PIMCO インカム・ファンド 円
(PIMCO Income Fund JPY)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】

PIMCO インカム・ファンド 米ドル - 毎月分配クラス受益証券：50億アメリカ合衆国ドル(約7,534億円)を上限とする。

PIMCO インカム・ファンド 円 - 毎月分配クラス受益証券：5,000億円を上限とする。

PIMCO インカム・ファンド 米ドル - 年1回分配クラス受益証券：50億アメリカ合衆国ドル(約7,534億円)を上限とする。

PIMCO インカム・ファンド 円 - 年1回分配クラス受益証券：5,000億円を上限とする。

(注1) 各サブ・ファンドは、それぞれ異なる通貨を参照通貨としており、異なる定めがない限り、金額表示は参照通貨で行う。各サブ・ファンドの参照通貨は以下の通りである。

PIMCO インカム・ファンド 米ドル：アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)

PIMCO インカム・ファンド 円：日本円(以下「円」という。)

(注2) 米ドルの円貨換算は、2024年2月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=150.67円による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2024年4月30日に提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を新たな情報により追加・更新するため、またその他情報の更新を反映するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 第1 5 ファンド情報 ファンドの状況 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 1 ファンドの経理状況 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 第1 1 特別情報 管理会社の概況 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
	2 事業の内容及び営業の概況		(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新
5 その他	(4) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況	(3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト(MUAM Global Cayman Trust)のサブ・ファンドであるPIMCO インカム・ファンド 米ドル(PIMCO Income Fund USD)およびPIMCO インカム・ファンド 円(PIMCO Income Fund JPY)(以下「サブ・ファンド」という。)の運用状況は以下のとおりである。

(1) 投資状況(資産別および地域別の投資状況)(2024年5月末日現在)

<米ドル>

資産の種類	地域名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
外国投資信託	バミューダ	1,286,872,033.64	99.52
現金・その他の資産 (負債控除後)		6,163,027.40	0.48
合計(純資産総額)		1,293,035,061.04 (約202,670百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、各サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2) 各サブ・ファンドは、それぞれ異なる通貨を参照通貨としており、異なる定めがない限り、金額表示は参照通貨で行う。各サブ・ファンドの参照通貨は以下の通りである。

PIMCO インカム・ファンド 米ドル：アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)

PIMCO インカム・ファンド 円：日本円(以下「円」という。)

(注3) 米ドルの円貨換算は、2024年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=156.74円による。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

<円>

資産の種類	地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
外国投資信託	バミューダ	74,528,625,518	98.85
現金・その他の資産 (負債控除後)		867,787,698	1.15
合計(純資産総額)		75,396,413,216	100.00

(2) 運用実績

純資産の推移

2024年5月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

<米ドル>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
2023年6月末日	1,172,004,772.78	183,700,028	毎月分配クラス 8.02 年1回分配クラス 12.07	1,257 1,892
7月末日	1,181,511,963.99	185,190,185	毎月分配クラス 8.09 年1回分配クラス 12.22	1,268 1,915
8月末日	1,168,670,623.13	183,177,433	毎月分配クラス 8.03 年1回分配クラス 12.17	1,259 1,908
9月末日	1,145,354,931.34	179,522,932	毎月分配クラス 7.87 年1回分配クラス 11.97	1,234 1,876
10月末日	1,118,896,206.68	175,375,791	毎月分配クラス 7.75 年1回分配クラス 11.84	1,215 1,856
11月末日	1,155,173,667.09	181,061,921	毎月分配クラス 8.01 年1回分配クラス 12.29	1,255 1,926
12月末日	1,211,429,017.13	189,879,384	毎月分配クラス 8.22 年1回分配クラス 12.67	1,288 1,986
2024年1月末日	1,220,686,041.02	191,330,330	毎月分配クラス 8.22 年1回分配クラス 12.73	1,288 1,995
2月末日	1,213,082,286.24	190,138,518	毎月分配クラス 8.14 年1回分配クラス 12.67	1,276 1,986
3月末日	1,262,814,092.20	197,933,481	毎月分配クラス 8.19 年1回分配クラス 12.80	1,284 2,006
4月末日	1,242,555,816.86	194,758,199	毎月分配クラス 8.02 年1回分配クラス 12.60	1,257 1,975
5月末日	1,293,035,061.04	202,670,315	毎月分配クラス 8.09 年1回分配クラス 12.78	1,268 2,003

<円>

	純資産総額	1口当たり純資産価格	
	円	円	
2023年6月末日	86,983,875,660	毎月分配クラス 年1回分配クラス	7,329 10,365
7月末日	86,468,019,476	毎月分配クラス 年1回分配クラス	7,362 10,447
8月末日	86,347,813,589	毎月分配クラス 年1回分配クラス	7,263 10,342
9月末日	84,298,461,371	毎月分配クラス 年1回分配クラス	7,097 10,141
10月末日	81,832,725,716	毎月分配クラス 年1回分配クラス	6,954 9,962
11月末日	83,524,325,929	毎月分配クラス 年1回分配クラス	7,150 10,279
12月末日	84,305,062,934	毎月分配クラス 年1回分配クラス	7,297 10,526
2024年1月末日	81,810,076,430	毎月分配クラス 年1回分配クラス	7,278 10,535
2月末日	80,419,544,233	毎月分配クラス 年1回分配クラス	7,182 10,433
3月末日	80,743,285,124	毎月分配クラス 年1回分配クラス	7,198 10,493
4月末日	75,651,702,979	毎月分配クラス 年1回分配クラス	7,017 10,265
5月末日	75,396,413,216	毎月分配クラス 年1回分配クラス	7,067 10,375

(注1) 会計期末の数値については、費用・現金等に係る一定の調整がなされた財務書類上の数値を記載しているため、各月末の営業日の数値と異なる場合がある。

(注2) 上記に記載された各月末の数値は、販売および買戻目的のため計算されたものである。そのため、中間計算期間末の純資産総額および1口当たり純資産価格は、中間財務書類中の数値とは一致しないことがある。

< 参考情報 >

米ドル毎月分配クラス

(2014年3月18日(運用開始日)~2024年5月31日)



円毎月分配クラス

(2014年3月18日(運用開始日)~2024年5月31日)



米ドル一年1回分配クラス

(2016年3月9日(運用開始日)~2024年5月31日)



円一年1回分配クラス

(2016年3月9日(運用開始日)~2024年5月31日)



- 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、各クラス受益証券の公表されている1口当たり純資産価格に各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、公表されている1口当たり純資産価格とは異なります。以下同じです。

分配の推移

2024年5月末日までの1年間の1口当たりの分配の額は、以下のとおりである。

< 米ドル - 毎月分配クラス >

計算期間	1口当たり分配金	
	米ドル	円
2023年6月1日~2024年5月末日	0.42	66

<円 - 毎月分配クラス>

計算期間	1口当たり分配金	
	円	
2023年6月1日～2024年5月末日	300	

<米ドル - 年1回分配クラス>

計算期間	1口当たり分配金	
	米ドル	円
2023年6月1日～2024年5月末日	0.00	0

<円 - 年1回分配クラス>

計算期間	1口当たり分配金	
	円	
2023年6月1日～2024年5月末日	10	

< 参考情報 >

米ドルー毎月分配クラス

単位:米ドル	
第1 計算期間(2014年3月18日~2014年10月31日)	0.20
第2 計算期間(2014年11月1日~2015年10月31日)	0.48
第3 計算期間(2015年11月1日~2016年10月31日)	0.48
第4 計算期間(2016年11月1日~2017年10月31日)	0.48
第5 計算期間(2017年11月1日~2018年10月31日)	0.48
第6 計算期間(2018年11月1日~2019年10月31日)	0.48
第7 計算期間(2019年11月1日~2020年10月31日)	0.48
第8 計算期間(2020年11月1日~2021年10月31日)	0.48
第9 計算期間(2021年11月1日~2022年10月31日)	0.37
第10計算期間(2022年11月1日~2023年10月31日)	0.36
2023年9月	0.03
2023年10月	0.03
2023年11月	0.03
2023年12月	0.04
2024年1月	0.04
2024年2月	0.04
2024年3月	0.04
2024年4月	0.04
2024年5月	0.04
直近1年間累計	0.42
設定来累計	4.56

● 分配金は1口当たり(税引前)の金額です。

米ドルー一年1回分配クラス

単位:米ドル	
第1 計算期間(2014年3月18日~2014年10月31日)	—
第2 計算期間(2014年11月1日~2015年10月31日)	—
第3 計算期間(2015年11月1日~2016年10月31日)	0.00
第4 計算期間(2016年11月1日~2017年10月31日)	0.00
第5 計算期間(2017年11月1日~2018年10月31日)	0.00
第6 計算期間(2018年11月1日~2019年10月31日)	0.00
第7 計算期間(2019年11月1日~2020年10月31日)	0.00
第8 計算期間(2020年11月1日~2021年10月31日)	0.00
第9 計算期間(2021年11月1日~2022年10月31日)	0.00
第10計算期間(2022年11月1日~2023年10月31日)	0.00
2023年10月	0.00
直近1年間累計	0.00
設定来累計	0.00

● 分配金は1口当たり(税引前)の金額です。

円ー毎月分配クラス

単位:円	
第1 計算期間(2014年3月18日~2014年10月31日)	200
第2 計算期間(2014年11月1日~2015年10月31日)	480
第3 計算期間(2015年11月1日~2016年10月31日)	480
第4 計算期間(2016年11月1日~2017年10月31日)	430
第5 計算期間(2017年11月1日~2018年10月31日)	360
第6 計算期間(2018年11月1日~2019年10月31日)	355
第7 計算期間(2019年11月1日~2020年10月31日)	300
第8 計算期間(2020年11月1日~2021年10月31日)	300
第9 計算期間(2021年11月1日~2022年10月31日)	300
第10計算期間(2022年11月1日~2023年10月31日)	300
2023年9月	25
2023年10月	25
2023年11月	25
2023年12月	25
2024年1月	25
2024年2月	25
2024年3月	25
2024年4月	25
2024年5月	25
直近1年間累計	300
設定来累計	3,680

● 分配金は1口当たり(税引前)の金額です。

円ー一年1回分配クラス

単位:円	
第1 計算期間(2014年3月18日~2014年10月31日)	—
第2 計算期間(2014年11月1日~2015年10月31日)	—
第3 計算期間(2015年11月1日~2016年10月31日)	0
第4 計算期間(2016年11月1日~2017年10月31日)	0
第5 計算期間(2017年11月1日~2018年10月31日)	0
第6 計算期間(2018年11月1日~2019年10月31日)	0
第7 計算期間(2019年11月1日~2020年10月31日)	0
第8 計算期間(2020年11月1日~2021年10月31日)	0
第9 計算期間(2021年11月1日~2022年10月31日)	0
第10計算期間(2022年11月1日~2023年10月31日)	10
2023年10月	10
直近1年間累計	10
設定来累計	10

● 分配金は1口当たり(税引前)の金額です。

収益率の推移

<米ドル - 毎月分配クラス>

計算期間	収益率(注)
2023年6月1日～2024年5月末日	7.31%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 上記期間末の1口当たり純資産価格(当該期間中の分配金の合計額を加えた額)

b = 2023年5月末日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

以下同じ。

<円 - 毎月分配クラス>

計算期間	収益率(注)
2023年6月1日～2024年5月末日	1.18%

<米ドル - 年1回分配クラス>

計算期間	収益率(注)
2023年6月1日～2024年5月末日	7.39%

<円 - 年1回分配クラス>

計算期間	収益率(注)
2023年6月1日～2024年5月末日	1.20%

< 参考情報 >

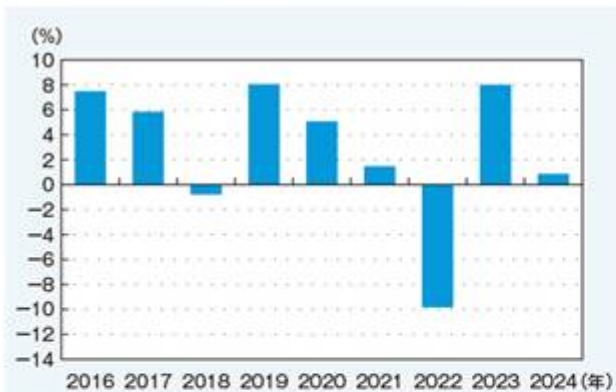
米ドルー毎月分配クラス



円ー毎月分配クラス



米ドルー年1回分配クラス



円ー年1回分配クラス

● 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末現在の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格

(ただし米ドルー年1回分配クラスおよび円ー年1回分配クラスについては2016年の場合、当初募集価格である10米ドルまたは10,000円)

● 米ドルー毎月分配クラスおよび円ー毎月分配クラスについては、2024年は5月31日までの収益率を表示しています。米ドルー年1回分配クラス

● 円ー年1回分配クラスについては、2016年は3月9日(運用開始日)から12月末日までの、2024年は5月31日までの収益率を表示しています。

● サブ・ファンドにベンチマークはありません。

2 販売及び買戻しの実績

2024年5月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2024年5月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

<米ドル - 毎月分配クラス>

販売口数	買戻口数	発行済口数
14,970,211.131 (14,970,211.131)	12,347,627.086 (12,347,627.086)	102,469,419.415 (102,469,419.415)

(注) ()内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

<円 - 毎月分配クラス>

販売口数	買戻口数	発行済口数
764,423.994 (764,423.994)	1,180,664.061 (1,180,664.061)	7,390,075.076 (7,390,075.076)

<米ドル - 年1回分配クラス>

販売口数	買戻口数	発行済口数
11,414,390.489 (11,414,390.489)	3,917,314.138 (3,917,314.138)	36,269,202.040 (36,269,202.040)

<円 - 年1回分配クラス>

販売口数	買戻口数	発行済口数
224,737.649 (224,737.649)	867,085.595 (867,085.595)	2,233,296.514 (2,233,296.514)

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

() MUAMグローバル・ケイマン・トラスト - PIMCO インカム・ファンド 米ドル(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)

a. ファンドの日本語の中間財務書類は、米国において一般に認められる会計原則に準拠して作成された原文(英語)の中間財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

b. ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)の監査を受けていない。

c. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円による金額は、2024年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=156.74円)で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
- PIMCO インカム・ファンド 米ドル
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)

資産負債計算書

2024年4月30日現在(未監査)

(米ドルで表示)

	米ドル	千円
資産		
フィーダー・ファンドへの投資(取得原価: 1,379,447,584米ドル)	1,235,280,963	193,617,938
現金	10,518,609	1,648,687
未収金:		
サブ・ファンド受益証券販売	4,118,984	645,610
投資有価証券売却	7,638,617	1,197,277
その他の資産	973	153
資産合計	1,257,558,146	197,109,664
負債		
未払金:		
投資有価証券購入	4,077,795	639,154
サブ・ファンド受益証券買戻し	1,407,519	220,615
未払投資運用報酬	5,941,929	931,338
未払販売報酬	2,584,407	405,080
未払代行協会員報酬	198,056	31,043
未払管理報酬	162,992	25,547
未払管理事務代行報酬兼名義書換事務代行報酬	120,941	18,956
未払印刷費用	88,651	13,895
未払受託報酬	32,677	5,122
未払保管報酬	31,561	4,947
未払専門家報酬	18,827	2,951
未払登録費用	1,786	280
その他の負債	302	47
負債合計	14,667,443	2,298,975
純資産	1,242,890,703	194,810,689

純資産

年1回分配クラス	427,753,896	67,046,146
毎月分配クラス	815,136,807	127,764,543
	1,242,890,703	194,810,689

発行済受益証券口数

年1回分配クラス	33,956,267 □
毎月分配クラス	101,688,689 □

	米ドル	日本円
受益証券1口当たり純資産価格		
年1回分配クラス	12.60	1,975
毎月分配クラス	8.02	1,257

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
- PIMCO インカム・ファンド 米ドル
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)

損益計算書

2024年4月30日に終了した6か月間(未監査)

(米ドルで表示)

	米ドル	千円
投資収益		
フィーダー・ファンドからの収益分配	49,948,451	7,828,920
費用		
投資運用報酬	5,105,407	800,221
販売報酬	3,904,135	611,934
管理事務代行報酬兼名義書換事務代行報酬	300,318	47,072
代行協会員報酬	300,318	47,072
管理報酬	240,254	37,657
保管報酬	64,177	10,059
受託報酬	60,064	9,414
印刷費用	43,986	6,894
専門家報酬	17,144	2,687
その他の費用	959	150
費用合計	10,036,762	1,573,162
投資純利益	39,911,689	6,255,758
実現および未実現利益(損失)：		
実現純利益(損失)：		
フィーダー・ファンドの売却	(26,588,601)	(4,167,497)
実現純損失	(26,588,601)	(4,167,497)
未実現評価益(評価損)の純変動：		
フィーダー・ファンドへの投資	57,618,801	9,031,171
未実現評価益の純変動	57,618,801	9,031,171
実現および未実現純利益	31,030,200	4,863,674
運用による純資産の純増加	70,941,889	11,119,432

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

M U A M グローバル・ケイマン・トラスト
 - P I M C O インカム・ファンド 米ドル
 (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)
 純資産変動計算書
 2024年4月30日に終了した6か月間(未監査)
 (米ドルで表示)

	米ドル	千円
運用による純資産の純増加(減少)：		
投資純利益	39,911,689	6,255,758
実現純損失	(26,588,601)	(4,167,497)
未実現評価益の純変動	57,618,801	9,031,171
運用による純資産の純増加	70,941,889	11,119,432
受益者への分配	(23,159,258)	(3,629,982)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純増加	76,211,865	11,945,448
純資産の純増加	123,994,496	19,434,897
純資産		
期首	1,118,896,207	175,375,791
期末	1,242,890,703	194,810,689

	年1回分配クラス		毎月分配クラス	
	米ドル	千円	米ドル	千円
サブ・ファンド				
受益証券取引：				
受益証券				
発行	6,550,874 □		9,030,967 □	
買戻し	(2,249,230) □		(6,428,600) □	
受益証券口数の純変動	4,301,644 □		2,602,367 □	
金額				
発行	83,096,873	13,024,604	73,480,659	11,517,358
買戻し	(28,297,909)	(4,435,414)	(52,067,758)	(8,161,100)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純増加額	54,798,964	8,589,190	21,412,901	3,356,258

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

M U A M グローバル・ケイマン・トラスト
 - P I M C O インカム・ファンド 米ドル
 (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)
 財務ハイライト
 2024年4月30日に終了した6か月間(未監査)
 (米ドルで表示)

1口当たり特別情報:

	年1回分配クラス		毎月分配クラス	
	米ドル	日本円	米ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	11.84	1,856	7.75	1,215
投資純利益*	0.41	64	0.27	42
投資による実現および 未実現純利益	0.35	55	0.23	36
運用による利益合計	0.76	119	0.50	78
受益者への分配	-	-	(0.23)	(36)
期末1口当たり純資産価格	12.60	1,975	8.02	1,257
トータル・リターン**	6.42 %		6.45 %	
平均純資産に対する比率:				
費用合計***	1.67 %		1.67 %	
投資純利益***	6.63 %		6.67 %	

* 当期の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

** 1年未満の期間について年率換算されていない。トータル・リターンは、分配金の再投資による影響を仮定している。

*** 年額を表す専門家報酬、印刷費用、登録費用およびその他の費用を除き、1年未満の期間について年率換算されている。比率は、投資先ファンドの投資実績に関連する収益および費用の比例配分を反映していない。しかし、サブ・ファンドの投資実績は、サブ・ファンドが投資する投資先ファンドの投資実績に直接関係している。投資先ファンドの定義を参照のこと。

上記の財務ハイライトは、2024年4月30日に終了した期間における発行済受益証券を指している。個人投資家のリターンは、申込みおよび買戻しのタイミングにより異なることがある。

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト - PIMCO インカム・ファンド 米ドル
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)

財務書類に対する注記

2024年4月30日に終了した6か月間(未監査)

1. 組織

PIMCO インカム・ファンド 米ドル(以下「サブ・ファンド」という。)は、ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)およびルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「管理会社」という。)の間で締結され、ケイマン諸島の信託法(2011年改訂)に基づき2013年1月18日付信託証書(随時補足または修正される。以下「信託証書」という。)に従って設定されたオープン・エンド型の免除アンブレラ・ファンドであるMUAMグローバル・ケイマン・トラスト(以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドである。2014年3月18日付で、サブ・ファンドは運用を開始した。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改訂)に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドル(以下「機能通貨」という。)である。

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制には、目論見書および監査済み財務書類を毎年ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)に提出することが含まれる。サブ・ファンドは、日本の金融庁(以下「JFSA」という。)に登録されている。

現在、サブ・ファンドである毎月分配クラスおよび年1回分配クラス(以下、あわせて「受益証券」という。)の二つのクラス受益証券(以下、各「クラス」という。)が投資者に提供されている。サブ・ファンドの受益証券は、米ドルで発行されている。受託会社は、管理会社の同意を得て、将来、サブ・ファンドに帰属するクラスを追加的に発行することができる。年1回分配クラスは2016年3月9日に運用を開始した。

サブ・ファンドの投資目的は、フィーダー・ファンド(以下に定義する。)への投資を通じて、世界(新興国を含む。)の幅広い種類の確定利付商品およびそれらの派生商品に主として投資することにより、利子収益の獲得および信託財産の長期的な成長を目指すことである。サブ・ファンドは、ピムコ・バミューダ・トラストのシリーズ・トラストであるピムコバミューダ インカム ファンド A - クラスF(USD)(以下「フィーダー・ファンド」という。)にのみ投資する。

サブ・ファンドの投資運用会社は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社(以下「投資運用会社」という。)である。

サブ・ファンドの副管理会社は、MUGルクスマネジメントカンパニーS.A.(以下「副管理会社」という。)である。

サブ・ファンドの副投資運用会社は、ピムコジャパンリミテッド(以下「副投資運用会社」という。)である。

管理会社がその裁量により、受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、サブ・ファンドは、2029年10月31日をもって終了する。サブ・ファンドは、フィーダー・ファンドが終了した場合には、2029年10月31日以前(または以後)に終了することがある。

2. 重要な会計方針

サブ・ファンドの財務書類には、2023年11月1日から、サブ・ファンドの中間期末である2024年4月30日までの期間が反映されている。

サブ・ファンドは投資会社であるため、財務会計基準審議会の会計基準コディフィケーション(ASC)第946号「金融サービス - 投資会社」の投資会社の会計および報告指針に従う。

以下は、サブ・ファンドが、米国において一般に公正と認められる会計原則(以下「U.S.GAAP」という。)に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して準拠している重要な会計方針の要約である。

U.S.GAAPに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営陣に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価格の決定

ブラウン・プラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下「管理事務代行会社」という。)は、受託会社の最終権限に服し、サブ・ファンドのすべての資産の評価を行う。サブ・ファンドの純資産価額(以下「純資産価額」という。)は、各営業日に計算される(営業日とは、ニューヨーク、ルクセンブルグおよび東京の銀行が営業を行っている日で、かつニューヨーク証券取引所(以下「NYSE」という。)が取引を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。)。純資産価額は、管理事務、法律、監査ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれらに限定されない、サブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は米ドルで計算され、小数点以下第三位が四捨五入される。

(B) 有価証券評価

純資産価格の計算の目的上、市場相場が容易に入手可能なポートフォリオ有価証券およびその他の資産は公正価値で表示される。公正価値は通常、当該有価証券が主に取引されている市場において直近に報告された売却価格、または売却が報告されていない場合、相場報告システム、定評のあるマーケット・メーカーまたは独立した価格決定サービスにより入手された相場に基づき決定される。独立した価格決定サービスは、マーケット・メーカーにより提供された情報、または類似の特徴を有する投資または有価証券に関連する利回りデータから入手した市場価値の見積りを使用したものである。フィーダー・ファンドは、各営業日の最終純資産価格に基づき、公正価値で評価される。満期までの期日が60日以下の短期投資は、償却原価で表示され、それは公正価値に近似する。

機能通貨以外の通貨で当初評価された投資有価証券は、価格決定サービスから入手した為替レートを用いて機能通貨に換算される。その結果、サブ・ファンドの受益証券の純資産価格は、機能通貨に関連する通貨の評価額の変動の影響を受ける。米国外の市場で取引されている、または機能通貨以外の通貨建有価証券の評価額は、NYSEが休日で、投資者が受益証券を購入できない、買戻請求できないまたは取引できない日に純資産価格が変動することによって、重大な影響を受けることがある。

市場相場が容易に入手可能でない有価証券およびその他の資産は、副投資運用会社により誠実に決定された公正価値で評価される。副投資運用会社は、市場相場が容易に入手可能でない状況において有価証券およびその他の資産を評価する方法を採用している。例えば、日次の市場相場が容易に入手可能で

ない一定の有価証券または投資は、受託会社により設定された指針に従って、その他の有価証券または指数を参照して評価される。

サブ・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与える事象が、該当市場が閉じた後(ただしNYSE終了前)に生じた場合を含め、直近または信頼性のある市場データ(例えば、取引情報、買呼値/売呼値の情報、ブローカー気配)が欠如した状況において、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。さらに、特別な状況に起因して、有価証券が取引されている取引所または市場が全日開かず、その他の市場価格も入手できない場合、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。副投資運用会社またはその代理人は、サブ・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与え得る事象を監視し、また当該重大な事象を考慮して、該当有価証券または資産の評価額が再評価されるべきか否かを決定する責任を負っている。

サブ・ファンドが純資産価格を決定するために、公正価値を使用する場合、有価証券は、取引されている主たる市場からの相場に基づいて価格決定されるよりもむしろ、副投資運用会社と協議の上、受託会社が公正価値を正確に反映すると判断したその他の方法で価格が決定されることがある。公正価値の決定には、有価証券の評価額について、主観的な判断が要求されることがある。

サブ・ファンドの方針は、サブ・ファンドの純資産価格の計算結果が、価格決定時点の有価証券の評価額を公正に反映していることを意図する一方で、副投資運用会社またはその指示に基づき行為する者が決定する公正価値が、価格決定時に有価証券が売却(例えば、強制的にまたは業績悪化による売却。)された場合にサブ・ファンドが入手し得る価格を正確に反映しているかについて、受託会社は保証できない。サブ・ファンドによって使用される価格は、当該有価証券が売却された場合の実現価格と異なることがあり、かかる差異が財務書類に対して重大な差異となり得る。

公正価値測定 - サブ・ファンドは、U.S.GAAPに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けするヒエラルキーにおける投資の公正価値を開示している。このヒエラルキーは、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位(レベル1測定)とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位(レベル3測定)としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値のヒエラルキーは以下のとおりである。

- ・レベル1 - 公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル2 - 公正価値測定には、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的(すなわち、価格)または間接的(すなわち、価格から派生するもの)に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル3 - 公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット(観察不能なインプット)を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定(リスクの仮定を含む。)のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観測可能」であるかの決定は、副投資運用会社による重大な判断が要求される。副投資運用会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配信されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データで

あると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、副投資運用会社が認識する当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

投資有価証券

活発な市場における取引相場価格に基づいて評価され、したがってレベル1に分類される投資有価証券には、上場株式、上場デリバティブおよび特定の短期金融証券が含まれる。サブ・ファンドが大きなポジションを保有しており、かつ、その証券を売却することによって公表価格に相当な影響を与える可能性があるような場合でも、副投資運用会社は、当該金融商品の公表価格を調整しない。

活発とはみなされない市場で取引されるが、取引相場価格、ディーラー相場または観察可能なインプットによって支持される代替価格情報に基づいて評価される投資有価証券は、レベル2に分類される。マスター・ファンドおよびフィーダー・ファンドのいずれかがレベル2のインプットに基づき評価されていたとすれば、これらの有価証券も含まれる。レベル2投資有価証券には、活発な市場で取引されていないおよび/または譲渡制限が課せられたポジションが含まれるため、評価額は、非流動性および/または非譲渡性を反映すべく調整されることがあり、この場合一般に入手可能なマーケット情報に基づいている。レベル3に分類される投資有価証券は、取引頻度が低いことから、重要な観測不能なインプットを有する。レベル3投資有価証券には、未公開株式および特定の社債等の有価証券が含まれる。これらの有価証券に対する観測可能な価格が入手可能でない場合には、公正価値を導き出すために評価技法が使用される。

会計基準アップデート(ASU)第2015-07号に従い、サブ・ファンドによる実務上の簡便法を用いて評価されるその他の投資会社への投資は、公正価値ヒエラルキーにも投資活動のロール・フォワードにも分類されていない。

(C) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、フィーダー・ファンドへの投資の売買は約定日現在で計上される。有価証券の売却にかかる実現損益は個別法に基づき決定される。フィーダー・ファンドからの収益または実現利益の分配は、配当落ち日に計上される。フィーダー・ファンドによる元本の払戻しによる分配は投資原価の減額として計上される。受取利息は発生主義で計上される。

2024年4月30日に終了した期間中の、フィーダー・ファンドに対する持分の購入原価および売却手取額は、それぞれ204,967,447米ドルおよび115,828,922米ドルであった。

(D) 費用

サブ・ファンドは、投資運用報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、監査報酬およびサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(E) 分配方針

管理会社は、その裁量により、年1回分配クラス受益証券について、2016年3月9日以降、毎年10月20日(当該日がファンド営業日でない場合は翌ファンド営業日)(当該分配落ち日とする。)に、投資純利益、純実現・未実現キャピタルゲインおよび分配可能資本から分配を宣言することができる。

管理会社は、その裁量により、毎月分配クラス受益証券について、2014年6月20日以降、毎月20日(当該日がファンド営業日でない場合は翌ファンド営業日)(当該分配落ち日とする。)に、純投資収入、純実現・未実現キャピタルゲインおよび分配可能資本から分配を宣言することができる。

受益者への分配宣言により、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格は減少するが、一受益者当たりの受益証券口数は対応して変化しない。その結果、サブ・ファンドにおける受益者の投資は、全般的に減少する。さらに、年度中にサブ・ファンドの累積投資純利益を超過して支払われたすべての分配は、元本の払戻しとしての分配の一部となる。

分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われるものとする。

2024年4月30日に終了した期間中に宣言され、支払われた分配は、以下のとおりである。

受益者に対する分配	金額(米ドル)
毎月分配クラス	23,159,258

(F) 外貨取引

保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの報告通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の評価額の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、実現および未実現純損益に含まれている。

(G) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下「保管会社」という。)が保管する現金残高を含むことがある。

3. 投資先ファンドへの投資

(A) 投資目的

フィーダー・ファンドの投資目的は、当期利益の最大化を図ることである。信託財産の長期的な成長は第二の目的である。フィーダー・ファンドは、通常、ピムコ・バミューダ・トラストの独立したシリーズ・トラストであるマスター・ファンドにその資産を投資することにより投資目的の達成を目指し、通常は他の発行体の債券またはその他の有価証券に対して直接投資を行わない。ただし、キャッシュ・マネジメント目的で流動性のある有価証券、レポ契約またはその他の金融商品に対して一時的に投資することができる。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの投資顧問会社は、フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの資産の投資について責任を負う投資顧問会社としてフィーダー・ファンドの受託会社によって選任されたパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(以下「PIMCO」という。)である。

マスター・ファンドのベンチマーク・インデックスは、パークレイズ米国総合インデックスである。

(B) 組織

フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドは、それぞれ、バミューダ諸島の法律に基づき2003年12月1日付信託証書(随時修正される。)に従ってマルチ・シリーズ信託として設定されたオープン・エンド型のファンドであるピムコ・バミューダ・トラストのシリーズ・トラストである。メイブルズ・トラスティ・サービシーズ(バミューダ)リミテッドは受託会社として従事している。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドは、「投資先ファンド」と総称される。

(C) 投資戦略

投資先ファンドは、通常の状態において、少なくとも総資産の65%以上を先渡取引またはオプション、先物取引もしくはスワップ契約などの派生商品で代表されることもある様々な満期を有する確定利付商品のマルチ・セクター型ポートフォリオに投資することを意図している。

投資先ファンドが投資することができるものには以下が含まれる。政府、その機関または政府支援企業が発行または保証する証券(以下「政府証券」という。)、商業コマーシャル・ペーパーを含む、米国または非米国発行体の社債券、モーゲージ・バック証券その他の資産担保証券、政府および企業により発行されるインフレ連動債、ハイブリッド証券または「インデックス連動型」証券、イベント連動債およびローン・パーティシペーションを含む仕組債、ディレイド・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ、預金証書、定期預金および銀行引受手形、レポ契約およびリバース・レポ契約、ならびに国際機関または超国家的機関の債務。

投資先ファンドは、米ドル以外の通貨エクスポージャーを全体で総資産の10%以内に制限する。

投資先ファンドのポートフォリオの平均デュレーションは、PIMCOによる金利の予測に基づき変動する。また、通常の市場の状況において、投資先ファンドのポートフォリオの平均デュレーションは、通常、0 - 8年の期間で変動する。

投資先ファンドは、ムーディーズ・インベスター・サービス(以下「Moody's」という。)またはS & Pグローバル・レーティング(以下「S & P」という。)もしくはフィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」という。)その他の国際的に認められた統計格付機関(以下「NRSRO」という。)により投資適格未滿と格付されたハイ・イールド商品(無格付の場合は、PIMCOがこれに相当する品質を有すると決定したもの)に総資産の50%以内を投資することができる。ただし、投資先ファンドによるモーゲージ証券および資産担保証券に対する投資については、かかる制限は適用されない。

投資先ファンドは、新興国の発行体が発行する銘柄に総資産の20%以内を投資することができる。

投資先ファンドは、純資産の15%を上限に非流動性証券に投資することができる。

(D) 会計方針

投資先ファンドの重要な会計方針は、サブ・ファンドの重要な会計方針と一致している。

投資先ファンドは、投資有価証券を公正価値で評価し、米国公認会計士協会の投資会社に対する監査・会計ガイドと一致する会計方針を使用する。

(E) 分配

投資先ファンドからの分配は、PIMCOの承認を得て毎月受益者に宣言され分配される。PIMCOの承認は、PIMCOの裁量により、撤回することができる。

(F) 報酬

投資先ファンドは、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬の対象となっていない。

(G) 清算期間

受益者は、いずれの営業日においても受益証券の買戻しを請求することができる。買戻手数料は課されない。

(H) 金融商品、借入およびデリバティブ

インフレ連動債

投資先ファンドは、インフレ連動債に投資することができる。インフレ連動債とは、確定利付証券で、インフレ率に従って元本価格が定期的に調整される。これらの債券の利率は、一般的に発行時に通常の債券よりも低率に設定される。しかし、インフレ連動債の存続期間において、利息はインフレ率調整後の元本価格に基づいて支払われる。インフレ連動債の元本増減分は、投資家が満期までその元本を受領しない場合にも、運用計算書に受取利息として含まれる。満期時における(インフレ率調整後の)原債券の元本の払戻しは、米国物価連動国債(USTIPS)の場合において保証される。類似の保証がなされない債券については、満期時に払戻される当該債券の調整後の元本価格は、額面価格より少なくなることがある。

モーゲージ関連証券およびその他の資産担保証券

投資先ファンドは、不動産にかかるローンへの参加権を直接もしくは間接的に表章するか、またはかかるローンにより担保され、支払われるモーゲージ関連証券およびその他の資産担保証券に投資することができる。モーゲージ関連証券は、貯蓄機関、貸付機関、モーゲージバンカー、商業銀行およびその他を含む、住居用または商業用モーゲージ・ローンのプールにより組成される。かかる証券は、元利の両方により構成される月毎の支払いを提供する。金利部分は、固定金利または変動金利によって決定される。対象モーゲージの期限前弁済比率は、モーゲージ関連証券の価格およびボラティリティーに影響を及ぼす可能性があり、また購入時に予想された証券の実効デュレーションを短縮または延長させる可能性がある。特定のモーゲージ関連証券の元利の適宜の支払いについては、米国政府の十分な信用と信頼により保証されている。

政府支援企業を含む非政府機関発行者により組成され、保証されるプール部分については、様々な形式の保険または保証によりサポートされることがあるが、民間保険会社または保証人が保険規約または保証契約に基づいてその債務を履行するとの保証はない。商業用モーゲージ・ローンによる担保が付されたモーゲージ関連証券に対する投資の大半のリスクには、不動産市場についての地域経済およびその他の経済状況、賃借人のリース支払い能力および賃借人を確保できる不動産の魅力等が反映される。これらの証券は、その他の種類のモーゲージ関連またはその他の資産担保証券と比較してより流動性が低く、価格の変動が大きい可能性がある。その他の資産担保証券は、自動車ローン、クレジット・カードの未収金、ホーム・エクイティ・ローンおよび学生ローンを含む、様々な種類の資産により組成される。

ローン・パーティシペーション、ローン債権譲渡および組成

投資先ファンドは、会社、政府またはその他の借主が貸主または貸付シンジケートに支払うべき金額に関する権利である直接債務証券に投資する。投資先ファンドによるローンへの投資は、ローン・パーティシペーションの形態または第三者からのローンの全部または一部の債権譲渡もしくは投資先ファンドへの投資または投資先によるローンの組成の形態をとることがある。ローンは、しばしば、すべての所持人の代理人を務める銀行またはその他の金融機関(以下「貸主」という。)により管理される。代理人は、ローン契約の規定により、ローンの条件を管理する。投資先ファンドは、異なる期限および関連付随リスクを持つ可能性のある複数のシリーズまたはローンのトランシェに投資することができる。投資先ファンドが貸主から債権譲渡を購入する場合、投資先ファンドは、ローンの借主に対する直接的権利を取得する。これらのローンは、「ブリッジ・ローン」への参加を含むことがある。ブリッジ・ローンとは、より恒久的な資金調達(例えば、債券発行、買収目的で頻繁に行われる高利回り債の発行)に代わる当座の手段として借主により用いられる、(通常1年未満の)短期のつなぎ融資のことである。

投資先ファンドが投資する可能性があるかかるタイプのローンおよびローン関連投資有価証券には、とりわけ、シニア・ローン、劣後債、(第二順位担保権付ローン、Bノートおよびメザニン・ローンを含む。)ホール・ローン、商業用不動産およびその他の商業用ローンならびにストラクチャード・ローンが含まれる。投資先ファンドは、ローンを組成するか、もしくはプライマリー市場での貸付および/または民間取引を通じてローンの利息を直接得ることができる。劣後債については、借主の支払不能の事由を含む、該当するローンの保有者に対する借主の債務に優先する多額の負債が存在することがある。メザニン・ローンは通常、モーゲージにおける利息というよりはむしろ、不動産を所有するモーゲージの借主における持分上の権利を担保にすることによって保証される。

ローンへの投資には、資金調達に対する契約上の義務である未履行ローン契約が含まれることがある。未履行ローン契約は、要求に応じて借主に対して追加の現金の提供を投資先ファンドに義務付けるリボルビング融資枠を含むことがある。未履行ローン契約は、仮にローンの契約額の割合が借主により利用されない場合においても、全額についての将来的義務を表している。ローン・パーティシペーションに投資する場合、投資先ファンドは、ローン契約を販売する貸主からのみ、かつ貸主が借主から支払を受領した場合にのみ、投資先ファンドが受け取れる元本、利息および手数料の支払を受領する権利を有する。投資先ファンドは、ローンの原与信枠の引き落とされていない部分に基づいてコミットメント・フィーを受領することができる。特定の状況下において、投資先ファンドは借主によるローンの前払金に対してペナルティー・フィーを受領することができる。

米国政府機関または政府支援企業

投資先ファンドは、米国政府機関または政府支援企業によって発行された有価証券に投資する。米国政府証券は、一定の場合においては米国政府、その機関または政府補助機関により保証される債務である。米国財務省短期証券、中期証券および長期証券ならびに連邦政府抵当金庫(以下「GNMA」または「ジニー・メイ」という。)により保証された有価証券等のいくつかの米国政府証券は、米国政府の十分な信頼と信用により支えられており、連邦住宅貸付銀行等のその他の有価証券については、米国財務省(以下「米国財務省」という。)から借入するという発行体の権利により支えられている。また、連邦住宅抵当公庫(以下「FNMA」または「ファニー・メイ」という。)等のその他の有価証券については、当該機関の債務を購入する権限を持つ米国政府の裁量により支えられている。米国政府証券にはゼロ・クーポン証券が含まれることがある。ゼロ・クーポン証券は、発生基準での利息の支払いを行わず、利息支払型証券よりも大きなリスクを伴う。

政府関連保証人(すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏付けのない保証人)には、FNMAおよび連邦住宅貸付抵当公社(以下「FHLMC」または「フレディ・マック」という。)が含まれる。FNMAは、政府支援企業である。FNMAは、州および連邦政府によって認定された貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合およびモーゲージバンカーを含む、承認された売り手/サービサーの一覧から、従来型の(すなわち、いかなる政府機関によっても保証されない)住宅モーゲージを購入する。FNMAが発行するパス・スルー証券は、FNMAの適時の元本および金利の支払いについては保証されるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは、参加証書(以下「PC」という。)を発行するが、これは住宅モーゲージ・プールにある未分割の持分を表すパス・スルー証券である。FHLMCは、適時の利息の支払いおよび元本の最終回収の保証はするが、PCには米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

投資先ファンドは、権利失効日前にポジションを手じまいし、後日付の権利失効日を有する事実上同一の原資産に関連して新たなポジションを開くことにより、原資産にかかる発表予定(以下「TBA」という。)証券等のポジションの権利失効や満期の延長を図るロール・タイミング戦略を用いることができる。

レポ契約

投資先ファンドは、レポ契約を締結する。通常のレポ契約の条項に従い、投資先ファンドは、売り主が買戻しを行う義務および投資先ファンドが再売却をあらかじめ合意した価格と時期に行う義務を条件とした原債務(担保)を保有する。満期の定めのないレポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約は投資先ファンドまたは取引相手方によりいつでも終了することができる。すべてのレポ契約に関する原有価証券は、投資先ファンドの保管会社か、トライ・パーティ・レポ契約に基づき指定された副保管会社に保管される。担保の市場価値は、利息を含む買戻義務の合計額と同額またはそれ以上である必要がある。担保請求の増加時には、投資先ファンドは、投資先ファンドにとっての支払利息となる、担保受領に対する手数料を支払うことがある。

リバース・レポ契約

投資先ファンドは、リバース・レポ契約を締結する。リバース・レポ契約は、投資先ファンドが取引相手方である金融機関に、現金と引換えに有価証券を交付し、あらかじめ合意した価格と時期に同一またはほぼ同一の有価証券を買戻す契約である。満期の定めのないリバース・レポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約は投資先ファンドまたは取引相手方によりいつでも終了することができる。投資先ファンドは、もしあれば、契約期間中に取引相手方に交付された有価証券に対する元本および支払利息を受領する権利を有する。有価証券への需要の増加時には、投資先ファンドは、投資先ファンドにとっての受取利息となる、取引相手方による有価証券の使用に対する手数料を受領することがある。投資先ファンドは、リバース・レポ契約に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOによる現金化が決定している資産を分別保管する。

為替予約契約

投資先ファンドは、投資先ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する為替予約契約を締結する。為替予約契約とは、将来において定められた価格で通貨を売買する二当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、為替予約契約の市場価値は変動する。為替予約契約は日次で時価評価され、評価額の変動は投資先ファンドにより未実現利益または損失として計上される。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現利益または損失は、通貨の受渡し時に計上される。さらに、投資先ファンドは取引相手方が契約の条項の不履行に陥った場合、または、通貨の価格が機能通貨に対して不利に変動した場合に、リスクにさらされる。そういったリスクを軽減するために、原契約の条項に従って、現金または有価証券を担保として交換することができる。

先物契約

投資先ファンドは、先物契約を締結する。先物契約は、証券またはその他の資産を将来の期日に定められた価格で売買する契約である。投資先ファンドは、証券市場または金利および通貨価格の変動にかかるエクスポージャーを管理するため、先物契約を利用する。先物契約の利用に関連する主なリスクには、投資先ファンドが保有する有価証券の市場価値変動と先物契約の価格との間の不完全な相互関係および市場の非流動化の可能性が挙げられる。先物契約は日々の公表決済価格に基づき評価される。先物契約の締結に際し、投資先ファンドは、ブローカーまたは取引所の当初証拠金の要件に従って、現金、米国政府もしくは政府機関債または限定されたソブリン債を、先物ブローカーに対して預託することが要求される。先物契約は日次で時価評価され、当該契約の価格変動に基づき、評価額の変動への適切な未収金または未払金が、投資先ファンドにより計上または回収されることがある(以下「先物変動証拠金」という。)。利益または損失は、契約が満了または終了するまで、認識されても実現されたとはいふなされない。

オプション契約

投資先ファンドは、リターンを高めるため、もしくは既存のポジションまたは将来の投資をヘッジするために、オプションを売却または購入することができる。投資先ファンドは、保有するまたは投資を行う予定の有価証券および金融デリバティブ商品にかかるコールおよびプット・オプションを売却す

る。プット・オプションの売却は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを増加させる傾向がある。コール・オプションの売却は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを減少させる傾向がある。投資先ファンドがコールまたはプットを売却する時に、受領プレミアムと同等の金額が負債として計上され、その後、売却オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。権利消滅する売却オプションからの受領プレミアムは、実現利益として処理される。行使または終了する売却オプションからの受領プレミアムは、受取金額に追加されるか、もしくは、実現利益または損失の決定のため、原先物、スワップ、有価証券または為替取引に支払われた金額に対して相殺される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って売却することができる。これらのオプションに対するプレミアムは、特定の条件のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。投資先ファンドはオプションの売り方として、原資産の売却(コール)または購入(プット)が行われるかについて関与せず、この結果、売却オプションの投資対象の価格が不利に変動する市場リスクを負う。市場の非流動化により、投資先ファンドが清算取引の締結を行えないリスクがある。

投資先ファンドはまた、プットおよびコール・オプションを購入することができる。コール・オプションの購入は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを増加させる傾向がある。プット・オプションの購入は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを減少させる傾向がある。投資先ファンドはプレミアムを支払うが、プレミアムはその後、オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。権利消滅する購入オプションへの支払プレミアムは、実現損失として処理される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って購入することができる。これらのオプションに対するプレミアムは、特定の条件のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。購入プットおよびコール・オプションに関連したリスクは、支払プレミアムに限定される。行使または終了する購入オプションへの支払プレミアムは、支払金額に追加されるか、または、実現利益もしくは損失の決定のため、原投資取引を実行する際に、同取引にかかる受取金額に対して相殺される。

金利スワップション

投資先ファンドは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結する、もしくは既存のスワップ契約を短縮、延長、取消または変更するオプションである、金利スワップションを売却または購入することができる。買い手が権利を行使した場合、スワップションの売り手は当該スワップの取引相手方となる。金利スワップション契約は、権利行使時に、当該スワップションの買い手が固定金利受取人であるか固定金利支払人であるかについて特定するものである。

スワップ契約

投資先ファンドは、スワップ契約に投資する。スワップ契約は、指定された将来期間において投資キャッシュ・フロー、資産、外貨もしくは市場連動収益の交換または取換えを行う投資先ファンドと取引相手方との間の相互の交渉による合意である。スワップ契約は、店頭取引市場において当事者間により交渉され(以下「店頭取引スワップ」という。)、セントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関として知られる第三者を通じて決済されることがある(以下「集中清算の対象となるスワップ」という。)。投資先ファンドは、信用、通貨、金利、商品、株式およびインフレ・リスクに対するエクスポージャーの管理のため、クレジット・デフォルト、クロス・カレンシー、金利、トータル・リターン、バリエーションおよびその他の形式のスワップ契約を締結することができる。これらの契約に関連し、有価証券または現金は、資産価値を提供する目的で、対応するスワップ契約の条項に従って担保または証拠金として認識され、また、債務不履行または破産/倒産に陥った場合には、求償することができる。

これらの契約の締結は、多様な度合いにより、金利、信用、市場および情報管理リスクの要素を含む。かかるリスクは、これらの契約に対して流動性のある市場が存在しない可能性、契約の取引相手方がその債務の不履行に陥るかまたは契約の条項の解釈において同意しない可能性および金利が不利に変動する可能性を伴う。投資先ファンドの、取引相手方の信用リスクによる損失リスクの最大額は、当該

額がプラスの範囲において、契約の残存期間にわたって取引相手方から受領するキャッシュ・フローの割引純額である。かかるリスクは、投資先ファンドと取引相手方との間で基本相殺契約を締結することにより、また、投資先ファンドの取引相手方に対するエクスポージャーを補うため、投資先ファンドに担保を提供することにより、軽減される。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

投資先ファンドは、発行体による不履行に対する保護手段の提供(すなわち、参照債務に対して投資先ファンドが保有するまたはさらされるリスクの軽減)、もしくは、特定の発行体による不履行の可能性に対するアクティブなロング・ポジションまたはショート・ポジションの獲得のため、社債、ローン、ソブリン債、米国地方債または米国財務省証券に対するクレジット・デフォルト・スワップを利用することができる。クレジット・デフォルト・スワップ契約は、スワップ契約に明記されているとおり、参照主体、参照債務または参照指数が特定の信用事象を被った場合に、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者(プロテクションの買い手という。)による他方の当事者(プロテクションの売り手という。)に対する一連の支払の実行を伴うものである。

クレジット・デフォルト・スワップ契約のプロテクションの売り手として、投資先ファンドは、通常、信用事由が存在しない場合に、スワップの期間を通じて、プロテクションの買い手から固定利率の収益を受け取る。純資産総額に加えて投資先ファンドがスワップの想定元本額に対する投資リスクにさらされるという理由から、売り手として、投資先ファンドはポートフォリオに対して効果的にレバレッジを加える。

投資先ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起こった場合、投資先ファンドはプロテクションの買い手に対し、()スワップの想定元本に等しい金額を支払い、参照債務、その他の受渡可能債務または参照指数を構成する原有価証券を受領するか、または()スワップの想定元本額から参照債務または参照指数を構成する原有価証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形態で支払う。投資先ファンドがプロテクションの買い手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起こった場合、投資先ファンドはプロテクションの売り手から、()スワップの想定元本に等しい金額を受領し、参照債務、その他の受渡可能債務または参照指数を構成する原有価証券を交付するか、または()スワップの想定元本額から参照債務または参照指数を構成する原有価証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形態で受領する。回復額は、業界基準となる回復率または信用事由が発生するまでの主体の特別な要因及び検討のいずれかを考慮し、マーケット・メーカーにより見積もられる。信用事由が発生した場合、回復額は入札によって迅速に決定されるが、それにより特定の評価方法に加え、認可された限られた人数のブローカーによる入札が、決済額を計算する際に使用される。他の債務による受渡能力は、(信用事由発生後にプロテクションの買い手が最も安価な受渡可能債務を選択する権利である)最割安受渡方法の結果となることがある。

金利スワップ契約

投資先ファンドは、その投資目的を追求する通常の業務過程で、金利リスクにさらされる。投資先ファンドが保有する確定利付債券の価値は、金利上昇の局面において下落する可能性がある。かかるリスクをヘッジし、実勢市場金利での収益を確保する能力を維持するため、投資先ファンドは金利スワップ契約を締結することができる。金利スワップ契約は、投資先ファンドによる他の当事者との想定元本にかかる利息の支払または受領に対するそれぞれの約定の交換を伴う。金利スワップ契約の形式には以下が含まれる。()プレミアムと引換えに、一方当事者が他方当事者に特定の金利すなわち「キャップ」を上回る金利部分を支払うことに同意する金利キャップ、()プレミアムと引換えに、一方当事者が他方当事者に特定の金利すなわち「フロア」を下回る金利部分を支払うことに同意する金利フロア、()決められた最小または最大レベルを超える金利動向からの防御目的で一方当事者がキャップを売却しフロアを購入する、またはその反対を行う金利カラー、()買い手がすべてのスワップ取引をゼロ・

コストで満了日までの所定の日時に早期終了することができる権利を考慮して前払報酬を支払うコーラブル金利スワップ、()金利スワップ利用者に対して、金利スワップ・レートと特定のベンチマークとの間のフォワードの差異(またはスプレッド)を固定することを認めるスプレッド・ロック、または()異なる短期金融市場のセグメントに基づいて、二当事者間で変動金利を交換できるベシス・スワップ。

4. 受益証券

2024年4月30日現在、すべての発行済受益証券は、受益者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、マネックス証券株式会社および丸三証券株式会社4社により保有され、サブ・ファンドの純資産に対する持分のそれぞれ95.64%、2.11%、1.98%および0.27%を表象している。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の投資活動は、サブ・ファンドに重大な影響を与える。

(A) 申込み

当初払込日(当該日を含む。)以後、サブ・ファンドの受益証券は、各取引日(すなわち営業日)において、関連する申込注文が管理事務代行会社により受諾された当該取引日の受益証券の1口当たり純資産価格で発行される。当該純資産価格の計算は、各評価日(すなわち、各営業日および/または管理会社が随時決定するその他の日をいう。)に行われる。

当初申込期間後の取引日に、発行価格の4.0%(消費税その他の税金を含まない。)を上限とする申込手数料が発行価格に上乘せされるが、販売会社はこれを放棄することができる。かかる申込手数料は、販売会社が取得する。

特定の取引日に処理されるためには、取得申込書類が、当該取引日の午後6時(日本時間)(以下「締切時刻」という。)までに管理事務代行会社により受領されなければならない。締切時刻を過ぎた後に受領された取得申込書は、翌取引日に受領されたものとみなされる。

管理会社、管理事務代行会社および販売会社は、理由を明らかにせずに受益証券の取得申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

(B) 買戻し

受益者は、取引日のいつでも自己の受益証券の買戻請求を行うことができる。受益証券のいかなる買戻しの申込みについても、受益証券の買戻口数または買戻価格が示されなければならない。受益証券の買戻しの申込みが取引日に処理されるためには、当該申込みは、取引日の締切時刻までに管理事務代行会社により受領されなければならない。締切時刻後に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

買戻価格は、関係するサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格で、該当する場合は、適用される評価日に計算された第三者への手数料または源泉税控除後の金額である。買戻請求は受益証券証書が発行されている場合は、これを付して行わなければならない。

買戻手数料は課されない。

買戻しは0.001口の整数倍単位で行われなければならない。

買戻代金の支払いは、受益証券証書が発行されている場合は、管理事務代行会社がこれを受領していることを条件として、適用される取引日(同日を除く)から4営業日目の日に行われる。

管理会社、管理事務代行会社および販売会社は、理由を示すことなく、買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。

5. リスク要因

サブ・ファンドの投資活動は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドが投資する金融商品および市場に付随する様々な種類ならびに様々な程度リスクにさらされている。以下のリスク要因は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドへの投資に伴うすべてのリスクを説明したものではない。

(A) 信用リスク

サブ・ファンドは、投資先ファンドがその義務を遂行できない場合に信用リスクにさらされる。サブ・ファンドはまた、間接的に、投資先ファンドの金融資産に付随する信用リスクにさらされている。投資先ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。確定利付証券の発行体もしくは保証人またはデリバティブ契約の取引相手方が適時に元本および/または利息の支払、またその他義務を履行できない(または履行しようとしなない)場合、投資先ファンドは損失を被る可能性があり、それを受けてサブ・ファンドも損失を被る可能性がある。

(B) 市場、集中および流動性リスク

サブ・ファンドの活動は、金融市場の変動にさらされる。直接的または投資先ファンドにより取られるポジションを通じてのいずれかによる市場リスクに対するサブ・ファンドのエクスポージャーは、為替レートおよび市場のボラティリティーを含む様々な要因により決定される。

投資先ファンドの投資活動により、サブ・ファンドは、ボラティリティーが高くかつ流動性が低い市場への投資および/または個々の投資に対する大幅な集中にさらされることがある。サブ・ファンドが行う投資もまた、譲渡および処分にかかる特定の制限対象となる。

従って、サブ・ファンドが投資の処分を選択した時に、当該投資対象を容易に処分することが出来ないリスクおよび処分時の価格がサブ・ファンドの資産負債計算書に含まれる当該投資の金額を下回るリスクが存在する。

金利リスクとは、金利変動により確定利付証券の価格が下落するリスクである。名目金利が上昇すると、投資先ファンドが保有する一定の確定利付証券の価格が下落する傾向がある。比較的長期のデュレーションを有する確定利付証券は、金利変動の影響を受けやすく、通常は比較的短期のデュレーションを有する有価証券よりも変動しやすい。

インフレ連動債(インフレ連動地方債および一定のインフレ連動社債を除く。これらについては後述する。)とは、確定利付証券で、インフレ率に従って元本価格が定期的に調整される。インフレ指数が低下すると、インフレ連動債(インフレ連動地方債およびインフレ連動社債を除く。これらについては後述する。)の元本価格は下方修正され、その結果、これらの証券の支払利息(元本額が少額であるものについて計算される。)は減額される。インフレ連動米国債の場合、満期時における原債権元本の返済(インフレに応じて調整される。)が保証されている。同様の保証を規定していない債券について、満期時に返済される債券の調整済み元本価格は、当初元本を下回ることがある。

インフレ連動地方債および一定のインフレ連動社債については、インフレ調整は、半年毎の利息の支払いに反映される。その結果、インフレ連動地方債および一定のインフレ連動社債の元本価格はインフレ率に従って調整されない。

インフレ連動債の価格は、実効金利の変動に応じて変動することが予想される。実効金利は、名目金利およびインフレ率の関係に連動する。名目金利がインフレ率よりも急速に上昇する場合、実効金利は上昇し、インフレ連動債の価値の下落をもたらすことがある。インフレの短期上昇は価値の下落を導くことがある。インフレ連動債の元本増加分は、投資家が満期までその元本を受領しない場合にも、課税対象の通常所得とみなされる。

投資先ファンドが外貨、外貨建て取引されるか収益を受け取る有価証券および外貨へのエクスポージャーを伴うデリバティブを保有する場合、当該通貨の価格が投資先ファンドの基準通貨に対して下落するリスクにさらされ、また、ヘッジを行っている場合には、投資先ファンドの基準通貨の価格がヘッジされている通貨に対して下落するリスクがある。外国為替レートは、多数の理由により、短期間でも相当変動しうる。その結果、投資先ファンドが外貨建証券に投資する場合、そのリターンが減少し、それを受けてサブ・ファンドのリターンも減少することがある。

(C) 保管会社リスク

サブ・ファンドが潜在的に直接的な信用リスクにさらされる金融資産は、主に現金により構成される。サブ・ファンドの現金は、保管会社が保管している。

(D) ハイ・イールド債務証券に投資するリスク

サブ・ファンドは、投資先ファンドへの投資を通じて、格付の低い発行体の高利回り債務証券に主に投資しているため、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクが大きくなる可能性がある。ハイ・イールド証券は、値上がり益およびより高い利回りに関する機会をより多くもたらす一方、通常、高格付の有価証券よりも大きな潜在的価格ボラティリティを伴い、また流動性が低いことがある。ハイ・イールド証券は、発行体の継続的な元金支払能力において圧倒的に投機的であるとみなされることがある。ハイ・イールド証券はまた、実際のまたは認識される経済状況および産業の競合状況が悪化すると、より高格付の有価証券よりも、その影響を受けやすいことがある。

(E) 新興市場リスク

米国外の投資リスクは、経済が発展途上である国と経済的に結び付いているエマージング市場証券に投資先ファンドが投資する場合、とりわけ高くなる。これらの有価証券は、先進国に対する投資に伴うリスクと異なるか、またはより大きな、市場、信用、通貨、流動性、法律、政治その他のリスクをもたらすことがある。

(F) 社債

社債は、発行体が元金の支払いをすることができないリスクを伴うほか、金利感応性、発行体の信用に関する市場の認識、一般的な市場の流動性等の要因による価格変動に服する。金利上昇局面においては、社債の価格は下落することがある。長期の債券は、短期の債券と比べてより金利変動に対して影響を受けやすい傾向がある。

モーゲージ関連証券には、モーゲージ・パススルー証券、モーゲージ担保債務証券(以下「CMO」という。)、コマーシャル・モーゲージ・バック証券、モーゲージ・ダラー・ロール、残余クラスCMO、ストリップト・モーゲージ・バック証券(以下「SMB S」という。)および不動産モーゲージ・ローンへの参加権を直接的または間接的に表章するか、またはかかるローンにより担保され、支払われるその他の証券が含まれる。

モーゲージまたは資産担保証券の価格は、実勢金利の変動に対して特に敏感なことがある。モーゲージ関連証券の元本が期限前に償還された場合、PIMCOファンドが元本再投資時において金利下落の影響を受けることがある。金利の上昇時には、モーゲージ関連証券の価格は全般的に下落するが、金利の下落時には、期限前償還が可能なモーゲージ関連証券の価格は、その他の確定利付証券と同程度には上昇しないことがある。対象モーゲージに関する期限前償還率は、モーゲージ関連証券の価格およびボラティリティに影響を及ぼし、また、実効満期が、取得時の予想を超えて短縮されまたは延長されることがある。対象モーゲージの予想外の期限前償還率が、モーゲージ関連証券の実効満期を引き上げた場合、当該証券のボラティリティが高まることが予想される。かかる証券の価格は、発行体の信用力に関する市場の認識に応じて変動することがある。そのほか、モーゲージおよびモーゲージ関連証券は、一般に、何らかの形の政府保証または民間保証および/もしくは保険により担保されているが、民間保証人または保険会社はその債務を履行するとの保証はない。

一つのタイプのSMBsは、モーゲージ資産からの全ての金利を受領するクラス(金利クラスまたはIOクラス)と元本のすべてを受領する他のクラス(元本クラスまたはPOクラス)を有するものである。IOクラスの最終利回りは、裏付けとなるモーゲージ資産に関する元本の弁済率(期限前弁済率を含む。)に対して極めて敏感であり、急激な元本返済率は、PIMCOファンドのこれらの証券からの最終利回りに対して重大な悪影響を与えるおそれがある。投資先ファンド(マスター・ファンドを除く。)は、モーゲージ関連証券もしくはその他の資産担保証券のIO、PO、デリバティブまたは逆フローター債を組み合わせた投資を総資産の5%を超えて行ってはならない。

(G) デリバティブ・リスク

デリバティブは、その価値が原資産の価値、参照レートまたはインデックスに依拠、由来する金融商品である。投資先ファンドは、通常、原資産のポジションの代用として、および/または、金利リスク、信用リスクまたは為替リスク等他のリスクに対するエクスポージャーを軽減する戦略の一環としてデリバティブを活用する。投資先ファンドは、またレバレッジのためにデリバティブを活用することがあるが、この場合、レバレッジ・リスクを伴うことがある。

投資先ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、有価証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より大きいリスクを伴う。デリバティブは、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、信用リスク、マネジメント・リスク等といった多数のリスクにさらされる。デリバティブにはまた、価格設定ミスまたは不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴う。投資先ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、投資先ファンドは、投資した元本以上の損失を被る可能性がある。また、適切なデリバティブ取引が、いかなる場合にも行うことができるというのではなく、投資先ファンドにとって利益があったとしても、他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するために投資先ファンドがデリバティブ取引を行うことができるという保証はない。

(H) レバレッジ・リスク

一定の取引はレバレッジの形式をとることがある。かかる取引には、リバース・レポ取引、ポートフォリオの組入証券の貸付および発行日取引、延渡し取引または先渡コミットメント取引の利用が含まれる。レバレッジは、投資先ファンドの投資余力を増強し、または取引の清算を促すのが有利と見極められる場合に行われることがある。レバレッジは、投資先ファンドにより大きなトータル・リターンをもたらす機会を生む一方、損失を増幅することもある。デリバティブの使用によりレバレッジ・リスクが生ずることもある。

(I) 空売りリスク

投資先ファンドの空売り(もしあれば)は特別なリスクにさらされる。空売りは、後日より低い価格で同一の有価証券を購入することを見込んで、投資先ファンドが所有していない有価証券を売却するこ

とを意味する。先渡コミットメントを通じてショート・ポジションを取ることができ、先物契約またはスワップ契約によりデリバティブのショート・ポジションをとることができる。有価証券またはデリバティブの価格がその間に上昇した場合は、投資先ファンドは空売りが開始された時以降の価格の上昇に第三者に支払われるプレミアムおよび利息を加えた額に相当する損失を負担することになる。

それゆえ、空売りは、損失が増大し、投資の実費よりも多額の損失を生じさせる可能性があるというリスクを伴う。また、空売りに関係する第三者が契約条件の遵守を怠り、投資先ファンドに損失をもたらすリスクもある。

(J) 金融市場における政府介入

世界中の様々な政府は、最近の金融市場の不安定性から、極端な変動や、場合によっては流動性の欠如に直面している特定の金融機関および金融市場のセグメントを支援するために、多くの前例のない措置を講じるようになってきている。米国連邦、州、およびその他の政府、それらの規制機関または自主規制機関は、予見不可能な方法で、サブ・ファンドが投資する金融商品またはかかる金融商品の発行者に関する規制に影響を及ぼす措置を講じることがある。また、立法または規制により、サブ・ファンドに対する規制方法が変更されることがある。かかる立法または規制は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの投資対象の価値ならびにサブ・ファンドおよび投資先ファンドによる投資戦略(レバレッジの利用を含む)の実行力に悪影響を与え、サブ・ファンドおよび投資先ファンドが投資目的を達成する能力を制限または阻害する可能性がある。

金融サービス業界全般、ならびに特に私募ファンドおよびその投資顧問会社の活動については、立法および規制による監視が強化されてきている。かかる監視により、サブ・ファンドおよび投資先ファンドおよび/またはその管理会社への規制上の監督または関与に加え、サブ・ファンドおよび投資先ファンドおよび/またはその管理会社の法律、コンプライアンス、管理その他の負担およびコストの増加が生じ、サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたは管理会社に適用される法律または規制上のスキームにおける不明瞭さまたはコンフリクトが引き起される可能性がある。さらに、証券および先物市場は特に広範な制定法または規制上の、および証拠金に関する義務に服する。米国証券取引委員会(以下「SEC」という。)、米商品先物取引委員会(以下「CFTC」という。)、自主規制機関および証券取引所を含む様々な米国の連邦および州の規制当局は、市場における緊急事態発生時に特別の措置を講じる権限を有している。デリバティブ取引およびデリバティブ取引従事者に対する規制は発展中の法分野であり、政府および司法当局の行動により更なる進展および変更に服する。サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたはその管理会社を規制する米国内外の代替的な規則または法律が制定される可能性があり、かかる規則または法律の適用範囲は明らかではない。サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたはその管理会社が、将来規制当局の検査または処分を受けないという保証はない。サブ・ファンドおよび投資先ファンドの規制の変更または進展の効果が、その運用方法に影響し、それが重大かつ不利なものとなる可能性がある。

サブ・ファンドが保有する投資対象の価値は通常、投資先ファンドが投資する市場における未知の脆弱さを基礎とする、将来の地方、国または世界規模の経済的混乱のリスクに服する。かかる混乱が発生した場合、投資先ファンドが保有する有価証券の発行体については、保有資産の著しい価格下落および運営の停止が発生し、または事業運営に対する強い制限もしくはその他の政府による介入を伴う政府の支援を受ける可能性がある。更に、政府が将来の市場の混乱に介入することは確実ではなく、またかかる将来の介入の効果を予測することはできない。企業は、リスク管理プログラムを通じて将来の不確実性を特定し、管理するよう努めるが、発行体が将来の金融分野の低迷の影響に備えることは困難である。

投資家はサブ・ファンドへの投資のすべてまたはほぼすべてを失うおそれがある。サブ・ファンドまたは投資運用会社がサブ・ファンドの目的を達成する保証はない。上記に掲げられるリスク要因は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではない。

6. 保証および補償

ファンドおよびサブ・ファンドの設立契約書類に基づき、一定の関係者(管理会社およびサブ・ファンドの投資運用会社を含む。)は、サブ・ファンドに対する業務の遂行により生じることがある一定の債務に対して補償されている。さらに、通常の商取引において、サブ・ファンドのために受託会社は、様々な補償条項を含む契約を締結している。当該契約に基づく受託会社の最大エクスポージャーは、未だ発生していない事象に関し、サブ・ファンドに対して行われることがある、将来的な請求が含まれるため、未知である。ただし、サブ・ファンドが当該契約に基づく請求を受けたまたは損失を被ったケースはない。

7. 所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得または評価益に対して課される税金はなく、また遺産税または相続税の性質を有するいかなる税金もサブ・ファンドを構成する財産、またはサブ・ファンドの下で生じる収益、もしくは当該財産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、または受益証券の買戻時の純資産価格の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法(改訂)におけるセーフ・ハーバーに適格となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティ取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益のどれもサブ・ファンドが行う米国の取引または事業に有効に関連していない場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益(配当および一定種類の受取利息を含む。)に対して米国の税金30%が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針(財務会計基準審議会-会計基準編纂書740)は、受託会社に、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査(関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。)時に「認定される可能性の方が高い(more likely than not)」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高いかどうかの閾値を超過した税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットまで減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関する利得またはペナルティは認められない。

8. 報酬および費用

(A) 管理事務代行報酬兼名義書換事務代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下「管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社」という。)は、サブ・ファンドから、各評価日に計算され、毎月後払いされる純資産価額の年率0.05%の報酬(ただし、年間45,000米ドルを下回らないものとする。)ならびに総資産および取引高に基づき毎月計算され、支払われる報酬を受領する権利を有する。2024年4月30日に終了した期間中に管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社が稼得した報酬、ならびに2024年4月30日現在における管理

事務代行会社兼名義書換事務代行会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(B) 保管報酬

保管会社は、総資産および取引高に基づいて毎月計算され、支払われる報酬を受領する。2024年4月30日に終了した期間中に保管会社が稼得した報酬および2024年4月30日現在における保管会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(C) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%（ただし、年間10,000米ドルを下回らないものとする。）の報酬を受領する。かかる報酬は、各評価日に計算され、毎月後払いされる。2024年4月30日に終了した期間中に受託会社が稼得した報酬および2024年4月30日現在における受託会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(D) 投資運用報酬

投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.85%の報酬を受領する。かかる報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に後払いされる。副投資運用報酬は、投資運用会社によって投資運用報酬から四半期毎に計算され後払いされる。2024年4月30日に終了した期間中に投資運用会社が稼得した報酬および2024年4月30日現在における投資運用会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(E) 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する。かかる報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に後払いされる。管理会社は、サブ・ファンドから受領する管理報酬から副管理会社への報酬を支払う。2024年4月30日に終了した期間中に管理会社が稼得した報酬および2024年4月30日現在における管理会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(F) 販売報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、丸三証券株式会社、マネックス証券株式会社およびSMB C日興証券株式会社（以下「販売会社」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.65%の報酬を受領する。かかる報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に後払いされる。2024年4月30日に終了した期間中に販売会社が稼得した報酬および2024年4月30日現在における販売会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(G) 代行協会員報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する。かかる報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に後払いされる。2024年4月30日に終了した期間中に代行協会員が稼得した報酬および2024年4月30日現在における代行協会員への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(H) その他の費用

サブ・ファンドは、（ ）公租公課、（ ）ブローカー手数料およびその他のポートフォリオ取引費用、（ ）支払利息を含む借入費用、（ ）訴訟費用および損害賠償費用を含む特別費用を含むがそれらに限定されない、管理事務代行報酬兼名義書換事務代行報酬および保管報酬によってカバーされない、業務に関連するその他の費用を負担することがある。

9. 後発事象

経営陣は、当財務書類の公表日である2024年6月11日までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。2024年5月1日から2024年6月11日までの期間中の受益証券発行金額は、46,304,119米ドルであり、買戻金額は、15,755,997米ドルであった。同期間中における分配金額は、4,083,024米ドルであった。サブ・ファンドに関して報告すべきその他の後発事象はない。

(2) 投資有価証券明細表等

M U A M グローバル・ケイマン・トラスト
- P I M C O インカム・ファンド 米ドル
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)
投資有価証券明細表
2024年4月30日現在(未監査)
(米ドルで表示)

	受益証券 口数	純資産比率 (%)	評価額 (米ドル)
フィーダー・ファンドへの投資 - 99.4%			
ピムコ バミューダ インカム ファンド A - クラスF (USD)	167,837,087	99.4	1,235,280,963
フィーダー・ファンドへの投資合計 (取得原価: 1,379,447,584米ドル)		99.4	1,235,280,963
負債を上回る現金およびその他の資産		0.6	7,609,740
純資産		100.0	1,242,890,703

2024年4月30日現在、フィーダー・ファンドへの投資を通じて、サブ・ファンドは、ピムコ バミューダ インカム ファンド(M)(以下「マスター・ファンド」という。)の純資産の11.10%を所有している。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドが保有する個別銘柄の公正価値のサブ・ファンドにおける持分割合がサブ・ファンドの純資産の5%を超過しているものは、以下のとおりである。

銘柄	元本 (米ドル)	公正価値 (米ドル)	公正価値のサブ・ ファンドにおける 持分割合 (米ドル)	純資産比率 (%)
米国政府機関債				
ジニー・メイ				
4.000% due 05/01/2054	785,850,000	712,198,566	79,054,041	6.36
4.000% due 06/01/2054	754,450,000	684,212,969	75,947,639	6.11
5.000% due 06/01/2054	636,800,000	609,734,586	67,680,539	5.45
2.000% - 5.500% due 08/20/2030 - 06/01/2054	3,213,892,814	2,896,234,515	321,482,032	25.86
	5,390,992,814	4,902,380,636	544,164,251	43.78
ファニー・メイ				
0.760% - 7.000% due 08/01/2031 - 06/01/2054	1,740,941,610	1,556,370,116	172,757,083	13.90
	1,740,941,610	1,556,370,116	172,757,083	13.90
米国財務省債務証券				
米国財務省短期証券				
5.263-5.334%* due 05/23/2024 -08/27/2024	517,462,000	510,464,534	57,120,981	4.60
米国財務省長期証券				
2.250% - 4.375% due 08/15/2043 - 02/15/2049	37,142,000	33,928,919	3,766,110	0.30
米国物価連動債				
0.125% - 2.375% due 07/15/2024 - 02/15/2053	1,325,466,876	1,215,557,134	134,926,842	10.85
米国財務省中期証券				
1.625% - 2.875% due 11/15/2024 - 08/15/2032	243,311,000	216,918,495	24,077,953	1.94
	2,123,381,876	1,976,869,082	219,891,886	17.69
	9,255,316,300	8,435,619,834	936,813,220	75.37

* 米国財務省債務証券に対する利率は、満期日までの利回りを表している。

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

() MUAMグローバル・ケイマン・トラスト - PIMCO インカム・ファンド 円(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)

a . ファンドの日本語の中間財務書類は、米国において一般に認められる会計原則に準拠して作成された原文(英語)の中間財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

b . ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)の監査を受けていない。

c . ファンドの原文の中間財務書類は、日本円で表示されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト

- PIMCO インカム・ファンド 円

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)

資産負債計算書

2024年4月30日現在(未監査)

(日本円で表示)

	円
資産	
フィーダー・ファンドへの投資(取得原価: 83,850,675,265円)	74,970,331,439
現金	835,598,947
未収金:	
投資有価証券売却	1,124,315,814
その他の資産	203,388
資産合計	<u>76,930,449,588</u>
負債	
未払金:	
サブ・ファンド受益証券買戻し	737,595,096
未払投資運用報酬	406,191,326
未払販売報酬	167,766,655
未払代行協会員報酬	13,796,880
未払専門家報酬	11,934,176
未払管理報酬	10,656,211
未払印刷費用	4,751,057
未払保管報酬	4,688,813
未払管理事務代行報酬兼名義書換事務代行報酬	4,477,270
未払受託報酬	1,426,946
その他の負債	125,206
負債合計	<u>1,363,409,636</u>
純資産	<u>75,567,039,952</u>

純資産

年1回分配クラス	23,243,727,351
毎月分配クラス	<u>52,323,312,601</u>
	<u>75,567,039,952</u>

発行済受益証券口数

年1回分配クラス	2,264,295 □
毎月分配クラス	7,456,303 □

円

受益証券1口当たり純資産価格

年1回分配クラス	10,265
毎月分配クラス	7,017

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
- PIMCO インカム・ファンド 円
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)

損益計算書

2024年4月30日に終了した6か月間(未監査)

(日本円で表示)

	円
投資収益	
フィーダー・ファンドからの収益分配	709,709,329
費用	
投資運用報酬	345,084,193
販売報酬	263,887,916
管理事務代行報酬兼名義書換事務代行報酬	20,299,075
代行協会員報酬	20,299,075
管理報酬	16,239,254
保管報酬	5,734,456
専門家報酬	5,718,622
受託報酬	4,059,814
印刷費用	3,506,958
登録費用	64,974
その他の費用	303,940
費用合計	685,198,277
投資純利益	24,511,052
実現および未実現利益(損失)：	
実現純利益(損失)：	
フィーダー・ファンドの売却	(2,471,554,305)
外貨取引および為替予約契約	3,956,006
実現純損失	(2,467,598,299)
未実現評価益(評価損)の純変動：	
フィーダー・ファンドへの投資	5,017,225,053
外貨取引	12,875,109
未実現評価益の純変動	5,030,100,162
実現および未実現純利益	2,562,501,863
運用による純資産の純増加	2,587,012,915

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

M U A M グローバル・ケイマン・トラスト
 - P I M C O インカム・ファンド 円
 (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)
 純資産変動計算書
 2024年4月30日に終了した6か月間(未監査)
 (日本円で表示)

	円
運用による純資産の純増加(減少)：	
投資純利益	24,511,052
実現純損失	(2,467,598,299)
未実現評価益の純変動	5,030,100,162
運用による純資産の純増加	2,587,012,915
受益者への分配	(1,147,999,293)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純減少	(7,704,699,386)
純資産の純減少	(6,265,685,764)
純資産	
期首	81,832,725,716
期末	75,567,039,952

	年1回分配クラス	毎月分配クラス
サブ・ファンド受益証券取引：		
受益証券		
発行	45,775 □	287,888 □
買戻し	(536,027) □	(653,162) □
受益証券口数の純変動	(490,252) □	(365,274) □
	円	円
金額		
発行	476,256,553	2,074,171,697
買戻し	(5,570,982,143)	(4,684,145,493)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純減少額	(5,094,725,590)	(2,609,973,796)

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

M U A M グローバル・ケイマン・トラスト
 - P I M C O インカム・ファンド 円
 (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)
 財務ハイライト
 2024年4月30日に終了した6か月間(未監査)
 (日本円で表示)

1口当たり特別情報:

	年1回分配クラス	毎月分配クラス
期首1口当たり純資産価格	9,962	6,954
投資純利益*	4	2
投資による実現および未実現純利益	299	211
運用による利益合計	303	213
受益者への分配	-	(150)
期末1口当たり純資産価格	10,265	7,017
トータル・リターン**	3.04 %	3.03 %
平均純資産に対する比率:		
費用合計***	1.67 %	1.68 %
投資純利益***	0.08 %	0.07 %

* 当期の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

** 1年未満の期間について年率換算されていない。トータル・リターンは、分配金の再投資による影響を仮定している。

*** 年額を表す専門家報酬、印刷費用、登録費用およびその他の費用を除き、1年未満の期間について年率換算されている。比率は、投資先ファンドの投資実績に関連する収益および費用の比例配分を反映していない。しかし、サブ・ファンドの投資実績は、サブ・ファンドが投資する投資先ファンドの投資実績に直接関係している。投資先ファンドの定義を参照のこと。

上記の財務ハイライトは、2024年4月30日に終了した期間における発行済受益証券を指している。個人投資家のリターンは、申込みおよび買戻しのタイミングにより異なることがある。

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト - PIMCO インカム・ファンド 円
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)

財務書類に対する注記

2024年4月30日に終了した6か月間(未監査)

1. 組織

PIMCO インカム・ファンド 円(以下「サブ・ファンド」という。)は、ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)およびルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「管理会社」という。)の間で締結され、ケイマン諸島の信託法(2011年改訂)に基づき2013年1月18日付信託証書(随時補足または修正される。以下「信託証書」という。)に従って設定されたオープン・エンド型の免除アンブレラ・ファンドであるMUAMグローバル・ケイマン・トラスト(以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドである。2014年3月18日付で、サブ・ファンドは運用を開始した。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改訂)に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は、日本円(以下「機能通貨」という。)である。

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制には、目論見書および監査済み財務書類を毎年ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)に提出することが含まれる。サブ・ファンドは、日本の金融庁(以下「JFSA」という。)に登録されている。

現在、サブ・ファンドである毎月分配クラスおよび年1回分配クラス(以下、あわせて「受益証券」という。)の二つのクラス受益証券(以下、各「クラス」という。)が投資者に提供されている。サブ・ファンドの受益証券は、日本円で発行されている。受託会社は、管理会社の同意を得て、将来、サブ・ファンドに帰属するクラスを追加的に発行することができる。年1回分配クラスは2016年3月9日に運用を開始した。

サブ・ファンドの投資目的は、フィーダー・ファンド(以下に定義する。)への投資を通じて、世界(新興国を含む。)の幅広い種類の確定利付商品およびそれらの派生商品に主として投資することにより、利子収益の獲得および信託財産の長期的な成長を目指すことである。サブ・ファンドは、ピムコ・バミューダ・トラスト のシリーズ・トラストであるピムコ バミューダ インカム ファンド A-クラスF(JPY)(以下「フィーダー・ファンド」という。)にのみ投資する。

サブ・ファンドの投資運用会社は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社(以下「投資運用会社」という。)である。

サブ・ファンドの副管理会社は、MUGルクスマネジメントカンパニーS.A.(以下「副管理会社」という。)である。

サブ・ファンドの副投資運用会社は、ピムコジャパンリミテッド(以下「副投資運用会社」という。)である。

管理会社がその裁量により、受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、サブ・ファンドは、2029年10月31日をもって終了する。サブ・ファンドは、フィーダー・ファンドが終了した場合には、2029年10月31日以前(または以後)に終了することがある。

2. 重要な会計方針

サブ・ファンドの財務書類には、2023年11月1日から、サブ・ファンドの中間期末である2024年4月30日までの期間が反映されている。

サブ・ファンドは投資会社であるため、財務会計基準審議会の会計基準コディフィケーション(ASC)第946号「金融サービス - 投資会社」の投資会社の会計および報告指針に従う。

以下は、サブ・ファンドが、米国において一般に公正と認められる会計原則(以下「U.S.GAAP」という。)に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して準拠している重要な会計方針の要約である。

U.S.GAAPに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営陣に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価格の決定

ブラウン・プラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下「管理事務代行会社」という。)は、受託会社の最終権限に服し、サブ・ファンドのすべての資産の評価を行う。サブ・ファンドの純資産価額(以下「純資産価額」という。)は、各営業日に計算される(営業日とは、ニューヨーク、ルクセンブルグおよび東京の銀行が営業を行っている日で、かつニューヨーク証券取引所(以下「NYSE」という。)が取引を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。)。純資産価額は、管理事務、法律、監査ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれらに限定されない、サブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。1口当たり純資産価格は日本円で計算される。1口当たり純資産価格の一円未満の金額は四捨五入されている。

(B) 有価証券評価

純資産価格の計算の目的上、市場相場が容易に入手可能なポートフォリオ有価証券およびその他の資産は公正価値で表示される。公正価値は通常、当該有価証券が主に取引されている市場において直近に報告された売却価格、または売却が報告されていない場合、相場報告システム、定評のあるマーケット・メーカーまたは独立した価格決定サービスにより入手された相場に基づき決定される。独立した価格決定サービスは、マーケット・メーカーにより提供された情報、または類似の特徴を有する投資または有価証券に関連する利回りデータから入手した市場価値の見積りを使用したものである。フィーダー・ファンドは、各営業日の最終純資産価格に基づき、公正価値で評価される。満期までの期日が60日以下の短期投資は、償却原価で表示され、それは公正価値に近似する。

機能通貨以外の通貨で当初評価された投資有価証券は、価格決定サービスから入手した為替レートを用いて機能通貨に換算される。その結果、サブ・ファンドの受益証券の純資産価格は、機能通貨に関連する通貨の評価額の変動の影響を受ける。米国外の市場で取引されている、または機能通貨以外の通貨建有価証券の評価額は、NYSEが休日で、投資者が受益証券を購入できない、買戻請求できないまたは取引できない日に純資産価格が変動することによって、重大な影響を受けることがある。

市場相場が容易に入手可能でない有価証券およびその他の資産は、副投資運用会社により誠実に決定された公正価値で評価される。副投資運用会社は、市場相場が容易に入手可能でない状況において有価証券およびその他の資産を評価する方法を採用している。例えば、日次の市場相場が容易に入手可能で

ない一定の有価証券または投資は、受託会社により設定された指針に従って、その他の有価証券または指数を参照して評価される。

サブ・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与える事象が、該当市場が閉じた後(ただしNYSE終了前)に生じた場合を含め、直近または信頼性のある市場データ(例えば、取引情報、買呼値/売呼値の情報、ブローカー気配)が欠如した状況において、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。さらに、特別な状況に起因して、有価証券が取引されている取引所または市場が全日開かず、その他の市場価格も入手できない場合、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。副投資運用会社またはその代理人は、サブ・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与え得る事象を監視し、また当該重大な事象を考慮して、該当有価証券または資産の評価額が再評価されるべきか否かを決定する責任を負っている。

サブ・ファンドが純資産価格を決定するために、公正価値を使用する場合、有価証券は、取引されている主たる市場からの相場に基づいて価格決定されるよりもむしろ、副投資運用会社と協議の上、受託会社が公正価値を正確に反映すると判断したその他の方法で価格が決定されることがある。公正価値の決定には、有価証券の評価額について、主観的な判断が要求されることがある。

サブ・ファンドの方針は、サブ・ファンドの純資産価格の計算結果が、価格決定時点の有価証券の評価額を公正に反映していることを意図する一方で、副投資運用会社またはその指示に基づき行為する者が決定する公正価値が、価格決定時に有価証券が売却(例えば、強制的にまたは業績悪化による売却。)された場合にサブ・ファンドが入手し得る価格を正確に反映しているかについて、受託会社は保証できない。サブ・ファンドによって使用される価格は、当該有価証券が売却された場合の実現価格と異なることがあり、かかる差異が財務書類に対して重大な差異となり得る。

公正価値測定 - サブ・ファンドは、U.S.GAAPに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けするヒエラルキーにおける投資の公正価値を開示している。このヒエラルキーは、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位(レベル1測定)とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位(レベル3測定)としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値のヒエラルキーは以下のとおりである。

- ・レベル1 - 公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル2 - 公正価値測定には、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的(すなわち、価格)または間接的(すなわち、価格から派生するもの)に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル3 - 公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット(観察不能なインプット)を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定(リスクの仮定を含む。)のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観測可能」であるかの決定は、副投資運用会社による重大な判断が要求される。副投資運用会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配信されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データで

あると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、副投資運用会社が認識する当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

投資有価証券

活発な市場における取引相場価格に基づいて評価され、したがってレベル1に分類される投資有価証券には、上場株式、上場デリバティブおよび特定の短期金融証券が含まれる。サブ・ファンドが大きなポジションを保有しており、かつ、その証券を売却することによって公表価格に相当な影響を与える可能性があるような場合でも、副投資運用会社は、当該金融商品の公表価格を調整しない。

活発とはみなされない市場で取引されるが、取引相場価格、ディーラー相場または観察可能なインプットによって支持される代替価格情報に基づいて評価される投資有価証券は、レベル2に分類される。マスター・ファンドおよびフィーダー・ファンドのいずれかがレベル2のインプットに基づき評価されていたとすれば、これらの有価証券も含まれる。レベル2投資有価証券には、活発な市場で取引されていないおよび/または譲渡制限が課せられたポジションが含まれるため、評価額は、非流動性および/または非譲渡性を反映すべく調整されることがあり、この場合一般に入手可能なマーケット情報に基づいている。レベル3に分類される投資有価証券は、取引頻度が低いことから、重要な観測不能なインプットを有する。レベル3投資有価証券には、未公開株式および特定の社債等の有価証券が含まれる。これらの有価証券に対する観測可能な価格が入手可能でない場合には、公正価値を導き出すために評価技法が使用される。

会計基準アップデート(A S U)第2015-07号に従い、サブ・ファンドによる実務上の簡便法を用いて評価されるその他の投資会社への投資は、公正価値ヒエラルキーにも投資活動のロール・フォワードにも分類されていない。

(C) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、フィーダー・ファンドへの投資の売買は約定日現在で計上される。有価証券の売却にかかる実現損益は個別法に基づき決定される。フィーダー・ファンドからの収益または実現利益の分配は、配当落ち日に計上される。フィーダー・ファンドによる元本の払戻しによる分配は投資原価の減額として計上される。受取利息は発生主義で計上される。2024年4月30日に終了した期間中の、フィーダー・ファンドに対する持分の購入原価および売却手取額は、それぞれ3,236,030,874円および11,784,354,684円であった。

(D) 費用

サブ・ファンドは、投資運用報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、監査報酬およびサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(E) 分配方針

管理会社は、その裁量により、年1回分配クラス受益証券について、2016年3月9日以降、毎年10月20日(当該日がファンド営業日でない場合は翌ファンド営業日)(当該分配落ち日とする。)に、投資純利益、純実現・未実現キャピタルゲインおよび分配可能資本から分配を宣言することができる。

管理会社は、その裁量により、毎月分配クラス受益証券について、2014年6月20日以降、毎月20日(当該日がファンド営業日でない場合は翌ファンド営業日)(当該分配落ち日とする。)に、純投資収入、純実現・未実現キャピタルゲインおよび分配可能資本から分配を宣言することができる。

受益者への分配宣言により、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格は減少するが、一受益者当たりの受益証券口数は対応して変化しない。その結果、サブ・ファンドにおける受益者の投資は、全般的に

減少する。さらに、年度中にサブ・ファンドの累積投資純利益を超過して支払われたすべての分配は、元本の払戻しとしての分配の一部となる。

分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われるものとする。

2024年4月30日に終了した期間中に宣言され、支払われた分配は、以下のとおりである。

受益者に対する分配	金額(日本円)
毎月分配クラス	1,147,999,293

(F) 外貨取引

保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの報告通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の評価額の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、実現および未実現純損益に含まれている。

(G) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下「保管会社」という。)が保管する現金残高を含むことがある。

3. 投資先ファンドへの投資

(A) 投資目的

フィーダー・ファンドの投資目的は、当期利益の最大化を図ることである。信託財産の長期的な成長は第二の目的である。フィーダー・ファンドは、通常、ピムコ・バミューダ・トラストの独立したシリーズ・トラストであるマスター・ファンドにその資産の全てを実質的に投資することにより投資目的の達成を目指し、通常は他の発行体の債券またはその他の有価証券に対して直接投資を行わない。ただし、キャッシュ・マネジメント目的で流動性のある有価証券、レポ契約またはその他の金融商品に対して一時的に投資することもでき、また、直接為替ヘッジ取引を行うこともできる。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの投資顧問会社は、フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの資産の投資について責任を負う投資顧問会社としてフィーダー・ファンドの受託会社によって選任されたパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(以下「PIMCO」という。)である。

フィーダー・ファンドは、リスク低減のために米ドル売り・円買いの為替取引を行うことにより、円(以下「日本円」という。)の米ドルに対するエクスポージャーをヘッジすることができる。フィーダー・ファンドは通常、90%から110%の間で円の為替エクスポージャーをヘッジすることを目指す。ただし、フィーダー・ファンドが常にヘッジされること、またはフィーダー・ファンドの投資顧問会社であるPIMCOがヘッジの活用成功する保証はない。

マスター・ファンドのベンチマーク・インデックスは、バークレイズ米国総合インデックスである。

(B) 組織

フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドは、それぞれ、バミューダ諸島の法律に基づき2003年12月1日付信託証書(随時修正される。)に従ってマルチ・シリーズ信託として設定されたオーブ

ン・エンド型のファンドであるピムコ・バミュダ・トラストのシリーズ・トラストである。メイブルズ・トラスティ・サービシーズ(バミュダ)リミテッドは受託会社として従事している。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドは、「投資先ファンド」と総称される。

(C) 投資戦略

投資先ファンドは、通常の状態において、少なくとも総資産の65%以上を先渡取引またはオプション、先物取引もしくはスワップ契約などの派生商品で代表されることもある様々な満期を有する確定利付商品のマルチ・セクター型ポートフォリオに投資することを意図している。

投資先ファンドが投資することができるものには以下が含まれる。政府、その機関または政府支援企業が発行または保証する証券(以下「政府証券」という。)、商業コマーシャル・ペーパーを含む、米国または非米国発行体の社債券、モーゲージ・バック証券その他の資産担保証券、政府および企業により発行されるインフレ連動債、ハイブリッド証券または「インデックス連動型」証券、イベント連動債およびローン・パーティシペーションを含む仕組債、ディレイド・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ、預金証書、定期預金および銀行引受手形、レポ契約およびリバース・レポ契約、ならびに国際機関または超国家的機関の債務。

投資先ファンドは、米ドル以外の通貨エクスポージャーを全体で総資産の10%以内に制限する。

投資先ファンドのポートフォリオの平均デュレーションは、PIMCOによる金利の予測に基づき変動する。また、通常の状態において、投資先ファンドのポートフォリオの平均デュレーションは、通常、0 - 8年の期間で変動する。

投資先ファンドは、ムーディーズ・インベスター・サービス(以下「Moody's」という。)または、S & Pグローバル・レーティング(以下「S & P」という。)もしくはフィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」という。)その他の国際的に認められた統計格付機関(以下「NRSRO」という。)により投資適格未滿と格付されたハイ・イールド商品(無格付の場合は、PIMCOがこれに相当する品質を有すると決定したもの)に総資産の50%以内を投資することができる。ただし、投資先ファンドによるモーゲージ証券および資産担保証券に対する投資については、かかる制限は適用されない。

投資先ファンドは、新興国の発行体が発行する銘柄に総資産の20%以内を投資することができる。

投資先ファンドは、純資産の15%を上限に非流動性証券に投資することができる。

(D) 会計方針

投資先ファンドの重要な会計方針は、サブ・ファンドの重要な会計方針と一致している。

投資先ファンドは、投資有価証券を公正価値で評価し、米国公認会計士協会の投資会社に対する監査・会計ガイドと一致する会計方針を使用する。

(E) 分配

投資先ファンドからの分配は、PIMCOの承認を得て毎月受益者に宣言され分配される。PIMCOの承認は、PIMCOの裁量により、撤回することができる。

(F) 報酬

投資先ファンドは、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬の対象となっていない。

(G) 清算期間

受益者は、いずれの営業日においても受益証券の買戻しを請求することができる。買戻手数料は課されない。

(H) 金融商品、借入およびデリバティブ

インフレ連動債

投資先ファンドは、インフレ連動債に投資することができる。インフレ連動債とは、確定利付証券で、インフレ率に従って元本価格が定期的に調整される。これらの債券の利率は、一般的に発行時に通常の債券よりも低率に設定される。しかし、インフレ連動債の存続期間において、利息はインフレ率調整後の元本価格に基づいて支払われる。インフレ連動債の元本増減分は、投資家が満期までその元本を受領しない場合にも、運用計算書に受取利息として含まれる。満期時における(インフレ率調整後の)原債券の元本の払戻しは、米国物価連動国債(US TIPS)の場合において保証される。類似の保証がなされない債券については、満期時に払戻される当該債券の調整後の元本価格は、額面価格より少なくなることがある。

モーゲージ関連証券およびその他の資産担保証券

投資先ファンドは、不動産にかかるローンへの参加権を直接もしくは間接的に表章するか、またはかかるローンにより担保され、支払われるモーゲージ関連証券およびその他の資産担保証券に投資することができる。モーゲージ関連証券は、貯蓄機関、貸付機関、モーゲージバンカー、商業銀行およびその他を含む、住居用または商業用モーゲージ・ローンのプールにより組成される。かかる証券は、元利の両方により構成される月毎の支払いを提供する。金利部分は、固定金利または変動金利によって決定される。対象モーゲージの期限前弁済比率は、モーゲージ関連証券の価格およびボラティリティーに影響を及ぼす可能性があり、また購入時に予想された証券の実効デュレーションを短縮または延長させる可能性がある。特定のモーゲージ関連証券の元利の適宜の支払いについては、米国政府の十分な信用と信頼により保証されている。

政府支援企業を含む非政府機関発行者により組成され、保証されるプール部分については、様々な形式の保険または保証によりサポートされることがあるが、民間保険会社または保証人が保険規約または保証契約に基づいてその債務を履行するとの保証はない。商業用モーゲージ・ローンによる担保が付されたモーゲージ関連証券に対する投資の大半のリスクには、不動産市場についての地域経済およびその他の経済状況、賃借人のリース支払い能力および賃借人を確保できる不動産の魅力等が反映される。これらの証券は、その他の種類のモーゲージ関連またはその他の資産担保証券と比較してより流動性が低く、価格の変動が大きい可能性がある。その他の資産担保証券は、自動車ローン、クレジット・カードの未収金、ホーム・エクイティ・ローンおよび学生ローンを含む、様々な種類の資産により組成される。

ローン・パーティシペーション、ローン債権譲渡および組成

投資先ファンドは、会社、政府またはその他の借主が貸主または貸付シンジケートに支払うべき金額に関する権利である直接債務証券に投資する。投資先ファンドによるローンへの投資は、ローン・パーティシペーションの形態または第三者からのローンの全部または一部の債権譲渡もしくは投資先ファンドへの投資または投資先によるローンの組成の形態をとることがある。ローンは、しばしば、すべての所持人の代理人を務める銀行またはその他の金融機関(以下「貸主」という。)により管理される。代理人は、ローン契約の規定により、ローンの条件を管理する。投資先ファンドは、異なる期限および関連付随リスクを持つ可能性のある複数のシリーズまたはローンのトランシェに投資することができる。投資先ファンドが貸主から債権譲渡を購入する場合、投資先ファンドは、ローンの借主に対する直接的権利を取得する。これらのローンは、「ブリッジ・ローン」への参加を含むことがある。ブリッジ・ローンとは、より恒久的な資金調達(例えば、債券発行、買収目的で頻繁に行われる高利回り債の発

行)に代わる当座の手段として借主により用いられる、(通常1年未満の)短期のつなぎ融資のことである。

投資先ファンドが投資する可能性があるかかるタイプのローンおよびローン関連投資有価証券には、とりわけ、シニア・ローン、劣後債、(第二順位担保権付ローン、Bノートおよびメザニン・ローンを含む。)ホール・ローン、商業用不動産およびその他の商業用ローンならびにストラクチャード・ローンが含まれる。投資先ファンドは、ローンを組成するか、もしくはプライマリー市場での貸付および/または民間取引を通じてローンの利息を直接得ることができる。劣後債については、借主の支払不能の事由を含む、該当するローンの保有者に対する借主の債務に優先する多額の負債が存在することがある。メザニン・ローンは通常、モーゲージにおける利息というよりはむしろ、不動産を所有するモーゲージの借主における持分上の権利を担保にすることによって保証される。

ローンへの投資には、資金調達に対する契約上の義務である未履行ローン契約が含まれることがある。未履行ローン契約は、要求に応じて借主に対して追加の現金の提供を投資先ファンドに義務付けるリボルビング融資枠を含むことがある。未履行ローン契約は、仮にローンの契約額の割合が借主により利用されない場合においても、全額についての将来的義務を表している。ローン・パーティシペーションに投資する場合、投資先ファンドは、ローン契約を販売する貸主からのみ、かつ貸主が借主から支払を受領した場合にのみ、投資先ファンドが受け取れる元本、利息および手数料の支払を受領する権利を有する。投資先ファンドは、ローンの原与信枠の引き落とされていない部分に基づいてコミットメント・フィーを受領することができる。特定の状況下において、投資先ファンドは借主によるローンの前払金に対してペナルティー・フィーを受領することができる。

米国政府機関または政府支援企業

投資先ファンドは、米国政府機関または政府支援企業によって発行された有価証券に投資する。米国政府証券は、一定の場合においては米国政府、その機関または政府補助機関により保証される債務である。米国財務省短期証券、中期証券および長期証券ならびに連邦政府抵当金庫(以下「GNMA」または「ジニー・メイ」という。)により保証された有価証券等のいくつかの米国政府証券は、米国政府の十分な信頼と信用により支えられており、連邦住宅貸付銀行等のその他の有価証券については、米国財務省(以下「米国財務省」という。)から借入するという発行体の権利により支えられている。また、連邦住宅抵当公庫(以下「FNMA」または「ファニー・メイ」という。)等のその他の有価証券については、当該機関の債務を購入する権限を持つ米国政府の裁量により支えられている。米国政府証券にはゼロ・クーポン証券が含まれることがある。ゼロ・クーポン証券は、発生基準での利息の支払いを行わず、利息支払型証券よりも大きなリスクを伴う。

政府関連保証人(すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏付けのない保証人)には、FNMAおよび連邦住宅貸付抵当公社(以下「FHLMC」または「フレディ・マック」という。)が含まれる。FNMAは、政府支援企業である。FNMAは、州および連邦政府によって認定された貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合およびモーゲージバンカーを含む、承認された売り手/サービスの一覧から、従来型の(すなわち、いかなる政府機関によっても保証されない)住宅モーゲージを購入する。FNMAが発行するパス・スルー証券は、FNMAの適時の元本および金利の支払いについては保証されるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは、参加証書(以下「PC」という。)を発行するが、これは住宅モーゲージ・プールにある未分割の持分を表すパス・スルー証券である。FHLMCは、適時の利息の支払いおよび元本の最終回収の保証はするが、PCには米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

投資先ファンドは、権利失効日前にポジションを手じまいし、後日付の権利失効日を有する事実上同一の原資産に関連して新たなポジションを開くことにより、原資産にかかる発表予定(以下「TBA」

という。)証券等のポジションの権利失効や満期の延長を図るロール・タイミング戦略を用いることができる。

レポ契約

投資先ファンドは、レポ契約を締結する。通常のレポ契約の条項に従い、投資先ファンドは、売り主が買戻しを行う義務および投資先ファンドが再売却をあらかじめ合意した価格と時期に行う義務を条件とした原債務(担保)を保有する。満期の定めのないレポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約は投資先ファンドまたは取引相手方によりいつでも終了することができる。すべてのレポ契約に関する原有価証券は、投資先ファンドの保管会社か、トライ・パーティ・レポ契約に基づき指定された副保管会社に保管される。担保の市場価値は、利息を含む買戻義務の合計額と同額またはそれ以上である必要がある。担保請求の増加時には、投資先ファンドは、投資先ファンドにとっての支払利息となる、担保受領に対する手数料を支払うことがある。

リバース・レポ契約

投資先ファンドは、リバース・レポ契約を締結する。リバース・レポ契約は、投資先ファンドが取引相手方である金融機関に、現金と引換えに有価証券を交付し、あらかじめ合意した価格と時期に同一またはほぼ同一の有価証券を買戻す契約である。満期の定めのないリバース・レポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約は投資先ファンドまたは取引相手方によりいつでも終了することができる。投資先ファンドは、もしあれば、契約期間中に取引相手方に交付された有価証券に対する元本および支払利息を受領する権利を有する。有価証券への需要の増加時には、投資先ファンドは、投資先ファンドにとっての受取利息となる、取引相手方による有価証券の使用に対する手数料を受領することがある。投資先ファンドは、リバース・レポ契約に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOによる現金化が決定している資産を分別保管する。

為替予約契約

投資先ファンドは、投資先ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する為替予約契約を締結する。為替予約契約とは、将来において定められた価格で通貨を売買する二当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、為替予約契約の市場価値は変動する。為替予約契約は日次で時価評価され、評価額の変動は投資先ファンドにより未実現利益または損失として計上される。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現利益または損失は、通貨の受渡し時に計上される。さらに、投資先ファンドは取引相手方が契約の条項の不履行に陥った場合、または、通貨の価格が機能通貨に対して不利に変動した場合に、リスクにさらされる。そういったリスクを軽減するために、原契約の条項に従って、現金または有価証券を担保として交換することができる。

先物契約

投資先ファンドは、先物契約を締結する。先物契約は、証券またはその他の資産を将来の期日に定められた価格で売買する契約である。投資先ファンドは、証券市場または金利および通貨価格の変動にかかるエクスポージャーを管理するため、先物契約を利用する。先物契約の利用に関連する主なリスクには、投資先ファンドが保有する有価証券の市場価値変動と先物契約の価格との間の不完全な相互関係および市場の非流動化の可能性が挙げられる。先物契約は日々の公表決済価格に基づき評価される。先物契約の締結に際し、投資先ファンドは、ブローカーまたは取引所の当初証拠金の要件に従って、現金、米国政府もしくは政府機関債または限定されたソブリン債を、先物ブローカーに対して預託することが要求される。先物契約は日次で時価評価され、当該契約の価格変動に基づき、評価額の変動への適切な未収金または未払金が、投資先ファンドにより計上または回収されることがある(以下「先物変動証拠金」という。)。利益または損失は、契約が満了または終了するまで、認識されても実現されたとはいみなされない。

オプション契約

投資先ファンドは、リターンを高めるため、もしくは既存のポジションまたは将来の投資をヘッジするために、オプションを売却または購入することができる。投資先ファンドは、保有するまたは投資を行う予定の有価証券および金融デリバティブ商品にかかるコールおよびプット・オプションを売却する。プット・オプションの売却は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを増加させる傾向がある。コール・オプションの売却は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを減少させる傾向がある。投資先ファンドがコールまたはプットを売却する時に、受領プレミアムと同等の金額が負債として計上され、その後、売却オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。権利消滅する売却オプションからの受領プレミアムは、実現利益として処理される。行使または終了する売却オプションからの受領プレミアムは、受取金額に追加されるか、もしくは、実現利益または損失の決定のため、原先物、スワップ、有価証券または為替取引に支払われた金額に対して相殺される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って売却することができる。これらのオプションに対するプレミアムは、特定の条件のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。投資先ファンドはオプションの売り方として、原資産の売却(コール)または購入(プット)が行われるかについて関与せず、この結果、売却オプションの投資対象の価格が不利に変動する市場リスクを負う。市場の非流動化により、投資先ファンドが清算取引の締結を行えないリスクがある。

投資先ファンドはまた、プットおよびコール・オプションを購入することができる。コール・オプションの購入は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを増加させる傾向がある。プット・オプションの購入は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを減少させる傾向がある。投資先ファンドはプレミアムを支払うが、プレミアムはその後、オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。権利消滅する購入オプションへの支払プレミアムは、実現損失として処理される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って購入することができる。これらのオプションに対するプレミアムは、特定の条件のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。購入プットおよびコール・オプションに関連したリスクは、支払プレミアムに限定される。行使または終了する購入オプションへの支払プレミアムは、支払金額に追加されるか、または、実現利益もしくは損失の決定のため、原投資取引を実行する際に、同取引にかかる受取金額に対して相殺される。

金利スワップション

投資先ファンドは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結する、もしくは既存のスワップ契約を短縮、延長、取消または変更するオプションである、金利スワップションを売却または購入することができる。買い手が権利を行使した場合、スワップションの売り手は当該スワップの取引相手方となる。金利スワップション契約は、権利行使時に、当該スワップションの買い手が固定金利受取人であるか固定金利支払人であるかについて特定するものである。

スワップ契約

投資先ファンドは、スワップ契約に投資する。スワップ契約は、指定された将来期間において投資キャッシュ・フロー、資産、外貨もしくは市場連動収益の交換または取換えを行う投資先ファンドと取引相手方との間の相互の交渉による合意である。スワップ契約は、店頭取引市場において当事者間により交渉され(以下「店頭取引スワップ」という。)、セントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関として知られる第三者を通じて決済されることがある(以下「集中清算の対象となるスワップ」という。)。投資先ファンドは、信用、通貨、金利、商品、株式およびインフレ・リスクに対するエクスポージャーの管理のため、クレジット・デフォルト、クロス・カレンシー、金利、トータル・リターン、バリエーションおよびその他の形式のスワップ契約を締結することができる。これらの契約に関連し、有価証券または現金は、資産価値を提供する目的で、対応するスワップ契約の条項に従って担保または証拠金として認識され、また、債務不履行または破産/倒産に陥った場合には、求償することができる。

これらの契約の締結は、多様な度合いにより、金利、信用、市場および情報管理リスクの要素を含む。かかるリスクは、これらの契約に対して流動性のある市場が存在しない可能性、契約の取引相手方がその債務の不履行に陥るかまたは契約の条項の解釈において同意しない可能性および金利が不利に変動する可能性を伴う。投資先ファンドの、取引相手方の信用リスクによる損失リスクの最大額は、当該額がプラスの範囲において、契約の残存期間にわたって取引相手方から受領するキャッシュ・フローの割引純額である。かかるリスクは、投資先ファンドと取引相手方との間で基本相殺契約を締結することにより、また、投資先ファンドの取引相手方に対するエクスポージャーを補うため、投資先ファンドに担保を提供することにより、軽減される。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

投資先ファンドは、発行体による不履行に対する保護手段の提供(すなわち、参照債務に対して投資先ファンドが保有するまたはさらされるリスクの軽減)、もしくは、特定の発行体による不履行の可能性に対するアクティブなロング・ポジションまたはショート・ポジションの獲得のため、社債、ローン、ソブリン債、米国地方債または米国財務省証券に対するクレジット・デフォルト・スワップを利用することができる。クレジット・デフォルト・スワップ契約は、スワップ契約に明記されているとおり、参照主体、参照債務または参照指数が特定の信用事象を被った場合に、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者(プロテクションの買い手という。)による他方の当事者(プロテクションの売り手という。)に対する一連の支払の実行を伴うものである。

クレジット・デフォルト・スワップ契約のプロテクションの売り手として、投資先ファンドは、通常、信用事由が存在しない場合に、スワップの期間を通じて、プロテクションの買い手から固定利率の収益を受け取る。純資産総額に加えて投資先ファンドがスワップの想定元本額に対する投資リスクにさらされるという理由から、売り手として、投資先ファンドはポートフォリオに対して効果的にレバレッジを加える。

投資先ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起こった場合、投資先ファンドはプロテクションの買い手に対し、()スワップの想定元本に等しい金額を支払い、参照債務、その他の受渡可能債務または参照指数を構成する原有価証券を受領するか、または()スワップの想定元本額から参照債務または参照指数を構成する原有価証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形態で支払う。投資先ファンドがプロテクションの買い手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起こった場合、投資先ファンドはプロテクションの売り手から、()スワップの想定元本に等しい金額を受領し、参照債務、その他の受渡可能債務または参照指数を構成する原有価証券を交付するか、または()スワップの想定元本額から参照債務または参照指数を構成する原有価証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形態で受領する。回復額は、業界基準となる回復率または信用事由が発生するまでの主体の特別な要因及び検討のいずれかを考慮し、マーケット・メーカーにより見積もられる。信用事由が発生した場合、回復額は入札によって迅速に決定されるが、それにより特定の評価方法に加え、認可された限られた人数のプロローカーによる入札が、決済額を計算する際に使用される。他の債務による受渡能力は、(信用事由発生後にプロテクションの買い手が最も安価な受渡可能債務を選択する権利である)最割安受渡方法の結果となることがある。

金利スワップ契約

投資先ファンドは、その投資目的を追求する通常の業務過程で、金利リスクにさらされる。投資先ファンドが保有する確定利付債券の価値は、金利上昇の局面において下落する可能性がある。かかるリスクをヘッジし、実勢市場金利での収益を確保する能力を維持するため、投資先ファンドは金利スワップ契約を締結することができる。金利スワップ契約は、投資先ファンドによる他の当事者との想定元本にかかる利息の支払または受領に対するそれぞれの約定の交換を伴う。金利スワップ契約の形式には以下が含まれる。()プレミアムと引換えに、一方当事者が他方当事者に特定の金利すなわち「キャッ

プ」を上回る金利部分を支払うことに同意する金利キャップ、()プレミアムと引換えに、一方当事者が他方当事者に特定の金利すなわち「フロア」を下回る金利部分を支払うことに同意する金利フロア、()決められた最小または最大レベルを超える金利動向からの防御目的で一方当事者がキャップを売却しフロアを購入する、またはその反対を行う金利カラー、()買い手がすべてのスワップ取引をゼロ・コストで満了日までの所定の日時に早期終了することができる権利を考慮して前払報酬を支払うコーラブル金利スワップ、()金利スワップ利用者に対して、金利スワップ・レートと特定のベンチマークとの間のフォワードの差異(またはスプレッド)を固定することを認めるスプレッド・ロック、または()異なる短期金融市場のセグメントに基づいて、二当事者間で変動金利を交換できるベシス・スワップ。

4. 受益証券

2024年4月30日現在、すべての発行済受益証券は、サブ・ファンドの純資産に対する持分の99.65%を表象する三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社およびサブ・ファンドの純資産に対する持分の0.35%を表象するマネックス証券株式会社の2社により保有されている。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の投資活動は、サブ・ファンドに重大な影響を与える。

(A) 申込み

当初払込日(当該日を含む。)以後、サブ・ファンドの受益証券は、各取引日(すなわち営業日)において、関連する申込注文が管理事務代行会社により受諾された当該取引日の受益証券の1口当たり純資産価格で発行される。当該純資産価格の計算は、各評価日(すなわち、各営業日および/または管理会社が随時決定するその他の日をいう。)に行われる。

当初申込期間後の取引日に、発行価格の4.0%(消費税その他の税金を含まない。)を上限とする申込手数料が発行価格に上乘せされるが、販売会社はこれを放棄することができる。かかる申込手数料は、販売会社が取得する。

特定の取引日に処理されるためには、取得申込書類が、当該取引日の午後6時(日本時間)(以下「締切時刻」という。)までに管理事務代行会社により受領されなければならない。締切時刻を過ぎた後に受領された取得申込書は、翌取引日に受領されたものとみなされる。

管理会社、管理事務代行会社および販売会社は、理由を明らかにせずに受益証券の取得申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

(B) 買戻し

受益者は、取引日のいつでも自己の受益証券の買戻請求を行うことができる。受益証券のいかなる買戻しの申込みについても、受益証券の買戻口数または買戻価格が示されなければならない。受益証券の買戻しの申込みが取引日に処理されるためには、当該申込みは、取引日の締切時刻までに管理事務代行会社により受領されなければならない。締切時刻後に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

買戻価格は、関係するサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格で、該当する場合は、適用される評価日に計算された第三者への手数料または源泉税控除後の金額である。買戻請求は受益証券証書が発行されている場合は、これを付して行わなければならない。

買戻手数料は課されない。

買戻しは0.001口の整数倍単位で行われなければならない。

買戻代金の支払いは、受益証券証書が発行されている場合は、管理事務代行会社がこれを受領していることを条件として、適用される取引日(同日を除く)から4営業日目の日に行われる。

管理会社、管理事務代行会社および販売会社は、理由を示すことなく、買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。

5. リスク要因

サブ・ファンドの投資活動は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドが投資する金融商品および市場に付随する様々な種類ならびに様々な程度リスクにさらされている。以下のリスク要因は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドへの投資に伴うすべてのリスクを説明したものではない。

(A) 信用リスク

サブ・ファンドは、投資先ファンドがその義務を遂行できない場合に信用リスクにさらされる。サブ・ファンドはまた、間接的に、投資先ファンドの金融資産に付随する信用リスクにさらされている。投資先ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。確定利付証券の発行体もしくは保証人またはデリバティブ契約の取引相手方が適時に元本および/または利息の支払、またその他義務を履行できない(または履行しようとしな)場合、投資先ファンドは損失を被る可能性があり、それを受けてサブ・ファンドも損失を被る可能性がある。

(B) 市場、集中および流動性リスク

サブ・ファンドの活動は、金融市場の変動にさらされる。直接的または投資先ファンドにより取られるポジションを通じてのいずれかによる市場リスクに対するサブ・ファンドのエクスポージャーは、為替レートおよび市場のボラティリティーを含む様々な要因により決定される。

投資先ファンドの投資活動により、サブ・ファンドは、ボラティリティーが高くかつ流動性が低い市場への投資および/または個々の投資に対する大幅な集中にさらされることがある。サブ・ファンドが行う投資もまた、譲渡および処分にかかる特定の制限対象となる。従って、サブ・ファンドが投資の処分を選択した時に、当該投資対象を容易に処分することが出来ないリスクおよび処分時の価格がサブ・ファンドの資産負債計算書に含まれる当該投資の金額を下回るリスクが存在する。

金利リスクとは、金利変動により確定利付証券の価格が下落するリスクである。名目金利が上昇すると、投資先ファンドが保有する一定の確定利付証券の価格が下落する傾向がある。比較的長期のデュレーションを有する確定利付証券は、金利変動の影響を受けやすく、通常は比較的短期のデュレーションを有する有価証券よりも変動しやすい。

インフレ連動債(インフレ連動地方債および一定のインフレ連動社債を除く。これらについては後述する。)とは、確定利付証券で、インフレ率に従って元本価格が定期的に調整される。インフレ指数が低下すると、インフレ連動債(インフレ連動地方債およびインフレ連動社債を除く。これらについては後述する。)の元本価格は下方修正され、その結果、これらの証券の支払利息(元本額が少額であるものについて計算される。)は減額される。インフレ連動米国債の場合、満期時における原債権元本の返済(インフレに応じて調整される。)が保証されている。同様の保証を規定していない債券について、満期時に返済される債券の調整済み元本価格は、当初元本を下回ることがある。

インフレ連動地方債および一定のインフレ連動社債については、インフレ調整は、半年毎の利息の支払いに反映される。その結果、インフレ連動地方債および一定のインフレ連動社債の元本価格はインフレ率に従って調整されない。

インフレ連動債の価格は、実効金利の変動に応じて変動することが予想される。実効金利は、名目金利およびインフレ率の関数に連動する。名目金利がインフレ率よりも急速に上昇する場合、実効金利は上昇し、インフレ連動債の価値の下落をもたらすことがある。インフレの短期上昇は価値の下落を導くことがある。インフレ連動債の元本増加分は、投資家が満期までその元本を受領しない場合にも、課税対象の通常所得とみなされる。

投資先ファンドが外貨、外貨建て取引されるか収益を受け取る有価証券および外貨へのエクスポージャーを伴うデリバティブを保有する場合、当該通貨の価格が投資先ファンドの基準通貨に対して下落するリスクにさらされ、また、ヘッジを行っている場合には、投資先ファンドの基準通貨の価格がヘッジされている通貨に対して下落するリスクがある。外国為替レートは、多数の理由により、短期間でも相当変動しうる。その結果、投資先ファンドが外貨建て証券に投資する場合、そのリターンが減少し、それを受けてサブ・ファンドのリターンも減少することがある。

(C) 保管会社リスク

サブ・ファンドが潜在的に直接的な信用リスクにさらされる金融資産は、主に現金により構成される。サブ・ファンドの現金は、保管会社が保管している。

(D) ハイ・イールド債務証券に投資するリスク

サブ・ファンドは、投資先ファンドへの投資を通じて、格付の低い発行体の高利回り債務証券に主に投資しているため、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクが大きくなる可能性がある。ハイ・イールド証券は、値上がり益およびより高い利回りに関する機会をより多くもたらす一方、通常、高格付の有価証券よりも大きな潜在的価格ボラティリティを伴い、また流動性が低いことがある。ハイ・イールド証券は、発行体の継続的な元金支払能力において圧倒的に投機的であるとみなされることがある。ハイ・イールド証券はまた、実際のまたは認識される経済状況および産業の競合状況が悪化すると、より高格付の有価証券よりも、その影響を受けやすいことがある。

(E) 新興市場リスク

米国外の投資リスクは、経済が発展途上である国と経済的に結び付いているエマージング市場証券に投資先ファンドが投資する場合、とりわけ高くなる。これらの有価証券は、先進国に対する投資に伴うリスクと異なるか、またはより大きな、市場、信用、通貨、流動性、法律、政治その他のリスクをもたらすことがある。

(F) 社債

社債は、発行体が元金の支払いをすることができないリスクを伴うほか、金利感応性、発行体の信用に関する市場の認識、一般的な市場の流動性等の要因による価格変動に服する。金利上昇局面においては、社債の価格は下落することがある。長期の債券は、短期の債券と比べてより金利変動に対して影響を受けやすい傾向がある。

モーゲージ関連証券には、モーゲージ・パススルー証券、モーゲージ担保債務証券(以下「CMO」という。)、コマーシャル・モーゲージ・バック証券、モーゲージ・ダラー・ロール、残余クラスCMO、ストリップト・モーゲージ・バック証券(以下「SMB S」という。)および不動産モーゲージ・ローンへの参加権を直接的または間接的に表章するか、またはかかるローンにより担保され、支払われるその他の証券が含まれる。

モーゲージまたは資産担保証券の価格は、実効金利の変動に対して特に敏感なことがある。モーゲージ関連証券の元本が期限前に償還された場合、PIMCOファンドが元本再投資時において金利下落の影響を受けることがある。金利の上昇時には、モーゲージ関連証券の価格は全般的に下落するが、金利

の下落時には、期限前償還が可能なモーゲージ関連証券の価格は、その他の確定利付証券と同程度には上昇しないことがある。対象モーゲージに関する期限前償還率は、モーゲージ関連証券の価格およびボラティリティに影響を及ぼし、また、実効満期が、取得時の予想を超えて短縮されまたは延長されることがある。対象モーゲージの予想外の期限前償還率が、モーゲージ関連証券の実効満期を引き上げた場合、当該証券のボラティリティが高まることが予想される。かかる証券の価格は、発行体の信用力に関する市場の認識に応じて変動することがある。そのほか、モーゲージおよびモーゲージ関連証券は、一般に、何らかの形の政府保証または民間保証および/もしくは保険により担保されているが、民間保証人または保険会社はその債務を履行するとの保証はない。

一つのタイプのSMB Sは、モーゲージ資産からの全ての金利を受領するクラス(金利クラスまたはIOクラス)と元本のすべてを受領する他のクラス(元本クラスまたはPOクラス)を有するものである。IOクラスの最終利回りは、裏付けとなるモーゲージ資産に関する元本の弁済率(期限前弁済率を含む。)に対して極めて敏感であり、急激な元本返済率は、PIMCOファンドのこれらの証券からの最終利回りに対して重大な悪影響を与えるおそれがある。投資先ファンド(マスター・ファンドを除く。)は、モーゲージ関連証券もしくはその他の資産担保証証券のIO、PO、デリバティブまたは逆フローター債を組み合わせた投資を総資産の5%を超えて行ってはならない。

(G) デリバティブ・リスク

デリバティブは、その価値が原資産の価値、参照レートまたはインデックスに依拠、由来する金融商品である。投資先ファンドは、通常、原資産のポジションの代用として、および/または、金利リスク、信用リスクまたは為替リスク等他のリスクに対するエクスポージャーを軽減する戦略の一環としてデリバティブを活用する。投資先ファンドは、またレバレッジのためにデリバティブを活用することがあるが、この場合、レバレッジ・リスクを伴うことがある。

投資先ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、有価証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より大きいリスクを伴う。デリバティブは、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、信用リスク、マネジメント・リスク等といった多数のリスクにさらされる。デリバティブにはまた、価格設定ミスまたは不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴う。投資先ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、投資先ファンドは、投資した元本以上の損失を被る可能性がある。また、適切なデリバティブ取引が、いかなる場合にも行うことができるというのではなく、投資先ファンドにとって利益があったとしても、他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するために投資先ファンドがデリバティブ取引を行うことができるという保証はない。

(H) レバレッジ・リスク

一定の取引はレバレッジの形式をとることがある。かかる取引には、リバース・レポ取引、ポートフォリオの組入証券の貸付および発行日取引、延渡し取引または先渡コミットメント取引の利用が含まれる。レバレッジは、投資先ファンドの投資余力を増強し、または取引の清算を促すのが有利と見極められる場合に行われることがある。レバレッジは、投資先ファンドにより大きなトータル・リターンをもたらす機会を生む一方、損失を増幅することもある。デリバティブの使用によりレバレッジ・リスクが生ずることもある。

(I) 空売りリスク

投資先ファンドの空売り(もしあれば)は特別なリスクにさらされる。空売りは、後日より低い価格で同一の有価証券を購入することを見込んで、投資先ファンドが所有していない有価証券を売却することを意味する。先渡コミットメントを通じてショート・ポジションを取ることができ、先物契約またはスワップ契約によりデリバティブのショート・ポジションをとることができる。有価証券またはデリバティブの価格がその間に上昇した場合は、投資先ファンドは空売りが開始された時以降の価格の上昇に

第三者に支払われるプレミアムおよび利息を加えた額に相当する損失を負担することになる。それゆえ、空売りは、損失が増大し、投資の実費よりも多額の損失を生じさせる可能性があるというリスクを伴う。また、空売りに関係する第三者が契約条件の遵守を怠り、投資先ファンドに損失をもたらすリスクもある。

(J) 金融市場における政府介入

世界中の様々な政府は、最近の金融市場の不安定性から、極端な変動や、場合によっては流動性の欠如に直面している特定の金融機関および金融市場のセグメントを支援するために、多くの前例のない措置を講じるようになってきている。米国連邦、州、およびその他の政府、それらの規制機関または自主規制機関は、予見不可能な方法で、サブ・ファンドが投資する金融商品またはかかる金融商品の発行者に関する規制に影響を及ぼす措置を講じることがある。また、立法または規制により、サブ・ファンドに対する規制方法が変更されることがある。かかる立法または規制は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの投資対象の価値ならびにサブ・ファンドおよび投資先ファンドによる投資戦略(レバレッジの利用を含む)の実行力に悪影響を与え、サブ・ファンドおよび投資先ファンドが投資目的を達成する能力を制限または阻害する可能性がある。

金融サービス業界全般、ならびに特に私募ファンドおよびその投資顧問会社の活動については、立法および規制による監視が強化されてきている。かかる監視により、サブ・ファンドおよび投資先ファンドおよび/またはその管理会社への規制上の監督または関与に加え、サブ・ファンドおよび投資先ファンドおよび/またはその管理会社の法律、コンプライアンス、管理その他の負担およびコストの増加が生じ、サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたは管理会社に適用される法律または規制上のスキームにおける不明瞭さまたはコンフリクトが引き起される可能性がある。さらに、証券および先物市場は特に広範な制定法または規制上の、および証拠金に関する義務に服する。米国証券取引委員会(以下「SEC」という。)、米商品先物取引委員会(以下「CFTC」という。)、自主規制機関および証券取引所を含む様々な米国の連邦および州の規制当局は、市場における緊急事態発生時に特別の措置を講じる権限を有している。デリバティブ取引およびデリバティブ取引従事者に対する規制は発展中の法分野であり、政府および司法当局の行動により更なる進展および変更に服する。サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたはその管理会社を規制する米国内外の代替的な規則または法律が制定される可能性があり、かかる規則または法律の適用範囲は明らかではない。サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたはその管理会社が、将来規制当局の検査または処分を受けないという保証はない。サブ・ファンドおよび投資先ファンドの規制の変更または進展の効果が、その運用方法に影響し、それが重大かつ不利なものとなる可能性がある。

サブ・ファンドが保有する投資対象の価値は通常、投資先ファンドが投資する市場における未知の脆弱さを基礎とする、将来の地方、国または世界規模の経済的混乱のリスクに服する。かかる混乱が発生した場合、投資先ファンドが保有する有価証券の発行体については、保有資産の著しい価格下落および運営の停止が発生し、または事業運営に対する強い制限もしくはその他の政府による介入を伴う政府の支援を受ける可能性がある。更に、政府が将来の市場の混乱に介入することは確実ではなく、またかかる将来の介入の効果を予測することはできない。企業は、リスク管理プログラムを通じて将来の不確実性を特定し、管理するよう努めるが、発行体が将来の金融分野の低迷の影響に備えることは困難である。

投資家はサブ・ファンドへの投資のすべてまたはほぼすべてを失うおそれがある。サブ・ファンドまたは投資運用会社がサブ・ファンドの目的を達成する保証はない。上記に掲げられるリスク要因は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではない。

6. 保証および補償

ファンドおよびサブ・ファンドの設立契約書類に基づき、一定の関係者(管理会社およびサブ・ファンドの投資運用会社を含む。)は、サブ・ファンドに対する業務の遂行により生じることがある一定の債務に対して補償されている。さらに、通常の商取引において、サブ・ファンドのために受託会社は、様々な補償条項を含む契約を締結している。当該契約に基づく受託会社の最大エクスポージャーは、未だ発生していない事象に関し、サブ・ファンドに対して行われることがある、将来的な請求が含まれるため、未知である。ただし、サブ・ファンドが当該契約に基づく請求を受けたまたは損失を被ったケースはない。

7. 所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得または評価益に対して課される税金はなく、また遺産税または相続税の性質を有するいかなる税金もサブ・ファンドを構成する財産、またはサブ・ファンドの下で生じる収益、もしくは当該財産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、または受益証券の買戻時の純資産価格の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法(改訂)におけるセーフ・ハーバーに適格となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティ取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益のどれもサブ・ファンドが行う米国の取引または事業に有効に関連していない場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益(配当および一定種類の受取利息を含む。)に対して米国の税金30%が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針(財務会計基準審議会-会計基準編纂書740)は、受託会社に、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査(関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。)時に「認定される可能性の方が高い(more likely than not)」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高いかどうかの閾値を超過した税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットまで減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関する利得またはペナルティは認められない。

8. 報酬および費用

(A) 管理事務代行報酬兼名義書換事務代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下「管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社」という。)は、各サブ・ファンドから、各評価日に計算され、毎月後払いされる純資産価額の年率0.05%の報酬(ただし、年間45,000米ドルを下回らないものとする。)ならびに総資産および取引高に基づき毎月計算され、支払われる報酬を受領する権利を有する。2024年4月30日に終了した期間中に管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社が稼得した報酬、ならびに2024年4月30日現在における管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(B) 保管報酬

保管会社は、総資産および取引高に基づいて毎月計算され、支払われる報酬を受領する。2024年4月30日に終了した期間中に保管会社が稼得した報酬および2024年4月30日現在における保管会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(C) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%（ただし、年間10,000米ドルを下回らないものとする。）の報酬を受領する。かかる報酬は、各評価日に計算され、毎月後払いされる。2024年4月30日に終了した期間中に受託会社が稼得した報酬および2024年4月30日現在における受託会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(D) 投資運用報酬

投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.85%の報酬を受領する。かかる報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に後払いされる。副投資運用報酬は、投資運用会社によって投資運用報酬から四半期毎に計算され後払いされる。2024年4月30日に終了した期間中に投資運用会社が稼得した報酬および2024年4月30日現在における投資運用会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(E) 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する。かかる報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に後払いされる。管理会社は、サブ・ファンドから受領する管理報酬から副管理会社への報酬を支払う。2024年4月30日に終了した期間中に管理会社が稼得した報酬および2024年4月30日現在における管理会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(F) 販売報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社およびマネックス証券株式会社（以下「販売会社」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.65%の報酬を受領する。かかる報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に後払いされる。2024年4月30日に終了した期間中に販売会社が稼得した報酬および2024年4月30日現在における販売会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(G) 代行協会員報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する。かかる報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に後払いされる。2024年4月30日に終了した期間中に代行協会員が稼得した報酬および2024年4月30日現在における代行協会員への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(H) その他の費用

サブ・ファンドは、() 公租公課、() ブローカー手数料およびその他のポートフォリオ取引費用、() 支払利息を含む借入費用、() 訴訟費用および損害賠償費用を含む特別費用を含むがそれらに限定されない、管理事務代行報酬兼名義書換事務代行報酬および保管報酬によってカバーされない、業務に関連するその他の費用を負担することがある。

9. 後発事象

経営陣は、当財務書類の公表日である2024年6月11日までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。2024年5月1日から2024年6月11日までの期間中の受益証券発行金額は、213,867,859円であり、買戻金額は、1,412,357,495円であった。同期間中における分配金額は、185,093,123円であった。サブ・ファンドに関して報告すべきその他の後発事象はない。

(2) 投資有価証券明細表等

M U A M グローバル・ケイマン・トラスト
- P I M C O インカム・ファンド 円
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)
投資有価証券明細表
2024年4月30日現在(未監査)
(日本円で表示)

	受益証券 口数	純資産比率 (%)	評価額 (日本円)
フィーダー・ファンドへの投資 - 99.2%			
ピムコ バミューダ インカム ファンド A - クラスF (JPY)	9,982,734	99.2	74,970,331,439
フィーダー・ファンドへの投資合計 (取得原価: 83,850,675,265日本円)		99.2	74,970,331,439
負債を上回る現金およびその他の資産		0.8	596,708,513
純資産		100.0	75,567,039,952

2024年4月30日現在、フィーダー・ファンドへの投資を通じて、サブ・ファンドは、ピムコ バミューダ インカム ファンド(M)(以下「マスター・ファンド」という。)の純資産の4.28%を所有している。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドが保有する個別銘柄の公正価値のサブ・ファンドにおける持分割合がサブ・ファンドの純資産の5%を超過しているものは、以下のとおりである。

銘柄	元本 (米ドル)	公正価値 (日本円)	公正価値のサブ・ ファンドにおける 持分割合 (日本円)	純資産比率 (%)
米国政府機関債				
ジニー・メイ				
4.000% due 05/01/2054	785,850,000	112,075,126,359	4,796,815,408	6.35
4.000% due 06/01/2054	754,450,000	107,671,172,778	4,608,326,195	6.10
5.000% due 06/01/2054	636,800,000	95,950,882,294	4,106,697,762	5.44
2.000% - 5.500% due 08/20/2030 - 06/01/2054	3,213,892,814	455,765,940,328	19,506,782,246	25.81
	5,390,992,814	771,463,121,759	33,018,621,611	43.70
ファニー・メイ				
0.756% - 7.000% due 08/01/2031 - 06/01/2054	1,740,941,610	244,918,181,101	10,482,498,151	13.87
米国財務省債務証券				
米国財務省短期証券				
5.263-5.334%* due 05/23/2024 - 08/27/2024	517,462,000	80,329,250,725	3,462,190,707	4.58
米国財務省長期証券				
2.250% - 4.375% due 08/15/2043 - 02/15/2049	37,142,000	5,339,224,261	228,518,798	0.30
米国物価連動債				
0.125% - 2.375% due 07/15/2024 - 02/15/2053	1,325,466,876	191,286,146,601	8,187,047,075	10.84
米国財務省中期証券				
1.625% - 2.875% due 11/15/2024 - 08/15/2032	243,311,000	34,135,378,601	1,460,994,204	1.93
	2,123,381,876	311,090,000,188	13,338,750,784	17.65
	9,255,316,300	1,327,471,303,048	56,839,870,546	75.22

* 米国財務省債務証券に対する利率は、満期日までの利回りを表している。

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額(2024年5月末日現在)

払込済資本金の額 187,117,965.90米ドル(約293億円)

発行済株式総数 5,051,655株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命をただちに解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 決議が総会において投票を行った受益者の4分の3以上の多数により承認された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、故意の不適切な行為、詐欺または重過失の場合を除き、信託証書に基づく職務の遂行について、ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドのために、かつファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、()ファンドの運営もしくはファンドの受益証券の募集もしくは()管理会社の行為に関係し、または信託証書に基づきファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が実際に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費(弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。)、判決および和解において支払われる金額(ただし、受託会社が、ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。)を補償するものとし、上記の者を上記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、信託証書に基づく職務の遂行について、かかる行為が故意の不適切な行為、詐欺または重過失を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、2024年4月末日現在、以下の投資信託の管理を行っている。

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	本数	純資産価額の合計
ケイマン諸島	アンブレラ・ファンドのサブ・ファンド	26	3,058,645,316.42米ドル

(3) その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えたと予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a. 管理会社の最近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるビーディーオー オーディット ソシエテ アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2024年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝156.74円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2023年12月31日現在

(単位:米ドル)

資産

	注記	2023年		2022年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
現金、中央銀行および郵便局における残高	32.1,32.3	2,935,193,869	460,062,287	3,825,986,159	599,685,071
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,16,32.1,32.3	3,616,724,062	566,885,329	4,284,596,331	671,567,629
a) 要求払い		1,603,412,205	251,318,829	2,229,417,660	349,438,924
b) その他のローンおよび貸付金		2,013,311,857	315,566,500	2,055,178,671	322,128,705
顧客に対するローンおよび貸付金	32.1,32.3	7,905,238	1,239,067	41,095,998	6,441,387
株式およびその他の変動利回り有価証券	4,32.1,32.3	2,738	429	2,646	415
固定資産	5	2,742,761	429,900	2,550,486	399,763
その他の資産	6	690	108	534	84
前払金および未収収益	7,16	75,461,935	11,827,904	56,886,270	8,916,354
資産合計	8	6,638,031,293	1,040,445,025	8,211,118,424	1,287,010,702

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表(続き)
2023年12月31日現在
(単位:米ドル)

負債

	注記	2023年		2022年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
金融機関に対する未払金	16,32.1	2,072,466,179	324,838,349	2,665,200,741	417,743,564
a) 要求払い		2,072,466,179	324,838,349	2,665,200,741	417,743,564
b) 合意済み満期日付		0	0	0	0
顧客に対する未払金	9,16,32.1	3,815,550,822	598,049,436	4,852,402,519	760,565,571
a) 要求払い		3,815,550,822	598,049,436	4,852,402,519	760,565,571
b) 合意済み満期日付		0	0	0	0
その他の負債	10	1,229,105	192,650	2,511,756	393,693
未払金および繰延利益	11,16	58,526,361	9,173,422	127,795,347	20,030,643
引当金		39,457,074	6,184,502	10,289,047	1,612,705
a) 納税引当金	12	37,241,146	5,837,177	8,258,300	1,294,406
b) その他の引当金	13	2,215,928	347,325	2,030,747	318,299
発行済資本	14	187,117,966	29,328,870	187,117,966	29,328,870
準備金	15	364,038,890	57,059,456	302,480,181	47,410,744
繰越損益	15	1,762,158	276,201	325,518	51,022
当期利益		97,882,738	15,342,140	62,995,349	9,873,891
負債合計	17	6,638,031,293	1,040,445,025	8,211,118,424	1,287,010,702

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

オフ・バランス・シート項目

2023年12月31日現在

(単位:米ドル)

	注記	2023年		2022年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
偶発債務	18,32.1	88,703	13,903	75,775	11,877
内訳:					
保証金および担保証券として 差入れた資産		88,703	13,903	75,775	11,877
信託運用	21	52,561,295,560	8,238,457,466	44,808,157,318	7,023,230,578

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

(2) 損益の状況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

損益計算書

2023年12月31日に終了した年度

(単位:米ドル)

	注記	2023年		2022年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
未収利息および類似収益		305,406,272	47,869,379	133,835,051	20,977,306
内訳:					
- 金融機関および顧客に対する未払金について受領された負の利息		419,480	65,749	1,609,626	252,293
- 為替スワップからの金利差益		54,460,452	8,536,131	73,318,828	11,491,993
未払利息および類似費用		(207,634,601)	(32,544,647)	(85,089,296)	(13,336,896)
内訳:					
- ローンおよび貸付金ならびに金融機関における残高について支払われた負の利息		(505,331)	(79,206)	(19,419,339)	(3,043,787)
- 為替スワップからの金利差損		(4,270,379)	(669,339)	(1,835,161)	(287,643)
有価証券からの収益		0	0	0	0
株式およびその他の変動利回り有価証券からの収益		0	0	0	0
未収手数料	22	120,905,992	18,950,805	134,826,564	21,132,716
未払手数料		(33,509,033)	(5,252,206)	(44,141,518)	(6,918,742)
金融業務の純利益		4,397,406	689,249	5,972,209	936,084
その他の事業収益	23	7,382,356	1,157,110	8,565,956	1,342,628
一般管理費用		(60,136,136)	(9,425,738)	(63,758,784)	(9,993,552)
a) スタッフ費用	25,26	(25,051,516)	(3,926,575)	(22,559,016)	(3,535,900)
内訳:					
- 賃金およびサラリー		(20,355,899)	(3,190,584)	(17,925,916)	(2,809,708)
- 社会保障費		(2,584,124)	(405,036)	(2,247,688)	(352,303)
内訳:					
- 年金に関する社会保障費		(1,545,058)	(242,172)	(1,360,468)	(213,240)
b) その他の一般管理費用	27,31	(35,084,620)	(5,499,163)	(41,199,768)	(6,457,652)

有形および無形資産に関する価値調整		(1,275,260)	(199,884)	(1,454,125)	(227,920)
その他の事業費用	24	(2,519,709)	(394,939)	(2,730,496)	(427,978)
経常収益にかかる税金	12,28.1	(33,421,187)	(5,238,437)	(21,048,460)	(3,299,136)
税引後経常収益		99,596,100	15,610,693	64,977,102	10,184,511
前勘定科目に表示されていないその他の税金	28.2	(1,713,362)	(268,552)	(1,981,753)	(310,620)
当期利益		97,882,738	15,342,140	62,995,349	9,873,891

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

財務諸表に対する注記

2023年12月31日現在

注1 一般事項

1.1. 会社概況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「当行」という。)は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ(ルクセンブルグ)エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ(以下「MTFG」という。)は、株式会社UFJホールディングス(以下「UFJ」という。)と合併し、新規金融グループの株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUG」という。)となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社UFJ銀行と合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUG)の子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京UFJ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイは、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(以下「MUGC」という。)に名称を変更した。

2008年4月28日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、当行の資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。当行の主たる株主2社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱UFJ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京UFJ銀行が28.53%を保有している。

2014年8月7日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、アイルランド共和国、ダブリン2、ローワー・レッシン・ストリート12-13、オーモンド・ハウスを所在地とする外国支店を開設した。ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ、ダブリン支店は、1993年のUE規則に準拠して、金融機関に907648番で登録された。

2016年5月1日付で、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、その名称をルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「MIBL」という。)へ変更した。

2017年5月31日付で、三菱UFJ信託銀行株式会社は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.の議決権付株式の100%を取得した。

取締役会のメンバーは、三菱UFJ信託銀行株式会社のグループの専務取締役および社外取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他のすべての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

当行の取締役会は、当行が継続企業として存続できるかどうかについて評価を行い、当行が、当の間、業務を継続する資源を有していることに満足している。さらに、取締役会は、当行の継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせるような重大な不確実性を認識していない。そのため、財務書類は、引き続き継続企業ベースで作成されている。

注2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。

これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2. 外貨

当行は、すべての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約(スワップおよびヘッジ外国為替予約契約)によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、すべての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。外国通貨スワップでカバーされたポジションにかかる未実現損益の場合、期末に中立化される。

2023年12月31日現在使用された主な外国為替レートは以下の通りである。

1米ドル = 1.27480000 英ポンド

1米ドル = 0.00709320 日本円

1米ドル = 1.10465000 ユーロ

2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。2023年度に計上された先渡取引の未実現損失に対する引当金はない(2022年: 0米ドル)。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルクの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、財務書類作成日にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定されなければならない。

当行は、2023年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった(2022年: 0米ドル)。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

- ・ハードウェア機器: 4年
- ・ソフトウェア: 4年および5年
- ・その他の無形資産: 5年
- ・その他の有形資産: 10年
- ・のれん: 5年

2.9. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。納税引当金は、当行が設定した見積引当金と最終的な租税査定通知がまだ受領されていない会計年度の前払金の差額に等しい。

2.10. 前払金および未収収益

かかる資産項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した支出を含む。

2.11. 未払金および繰延利益

かかる負債項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した収益を含む。

2.12. 引当金

引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

2.13. 収益の認識

当行の主な収入源は、利息および受取手数料で構成される。当行は、顧客に提供する幅広いサービスから報酬および受取手数料を獲得する。

収益は、一般に、サービスが提供される期間にわたって関連するサービスが履行または認識される時点で計上される。

注3 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、額面価格で表示され、残存期間別に以下のとおりである。

	2023年 米ドル	2022年 米ドル
3か月以下	2,202,093,277	2,947,074,206
3か月超1年以下	1,414,630,785	1,337,522,125
	<u>3,616,724,062</u>	<u>4,284,596,331</u>

注4 株式およびその他の変動利回り有価証券

「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券はすべて、2,738米ドル(2022年:2,646米ドル)の未上場有価証券で構成される。

注5 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
1. 有形資産	3,363,209	90,062	(25,795)	117,858	3,545,334	3,306,338	238,997
a) ハードウェア	960,211	39,708	0	33,649	1,033,568	946,856	86,711
b) その他付属 品、家具、機 器、 車両	2,402,998	50,354	(25,795)	84,209	2,511,766	2,359,480	152,286
2. 無形資産	22,234,272	1,301,875	0	710,988	24,247,135	21,743,371	2,503,764
a) ソフトウェア	20,288,833	1,301,875	0	710,988	22,301,696	19,797,932	2,503,764
b) 有価約因に 基づいて取得 したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
固定資産合計	25,597,480	1,391,937	(25,795)	828,846	27,792,469	25,049,709	2,742,761

有価約因に基づいて取得したのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注6 その他の資産

	2023年 米ドル	2022年 米ドル
その他の資産	690	534
	<u>690</u>	<u>534</u>

注7 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

	2023年 米ドル	2022年 米ドル
未収利息	30,925,318	16,263,642
スワップに係る未収利息	17,079,967	14,158,477
管理会社手数料	691,916	656,139
信託業務手数料	4,411,547	4,377,532
全体保管手数料	6,317,669	6,922,186
投資ファンド手数料	10,617,073	11,432,600
その他の未収収益	1,574,684	1,576,343
その他の手数料	881,536	195,524
その他の前払金	0	0
前払一般経費	567,781	834,146
前払法人税	0	0
未収還付付加価値税(VAT)	2,394,444	469,681
	<u>75,461,935</u>	<u>56,886,270</u>

注8 外貨建て資産

2023年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、4,585,122,868米ドル(2022年：5,749,717,292米ドル)である。

注9 顧客未払金

2023年12月31日現在、顧客に対する要求払いのものを除く債務はない(2022年12月31日現在、要求払いのものを除く債務は0米ドルであった)。

注10 その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

	2023年 米ドル	2022年 米ドル
優先債務	971,611	528,787
諸債務	257,494	1,982,969
	<u>1,229,105</u>	<u>2,511,756</u>

注11 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

	2023年 米ドル	2022年 米ドル
未払手数料	8,561,263	9,571,741
未払一般経費	7,790,425	10,319,486
未払利息	15,081,748	13,423,755
手数料に関連する繰延収益	0	0
その他の繰延収益	15,411	29,171
外国通貨スワップでカバーされたポジションにかかる 為替差損益の中立化(注2.2)	26,800,870	87,606,762
その他の未払費用	276,644	74,489
その他の仮受金(*)	0	6,769,943
	<u>58,526,361</u>	<u>127,795,347</u>

(*)その他の仮受金：関連受益者に対する2022年12月31日以降の未払仮受金に係る仮勘定。

注12 税金 - 為替差損失：繰延税金

当行は、法定資本の通貨である米ドルで財務書類を作成する。2018年9月、税務当局は、2016年6月21日付通達L.G.-A 60に基づき税金の機能通貨として米ドルを使用ことを当行に許可した。

その結果、財務および商業用の貸借対照表は、同じ通貨である米ドルで作成されている。

2023年12月31日現在、繰延税金はない。

注13 その他の引当金

当行のその他の引当金は、従業員報酬引当金で構成される。

	2023年 米ドル	2022年 米ドル
従業員報酬引当金	2,215,928	2,030,747
	<u>2,215,928</u>	<u>2,030,747</u>

注14 発行済資本

2023年12月31日現在、当行の発行済かつ全額払込済資本は、クラスAの5,002,575株およびクラスBの49,080株に対して187,117,966米ドルである。

注15 準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2023年1月1日現在の残高	12,597,421	289,882,760	325,518
2022年12月31日終了年度の利益	0	0	62,995,349
利益の増加			
- 株主への配当金支払	0	0	0
- 2022年純資産税準備金への振替	0	13,380,000	(13,380,000)
- 2017年純資産税準備金からの振替	0	(8,700,000)	8,700,000
- 自由準備金への割り当て	0	53,800,000	(53,800,000)
- 法定準備金への割り当て	3,078,709	0	(3,078,709)
2023年12月31日現在の残高	<u>15,676,130</u>	<u>348,362,760</u>	<u>1,762,158</u>

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低5%相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。

当行は、ルクセンブルグの法律に基づいて、当該年度が支払期限である純資産税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、前年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に純資産税額控除の5倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならず、これを5年間維持しなければならない。

2023年12月31日現在、総額58,411,675米ドル(2022年:53,731,675米ドル)の純資産税特別準備金は、当行のその他の準備金に含まれている。

2022年3月28日付の年次株主総会において決議されたとおり、当行は、13,380,000米ドルを2023年の純資産税特別準備金に割り当て、また、2017年の純資産税特別準備金8,700,000米ドルを取り崩した。

2023年12月31日現在、純資産税の特別準備金の累積残高は、以下のとおりである。

	2023年 純資産税準備金 米ドル
2019年	9,981,000
2020年	10,911,000
2021年	11,874,000
2022年	12,265,675
2023年	13,380,000
2023年12月31日現在の残高	<u>58,411,675</u>

注16 関連会社残高

2023年12月31日現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2023年 米ドル	2022年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,982,750,453	3,349,527,021
前払金および未収収益	18,601,641	15,563,726
	<u>3,001,352,094</u>	<u>3,365,090,747</u>

負債

	2023年 米ドル	2022年 米ドル
金融機関に対する未払金	1,942,039,398	2,491,655,095
顧客に対する未払金	339,089,048	475,836,557
未払金および繰延利益	8,300,550	6,590,039
	<u>2,289,428,996</u>	<u>2,974,081,691</u>

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局(CSSF)は、2013年6月26日付の(パート4)規則(EU)575/2013に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ(三菱UFJフィナンシャル・グループ)に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。

注17 外貨建て負債

2023年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、4,585,122,870米ドル(2022年:5,614,636,504米ドル)である。

注18 偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

	2023年 米ドル	2022年 米ドル
発行済念書	<u>88,703</u>	<u>75,775</u>

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとおりである。

	2023年 米ドル	2022年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	<u>703,210</u>	<u>1,698,764</u>

期末現在、関連会社残高はなかった。

注20 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2023年および2022年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

通貨為替レートに連動する運用

- 為替先渡取引(スワップ、アウトライト)

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注21 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- 信託代理
- 代理店機能

- ポートフォリオ運用および顧問

注22 未収手数料

	2023年 米ドル	2022年 米ドル
投資ファンド報酬	27,782,396	27,477,944
機関投資家からの全体保管報酬	84,167,200	86,642,608
信託取引報酬	4,634,416	18,149,234
管理会社に対するサービス報酬	1,060,166	1,059,205
その他の報酬および手数料	3,261,813	1,497,573
	<u>120,905,991</u>	<u>134,826,564</u>

未収手数料は、以下で構成される。

投資ファンド報酬は、保管業務、中央管理事務代行業務、預託業務およびその他の業務に関して投資ファンドに課される報酬および手数料で構成される。当該報酬は、管理下にあるファンドの純資産価額に基づいて計算される。

機関投資家からの全体保管報酬は、証券取引管理、決済、コーポレートアクション、収益回収および議決権代理行使を含む全体保管業務に関して機関投資家に課される報酬および手数料で構成される。当該報酬は、預り資産および取引数に基づいて計算される。

信託取引報酬は、保管取引、キャッシュ・マネジメントおよびフィデューシャリー・ノートの発行を含む受託資産から得られる報酬および手数料で構成される。当該報酬は、運用資産および取引数に基づいて計算される。

管理会社に対するサービス報酬には、機能的支出をカバーする報酬および品質保証契約に基づくサポート・サービスに対する報酬が含まれる。

その他の報酬および手数料には、上場代理人報酬、保証報酬、銀行サービス報酬およびファンド注文デスクサービス報酬などの様々な報酬が含まれる。

1992年6月17日法の第69条(2)の適用により、金融機関の財務書類において、収益源は地域別に分析されていない。

注23 その他の事業収益

	2023年 米ドル	2022年 米ドル
過年度の法人税の調整	93,745	365
過年度の手数料の調整	5,410,115	4,308,298
過年度の一般経費調整からの利益	874,597	1,335,997
副保管報酬の払い戻し(*)	217,437	2,404,067
過年度の付加価値税(VAT)の調整	779,823	513,673
その他の事業収益	6,639	3,556
	<u>7,382,356</u>	<u>8,565,956</u>

(*)副保管報酬の払い戻し：ブラウン・ブラザーズ・ハリマンからシティバンクへの副保管会社の変更に関連するシティバンクからの移管費用の払い戻し。

注24 その他の事業費用

	2023年 米ドル	2022年 米ドル
過年度の一般経費調整からの費用	393,238	701,672
過年度の手数料	1,691,949	802,718
過年度の利息	77,704	7,812
その他事業損失	356,818	1,218,294
	<u>2,519,709</u>	<u>2,730,496</u>

注25 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。

	2023年 人数	2022年 人数
上級管理職	33	34
中間管理職	95	87
従業員	45	45
	<u>173</u>	<u>166</u>

注26 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下のとおり手当を与えた。

	2023年 米ドル	2022年 米ドル
上級管理職	<u>6,789,725</u>	<u>6,267,400</u>
内、各種報酬	881,875	853,614
内、固定報酬	5,413,786	5,413,786

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2023年および2022年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注27 その他の一般管理費用

	2023年 米ドル	2022年 米ドル
データ費用	517,602	637,273
維持費	1,192,339	1,132,763
会費	6,968,897	5,280,881
専門家報酬	8,808,345	6,895,172
賃貸および関連費用	1,969,623	1,687,297
業務契約	5,660,765	5,739,620
業務費用	3,940,649	3,940,850
システム費用	5,138,430	15,057,271
通信費用	586,992	525,935
旅費、交通費、出張費	202,482	122,970
その他の費用	98,496	179,736
	<u>35,084,620</u>	<u>41,199,768</u>

注28 税金

28.1. 経常収益にかかる税金

	2023年 米ドル	2022年 米ドル
法人税	24,363,057	15,407,163
地方事業税	9,058,130	5,641,297
	<u>33,421,187</u>	<u>21,048,460</u>

28.2. 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2023年 米ドル	2022年 米ドル
付加価値税(VAT)	1,641,509	1,905,898
その他の税金	71,853	75,855
	<u>1,713,362</u>	<u>1,981,753</u>

注29 親会社

2020年12月31日以降、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFG)の子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社が100%を共同で出資する子会社である。

当行の財務書類は、日本国財務省関東財務局の登録金融機関番号33を有し、日本の郵便番号100-8212、東京都千代田区丸の内一丁目4番5号に登録住所を有する三菱UFJ信託銀行株式会社の連結財務書類に含まれている。

持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFG)の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

注30 預金保証制度

金融機関および特定の投資会社の破綻処理、再編および清算手続きに関する法律ならびに預金保証および投資者への補償制度に関する法律(以下「法律」という。)を、金融機関および投資会社の再建、破綻処理に対する枠組みを設定したルクセンブルグ法指令2014/59/EUならびに預金保証および投資者への補償制度に関する指令2014/49/EUに置き替える案が、2015年12月18日に可決された。

預金保証制度(「ルクセンブルグ預金保証基金」(以下「FGDL」という。))および投資者への補償制度(「ルクセンブルグ投資家補償制度」(以下「SIIIL」という。))は、各預金者の適格な預金については100,000ユーロを上限とし、投資については20,000ユーロを上限として補填されるものである。法律はまた、特定の取引または特定の社会目的もしくはその他の目的を満たす預金について、12か月にわたって100,000ユーロを超える金額に対して補填されると規定している。

金融機関は、それぞれFGDLに対して、ルクセンブルグの銀行破綻処理基金(「ルクセンブルグ破綻処理基金」(以下「FRL」という。))に毎年拠出する。

法律第107条(1)において定義されるとおり、FRL積立額は、2024年末までにすべての参加各国における認可済み金融機関の付保預金額の少なくとも1%に達する見込みである。かかる金額は、2015年から2024年にわたって回収される予定である。

法律第179条(1)において定義されるとおり、FGDLの積立ての目標水準は、該当する金融機関の付保預金の0.8%に設定されており、年間拠出を通じて、2018年度末までに当該水準に達する見込みである。かかる金額は、2016年から2018年にわたって回収される予定である。法律第180条(1)において定義されるとおり、0.8%の水準に達した時に、ルクセンブルグの金融機関は、安全バッファとして追加の付保預金の0.8%を構築するために、さらに8年間継続して拠出するものとする。

2023年12月31日終了年度において、当行のFRLへの年間拠出金は、5,327,640ユーロ(5,716,313米ドル)(2022年:4,115,522ユーロ/4,241,878米ドル)であった。

注31 監査報酬

EUの監査法および監査法人の強制的ローテーションの枠組みにおいて、当行は、2020年度からビードィーオー オーディットを任命している。

当行の監査報酬は、以下のとおりである(付加価値税(VAT)を除く)。

	2023年 米ドル	2022年 米ドル
監査報酬	250,097	241,485
監査関連報酬	74,486	67,237
税務報酬	30,055	26,691
	<u>354,638</u>	<u>335,413</u>

監査人の提供されたその他の監査関連報酬には、以下の業務が含まれていた。

- 2023年1月1日から2023年12月31日までの期間におけるISA E 3402報告書

会計年度に関連する税務報酬には、以下の業務が含まれていた。

- 納税申告書の作成
- 付加価値税(VAT)申告書の作成
- CES P報告の評価

注32 金融商品の開示

32.1. 主要な非トレーディング金融商品

2023年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
BCL残高(BCL準備金を含む)	2,935,193,869	0	0	0	2,935,193,869
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,202,093,277	1,414,630,785	0	0	3,616,724,062
顧客に対するローンおよび貸付金	7,905,238	0	0	0	7,905,238
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	2,738	2,738
その他の資産	0	0	0	0	0
金融資産合計	<u>5,145,192,384</u>	<u>1,414,630,785</u>	<u>0</u>	<u>2,738</u>	<u>6,559,825,907</u>
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	2,072,466,179	0	0	0	2,072,466,179
顧客に対する未払金	3,815,550,822	0	0	0	3,815,550,822
金融負債合計	<u>5,888,017,001</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>5,888,017,001</u>
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目					
保証金	88,703	0	0	0	88,703
保証金合計	<u>88,703</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>75,775</u>

2022年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
BCL残高(BCL準備金を含む)	3,825,986,159	0	0	0	3,825,986,159
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,947,074,206	1,337,522,125	0	0	4,284,596,331
顧客に対するローンおよび貸付金	41,095,998	0	0	0	41,095,998
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	2,646	2,646
その他の資産	0	0	0	0	0
金融資産合計	6,814,156,363	1,337,522,125	0	2,646	8,151,681,134
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	2,665,200,741	0	0	0	2,665,200,741
顧客に対する未払金	4,852,402,519	0	0	0	4,852,402,519
金融負債合計	7,517,603,260	0	0	0	7,517,603,260
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目					
保証金	75,775	0	0	0	75,775
保証金合計	75,775	0	0	0	75,775

32.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2023年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,732,460,231	0	0	0	1,732,460,231	12,817,030
スワップ	1,589,457,158	0	0	0	1,589,457,158	3,516,149
合計	3,321,917,389	0	0	0	3,321,917,389	16,333,179
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,738,235,564	0	0	0	1,738,235,564	12,798,135
スワップ	1,253,765,427	0	0	0	1,253,765,427	27,860,760
合計	2,992,000,991	0	0	0	2,992,000,991	40,658,895

上記の金額には、取引日が2023年12月31日以前で、評価日が2023年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2022年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品
(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,899,365,978	602,914	0	0	1,899,968,892	58,671,005
スワップ	276,202,684	0	0	0	276,202,684	1,460,089
合計	2,175,568,662	602,914	0	0	2,176,171,576	60,131,094
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,951,149,778	583,601	0	0	1,951,733,379	58,650,622
スワップ	3,429,660,974	0	0	0	3,429,660,974	80,871,843
合計	5,380,810,752	583,601	0	0	5,381,394,353	139,522,465

上記の金額には、取引日が2022年12月31日以前で、評価日が2022年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

32.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2023年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2023年 簿価 米ドル	2022年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、BCL残高	2,935,193,869	3,825,986,159
内、BCL最低準備金	58,781,214	89,447,866
EU加盟国	2,935,193,869	3,825,986,159
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,616,724,062	4,284,596,331
EU加盟国	335,748,290	276,865,118
北および中央アメリカ	53,432,726	660,289,269
アジア	3,041,245,689	2,933,839,603
ヨーロッパ、非EU加盟国	172,124,952	374,268,606
オーストラリアおよびニュージーランド	14,172,405	39,333,735
顧客に対するローンおよび貸付金	7,905,238	41,095,998
EU加盟国	10,844	26,460,119
北および中央アメリカ	7,894,383	9,368,347
アジア	11	5,267,532
ヨーロッパ、非EU加盟国	0	0
株式およびその他の変動利回り有価証券	2,738	2,646
EU加盟国	2,738	2,646
その他の資産	690	534
EU加盟国	690	534
合計	6,559,826,597	8,151,681,668

32.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

2023年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2023年 未払想定元本 米ドル	2023年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
EU加盟国	3,386,292	96,936
アメリカ	81,465,147	1,102,919
アジア	264,357,581	3,211,972
ヨーロッパ、非EU加盟国	1,383,251,211	8,405,204
スワップ		
ヨーロッパ、非EU加盟国	1,589,457,158	3,516,149
合計	3,321,917,389	16,333,179

2022年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2022年 未払想定元本 米ドル	2022年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
EU加盟国	46,212,155	253,378
アメリカ	143,248,397	2,129,579
アジア	210,566,686	3,156,846
ヨーロッパ、非EU加盟国	1,499,941,654	53,131,205
スワップ		
ヨーロッパ、非EU加盟国	276,202,684	1,460,089
合計	2,176,171,576	60,131,094

注33 後発事象

当行は、2023年12月31日から現在の財務書類の発行が承認された日までに発生したであろう調整された、または調整されない事象については認識していない。

注34 偶発事象

通常の営業過程で発生する可能性があるため、当行は、時には、一定の請求の対象となることがある。訴訟の結果は本質的に不確定である。現在進行中の訴訟について、重大な請求が請求権者に有利になる可能性は経営陣により低いと見なされているため、当該財務書類には関連する引当金は計上されていない。過去の事象について信頼性のある評価が可能な場合には、それぞれの引当金を計上する。

注35 第2の柱

第2の柱の法律は、ルクセンブルグを含む、三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「当グループ」という。)が業務を行う法域で制定または実質的に制定されている。当グループは、制定された法律の適用範囲にある。しかし、当該法律は報告日に近い時期に制定された。したがって、当グループおよび当社は、第2の柱の法人所得税の潜在的な影響およびエクスポージャーをまだ評価している最中である。

当社は、ルクセンブルクの商業会社に適用される一般的な税法の対象となる。

注36 資産に係るリターン(「R A」)

当行の資産に係るリターンは以下の通りである。

	2023年 米ドル	2022年 米ドル
資産合計	6,638,031,293	8,211,118,424
当期利益	97,882,738	62,995,349
資産に係るリターン	1.47%	0.77%

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2023

(in USD)

ASSETS

	Notes	2023	2022
Cash, balances with central banks and post office banks	32.1., 32.3.	2.935.193.869	3.825.986.159
Loans and advances to credit institutions	3, 16, 32.1., 32.3.	3.616.724.062	4.284.596.331
a) repayable on demand		1.603.412.205	2.229.417.660
b) other loans and advances		2.013.311.857	2.055.178.671
Loans and advances to customers	32.1., 32.3.	7.905.238	41.095.998
Shares and other variable-yield securities	4, 32.1., 32.3.	2.738	2.646
Fixed Assets	5	2.742.761	2.550.486
Other assets	6	690	534
Prepayments and accrued income	7, 16	75.461.935	56.886.270
TOTAL ASSETS	8	<u>6.638.031.293</u>	<u>8.211.118.424</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2023

(in USD)

- continued -

LIABILITIES

	Notes	2023	2022
Amounts owed to credit institutions	16, 32.1.	2,072,466,179	2,665,200,741
a) repayable on demand		2,072,466,179	2,665,200,741
b) with agreed maturity dates		0	0
Amounts owed to customers	9, 16, 32.1.	3,815,550,822	4,852,402,519
a) repayable on demand		3,815,550,822	4,852,402,519
b) with agreed maturity dates		0	0
Other liabilities	10	1,229,105	2,511,756
Accruals and deferred income	11, 16	58,526,361	127,795,347
Provisions		39,457,074	10,289,047
a) provisions for taxation	12	37,241,146	8,258,300
b) other provisions	13	2,215,928	2,030,747
Subscribed capital	14	187,117,966	187,117,966
Reserves	15	364,038,890	302,480,181
Result brought forward	15	1,762,158	325,518
Profit for the financial year		97,882,738	62,995,349
TOTAL LIABILITIES	17	<u>6,638,031,293</u>	<u>8,211,118,424</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2023

(in USD)

	Notes	2023	2022
Contingent liabilities	18, 32.1.	88.703	75.775
<u>of which:</u>			
guarantees and assets pledged as collateral security		88.703	75.775
Fiduciary operations	21	52.561.295.560	44.808.157.318

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2023

(in USD)

	Notes	2023	2022
Interest receivable and similar income		305,406,272	133,835,051
of which:			
- Negative interest received on amounts owed to credit institutions and to customers		419,480	1,609,626
- Interest Gain from foreign currency swap		54,460,452	73,318,828
Interest payable and similar charges		(207,634,601)	(85,089,296)
of which:			
- Negative interest paid on loans and advances and on balances with credit institutions		(505,331)	(19,419,339)
- Interest Loss from foreign currency swap		(4,270,379)	(1,835,161)
Income from securities		0	0
Income from shares and other variable yield securities		0	0
Commission receivable	22	120,905,992	134,826,564
Commission payable		(33,509,033)	(44,141,518)
Net profit on financial operations		4,397,406	5,972,209
Other operating income	23	7,382,356	8,565,956
General administrative expenses		(60,136,136)	(63,758,784)
a) staff costs	25, 26	(25,051,516)	(22,559,016)
of which:			
- wages and salaries		(20,355,899)	(17,925,916)
- social security costs		(2,584,124)	(2,247,688)
of which:			
- social security costs relating to pensions		(1,545,058)	(1,360,468)
b) other administrative expenses	27, 31	(35,084,620)	(41,199,768)
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(1,275,260)	(1,454,125)
Other operating charges	24	(2,519,709)	(2,730,496)
Tax on profit on ordinary activities	12, 28.1	(33,421,187)	(21,048,460)
Profit on ordinary activities after tax		99,596,100	64,977,102
Other taxes not shown under the preceding items	28.2	(1,713,362)	(1,981,753)
Profit for the financial year		97,882,738	62,995,349

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2023

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. (the "Bank") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a *société anonyme*.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A.

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A.

On April 2, 2007, the Bank became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A., has issued 49,080 new shares and the capital of the Bank has been increased by USD 1,817,968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37,117,968,52. The two major shareholders of the Bank hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

On August 7, 2014, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. has established an external branch located at Ormonde House, 12-13 lower Lesson Street, Dublin 2, Ireland. Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., Dublin Branch is registered as credit institution pursuant to UE Regulation, 1993, under the number 907648.

On May 1, 2016, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. has changed its name to MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. (MIBL).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2023

- continued -

On May 31, 2017, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation obtained 100% of the voting shares of Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and Independent Directors. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

The Bank's Board of Directors has made an assessment of the Bank's ability to continue as a going concern and is satisfied that the Bank has the resources to continue in business for the foreseeable future. Furthermore, the Board of Directors is not aware of any material uncertainties that may cast significant doubt upon the Bank's ability to continue as a going concern. Therefore, the annual accounts continue to be prepared on the going concern basis.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2023

- continued -

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year-end, all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. In case of unrealised results on position covered by foreign exchange swap, these are neutralized at year end.

The main foreign currency exchange rates used as at December 31, 2023 are as follows:

1 USD = 1,27480000 GBP

1 USD = 0,00709320 JPY

1 USD = 1,10465000 EUR

- 20 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2023

- continued -

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

At the year-end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value. There is no provision for unrealized losses on forward deals recorded for the year 2023 (2022: USD 0).

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks. The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the *Directeur des Contributions* on December 16, 1997, this provision should be made before taxation and should not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2023 (2022: USD 0).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2023

- continued -

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

- Hardware equipment: 4 years;
- Software: 4 years and 5 years;
- Other intangible assets: 5 years;
- Other tangible assets: 10 years;
- Goodwill: 5 years.

2.9. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate. Provision for taxation corresponds to the difference between the estimated provisions created by the Bank and the advance payments for the financial years for which no final tax assessment notices have been received yet.

2.10. Prepayment and accrued income

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.11. Accruals and deferred income

This liability item includes income received during the financial year but relating to a subsequent financial year.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2023

- continued -

2.12. Provisions

Provisions are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

2.13. Revenue recognition

The Bank's main streams of revenue are comprised of interests and commissions income. The Bank earns fee and commission income from a wide range of services it provides to its customers.

Revenue is generally recognized when the related services are performed or recognized over the period that the services are provided.

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand, presented at their nominal value may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2023 USD	2022 USD
Not more than three months	2.202.093.277	2.947.074.206
More than three months but less than one year	<u>1.414.630.785</u>	<u>1.337.522.125</u>
	<u>3.616.724.062</u>	<u>4.284.596.331</u>

NOTE 4 - SHARES AND OTHER VARIABLE YIELD SECURITIES

Transferable securities shown under the item "Shares and other variable yield securities" consist entirely of unlisted securities for USD 2.738 (2022: USD 2.646).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2023

- continued -

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year USD	Additions USD	Disposals USD	Exchange difference USD	Gross value at the end of the financial year USD	Cumulative value adjustments USD	Net value at the end of the financial year USD
1. Tangible assets	3,363,209	90,062	(25,795)	117,858	3,545,334	3,306,338	238,997
a) Hardware	960,211	39,708	0	33,649	1,033,568	946,856	86,711
b) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	2,402,998	50,354	(25,795)	84,209	2,511,766	2,359,480	152,286
2. Intangible assets	22,234,272	1,301,875	0	710,988	24,247,135	21,743,371	2,503,764
a) Software	20,288,833	1,301,875	0	710,988	22,301,696	19,797,932	2,503,764
b) Goodwill acquired for valuable Consideration	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
Total Fixed Assets	25,597,480	1,391,937	(25,795)	828,846	27,792,469	25,049,709	2,742,761

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

- 24 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2023

- continued -

NOTE 6 - OTHER ASSETS

	2023	2022
	USD	USD
Other assets	690	534
	690	534

NOTE 7 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2023	2022
	USD	USD
Accrued interest income	30.925.318	16.263.642
Accrued Interest income on swaps	17.079.967	14.158.477
Commission from the Management Company	691.916	656.139
Commission on fiduciary operations	4.411.547	4.377.532
Commission on global custody	6.317.669	6.922.186
Commission on investment funds	10.617.073	11.432.600
Other accrued income	1.574.684	1.576.343
Other Commissions	881.536	195.524
Other prepayments	0	0
Prepaid general expenses	567.781	834.146
Prepaid income taxes	0	0
VAT recoverable	2.394.444	469.681
	75.461.935	56.886.270

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2023

- continued -

NOTE 8 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2023, the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 4,585,122,868 (2022: USD 5,749,717,292).

NOTE 9 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

As at December 31, 2023, there is no debts other than those repayable on demand owed to customers. (as at December 31, 2022 debts other than repayable on demand amounted to USD 0).

NOTE 10 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2023	2022
	USD	USD
Preferential creditors	971,611	528,787
Sundry creditors	<u>257,494</u>	<u>1,982,969</u>
	<u>1,229,105</u>	<u>2,511,756</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2023

- continued -

NOTE 11 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2023	2022
	USD	USD
Accrued commission	8.561.263	9.571.741
Accrued general expenses	7.790.425	10.319.486
Accrued interest expenses	15.081.748	13.423.755
Deferred income related to commission	0	0
Other deferred income	15.411	29.171
Neutralization of foreign exchange results on position covered by foreign exchange swap (note 2.2.)	26.800.870	87.606.762
Other accrued expenses	276.644	74.489
Other suspense receipts (*)	0	6.769.943
	<u>58.526.361</u>	<u>127.795.347</u>

(*) Other suspense receipts: Transitory account for suspense receipts payable after the December 31, 2022 to the related beneficiary.

NOTE 12 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

The Bank prepares its annual accounts in USD, currency in which its statutory capital is denominated.

In September 2018 the Tax Authorities authorized the Bank to use the USD tax functional currency in accordance with the Circular L.G.-A no 60 dated June 21, 2016.

Consequently, the fiscal and commercial balance sheets are established in the same currency the USD.

As at December 31, 2023, there is no deferred tax.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2023

- continued -

NOTE 13 - OTHER PROVISIONS

The Bank's other provisions are made of provision for staff remuneration.

	2023	2022
	USD	USD
Provision for staff remuneration	<u>2,215,928</u>	<u>2,030,747</u>
	<u>2,215,928</u>	<u>2,030,747</u>

NOTE 14 - SUBSCRIBED CAPITAL

As of December 31, 2023, the Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 187,117,966 for 5,002,575 shares of Class A and 49,080 shares of Class B.

NOTE 15 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve	Other reserves	Result brought forward
	USD	USD	USD
Balance at January 1, 2023	12,597,421	289,882,760	325,518
Profit for the year ended December 31, 2022	0	0	62,995,349
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders	0	0	0
- Transfer to reserves for Net Worth Tax 2022	0	13,380,000	(13,380,000)
- Transfer from Reserve for Net Worth Tax 2017	0	(8,700,000)	8,700,000
- Allocation to Free reserve	0	53,800,000	(53,800,000)
- Allocation to Legal reserve	<u>3,078,709</u>	<u>0</u>	<u>(3,078,709)</u>
Balance at December 31, 2023	<u>15,676,130</u>	<u>348,362,760</u>	<u>1,762,158</u>

- 28 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2023

- continued -

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital. This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the previous year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years.

As of December 31 2023, the special reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 58,411,675 (2022: USD 53,731,675).

As resolved in the Annual General Meeting dated March 28, 2022, the Bank has allocated an amount of USD 13,380,000 to special reserve for Net Worth Tax 2023 and reversed the available special reserve for Net Worth Tax constituted in 2017 which amounted to USD 8,700,000.

The accumulated balance of special reserve for Net Worth Taxes states as follows as at December 31, 2023.

Years	2023 Reserve for Net Worth Tax
	USD
2019	9,981,000
2020	10,911,000
2021	11,874,000
2022	12,265,675
2023	13,380,000
Balance at December 31, 2023	<u>58,411,675</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2023

- continued -

NOTE 16 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2023, the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

	2023	2022
	USD	USD
Loans and advances to credit institutions	2.982.750.453	3.349.527.021
Prepayments and accrued income	<u>18.601.641</u>	<u>15.563.726</u>
	<u>3.001.352.094</u>	<u>3.365.090.747</u>

LIABILITIES

	2023	2022
	USD	USD
Amounts owed to credit institutions	1.942.039.398	2.491.655.095
Amounts owed to customers	339.089.048	475.836.557
Accruals and deferred income	<u>8.300.550</u>	<u>6.590.039</u>
	<u>2.289.428.996</u>	<u>2.974.081.691</u>

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with the Regulation (EU) No 575/2013 of June 26, 2013 (Part IV).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2023

- continued -

NOTE 17 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2023, the aggregate amount of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 4,585,122,870 (2022: 5,614,636,504).

NOTE 18 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2023	2022
	USD	USD
Counter-guarantees issued	<u>88,703</u>	<u>75,775</u>

As at the year-end, there were no related party balances.

NOTE 19 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the Balance Sheet nor in the Off Balance Sheet Items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2023	2022
	USD	USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	<u>703,210</u>	<u>1,698,764</u>

As at the year-end, there are no related party balances.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2023

- continued -

NOTE 20 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2023 and 2022:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

NOTE 21 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

NOTE 22 - COMMISSIONS RECEIVABLE

	2023	2022
	USD	USD
Fees on Investment Funds	27.782.396	27.477.944
Fees on Global custody from Institutional customers	84.167.200	86.642.608
Fees on Fiduciary transactions	4.634.416	18.149.234
Fees on Services to Management Company	1.060.166	1.059.205
Other fees and commissions	<u>3.261.813</u>	<u>1.497.573</u>
	<u>120.905.991</u>	<u>134.826.564</u>

- 32 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2023

- continued -

Commissions receivable consist of the following:

Fees on Investment Funds consist of fees and commissions charged to Investment Funds for custody services, central administration, depositary and other services. The fees are calculated on the basis of the value of net assets of the funds under administration.

Fees on Global custody from Institutional customers consist of fees and commissions charged to institutional customers for global custody services including securities trade management, settlement, corporate actions, income collection and proxy voting. The fees are calculated on the basis of the assets held under custody and the number of transactions.

Fees on Fiduciary transactions consist of fees and commissions earned on fiduciary assets including custody transactions, cash management and fiduciary notes issuance. The fees are calculated on the basis of the assets held under management and the number of transactions.

Fees on Services to Management Company include fees covering functional expenditures and fees for support services in accordance with the Service Level Agreement.

Other fees and commissions include various fees such as listing agent fees, guarantee fees, banking services fees and fund order desk services fees.

By application of Article 69(2) of the law of June 17, 1992, on the annual accounts of credit institutions sources of income have not been analysed by geographical region.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2023

- continued -

NOTE 23 - OTHER OPERATING INCOME

	2023	2022
	USD	USD
Adjustment of Income taxes regarding previous years	93.745	365
Adjustment for commission previous years	5.410.115	4.308.298
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	874.597	1.335.997
Sub-Custodian refund (*)	217.437	2.404.067
Adjustment of VAT regarding previous years	779.823	513.673
Other operating income	6.639	3.556
	<u>7.382.356</u>	<u>8.565.956</u>

(*) Sub-Custodian refund: Migration costs refund from Citibank relating to change of sub-custodian from Brown Bother Harriman to Citibank.

NOTE 24 - OTHER OPERATING CHARGES

	2023	2022
	USD	USD
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	393.238	701.672
Commission on previous years	1.691.949	802.718
Interest on previous years	77.704	7.812
Others operating losses	356.818	1.218.294
	<u>2.519.709</u>	<u>2.730.496</u>

NOTE 25 - STAFF NUMBERS

The average number of persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2023	2022
	Number	Number
Senior management	33	34
Middle management	95	87
Employees	45	45
	<u>173</u>	<u>166</u>

- 34 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2023

- continued -

NOTE 26 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2023	2022
	USD	USD
Senior management	<u>6.789.725</u>	<u>6.267.400</u>
<i>Of which variable remuneration</i>	881.875	853.614
<i>Of which fix remuneration</i>	5.413.786	5.413.786

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2023 and 2022, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

NOTE 27 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2023	2022
	USD	USD
Data charges	517.602	637.273
Maintenance	1.192.339	1.132.763
Membership fees	6.968.897	5.280.881
Professional fees	8.808.345	6.895.172
Rent and related expenses	1.969.623	1.687.297
Service contracts	5.660.765	5.739.620
Service fee	3.940.649	3.940.850
System cost	5.138.430	15.057.271
Telecommunication expenses	586.992	525.935
Travelling, moving, business trips	202.482	122.970
Other expenses	<u>98.496</u>	<u>179.736</u>
	<u>35.084.620</u>	<u>41.199.768</u>

- 35 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2023

- continued -

NOTE 28 - TAX

28.1. Tax on profit on ordinary activities

	2023	2022
	USD	USD
Corporate Income Tax	24,363,057	15,407,163
Municipal Business Tax	<u>9,058,130</u>	<u>5,641,297</u>
	<u>33,421,187</u>	<u>21,048,460</u>

28.2. Other taxes not shown under the preceding items

	2023	2022
	USD	USD
VAT	1,641,509	1,905,898
Other taxes	<u>71,853</u>	<u>75,855</u>
	<u>1,713,362</u>	<u>1,981,753</u>

NOTE 29 - PARENT UNDERTAKING

Since December 31, 2020, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 100 %, which are under the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The annual accounts of the Bank are included in the consolidated accounts of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation, with Registered Financial Institution number 33 at Kanto Local Finance Bureau Japan and registered address 4-5, Marunouchi 1-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100-8212, Japan.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2023

- continued -

NOTE 30 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

The law related to the resolution, reorganisation and winding-up measures of credit institutions and certain investment firms and on deposit guarantee and investor compensation schemes (the "Law"), transposing into Luxembourgish law the directive 2014/59/EU establishing a framework for the recovery and resolution of credit institutions and investment firms and the directive 2014/49/EU related to deposit guarantee and investor compensation schemes, was passed on December 18, 2015.

The deposit guarantee scheme ("*Fonds de garantie des dépôts Luxembourg*" (FGDL)) and the investor compensation system ("*Système d'indemnisation des investisseurs Luxembourg*" (SILL)) cover eligible deposits of each depositor up to an amount of EUR 100.000 and investments up to an amount of EUR 20.000. The Law also provides that deposits resulting from specific transactions or fulfilling a specific social or other purpose are covered for an amount above EUR 100.000 for a period of 12 months.

Credit institutions contribute on an annual basis to the Luxembourg banking resolution fund ("*Fonds de resolution Luxembourg*" (FRL)), respectively to the FGDL.

The funded amount of the FRL shall reach by the end of 2024 at least 1% of covered deposits, as defined in article 107(1) of the Law, of all authorized credit institutions in all participating Member States. This amount will be collected during the years 2015 to 2024.

The target level of funding of the FGDL is set at 0,8% of covered deposits, as defined in article 179(1) of the Law, of the relevant credit institutions and is to be reached by the end of 2018 through annual contributions. This amount will be collected during the years 2016 to 2018. When the level of 0,8% is reached, the Luxembourgish credit institutions are to continue to contribute for 8 additional years in order to constitute an additional safety buffer of 0.8% of covered deposits as defined in article 180(1) of the Law.

For the year end December 31, 2023, the Bank's annual contribution for FRL amounted to EUR 5.327.640 (USD 5.716.313). (2022: EUR 4.115.522 / USD 4.241.878).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2023

- continued -

NOTE 31 - AUDIT FEES

Within the framework of the EU audit legislation and the mandatory audit firm rotation, the Bank has appointed BDO Audit S.A. starting from the fiscal year 2020.

The fees of the Auditor of the Bank are as follows (excluding VAT):

	2023	2022
	USD	USD
Audit fees	250.097	241.485
Audit related fees	74.486	67.237
Tax fees	<u>30.055</u>	<u>26.691</u>
	<u>354.638</u>	<u>335.413</u>

The other audit related fees provided of the Auditor included the following Service:

- ISAE 3402 Report for the period from January 1, 2023 to December 31, 2023.

The tax fees in relation to the financial year included the following services:

- Preparation of tax returns;
- Preparation of VAT returns;
- Assessment of CESOP reporting.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2023- continued -

NOTE 32 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

32.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2023, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Balances with the BCL (including BCL reserve)	2,935,193,869	0	0	0	2,935,193,869
Loans and advances to credit institutions	2,202,093,277	1,414,630,785	0	0	3,616,724,062
Loans and advances to customers	7,905,238	0	0	0	7,905,238
Shares and other variable yield securities	0	0	0	2,738	2,738
Other Assets	0	0	0	0	0
Total Financial Assets	5,145,192,384	1,414,630,785	0	2,738	6,559,825,907
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	2,072,466,179	0	0	0	2,072,466,179
Amounts owed to customers	3,815,550,822	0	0	0	3,815,550,822
Total Financial Liabilities	5,888,017,001	0	0	0	5,888,017,001
<i>Off-balance sheet items disclosed as contingencies</i>					
Guarantees	88,703	0	0	0	88,703
Total Guarantees	88,703	0	0	0	88,703

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2023- continued -

NOTE 32 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

32.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2022, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Balances with the BCL (including BCL reserve)	3,825,986,159	0	0	0	3,825,986,159
Loans and advances to credit institutions	2,947,074,206	1,337,522,125	0	0	4,284,596,331
Loans and advances to customers	41,095,998	0	0	0	41,095,998
Shares and other variable yield securities	0	0	0	2,646	2,646
Other Assets	0	0	0	0	0
Total Financial Assets	6,814,156,363	1,337,522,125	0	2,646	8,151,681,134
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	2,665,200,741	0	0	0	2,665,200,741
Amounts owed to customers	4,852,402,519	0	0	0	4,852,402,519
Total Financial Liabilities	7,517,603,260	0	0	0	7,517,603,260
<i>Off-balance sheet items disclosed as contingencies</i>					
Guarantees	75,775	0	0	0	75,775
Total Guarantees	75,775	0	0	0	75,775

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2023- continued -

32.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2023, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
<i>Foreign exchange transactions</i>						
Forwards	1,732,460,231	0	0	0	1,732,460,231	12,817,030
Swaps	1,589,457,158	0	0	0	1,589,457,158	3,516,149
Total	<u>3,321,917,389</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3,321,917,389</u>	<u>16,333,179</u>
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
<i>Foreign exchange transactions</i>						
Forwards	1,738,235,564	0	0	0	1,738,235,564	12,798,135
Swaps	1,253,765,427	0	0	0	1,253,765,427	27,860,760
Total	<u>2,992,000,991</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2,992,000,991</u>	<u>40,658,895</u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2023 and a value date after December 31, 2023.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2023- continued -

As at December 31, 2022, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
<i>Foreign exchange transactions</i>						
Forwards	1,899,365,978	602,914	0	0	1,899,968,892	58,671,005
Swaps	276,202,684	0	0	0	276,202,684	1,460,089
Total	<u>2,175,568,662</u>	<u>602,914</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2,176,171,576</u>	<u>60,131,094</u>
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
<i>Foreign exchange transactions</i>						
Forwards	1,951,149,778	583,601	0	0	1,951,733,379	58,650,622
Swaps	3,429,660,974	0	0	0	3,429,660,974	80,871,843
Total	<u>5,380,810,752</u>	<u>583,601</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>5,381,394,353</u>	<u>139,522,465</u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2022 and a value date after December 31, 2022.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2023

- continued -

32.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2023 the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2023	2022
	Carrying amount	Carrying amount
	in USD	in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	2.935.193.869	3.825.986.159
Of which BCL minimum reserve	58.781.214	89.447.866
<i>EU member countries</i>	2.935.193.869	3.825.986.159
Loans and advances to credit institutions	3.616.724.062	4.284.596.331
<i>EU member countries</i>	335.748.290	276.865.118
<i>North & Central America</i>	53.432.726	660.289.269
<i>Asia</i>	3.041.245.689	2.933.839.603
<i>Europe, non-EU member countries</i>	172.124.952	374.268.606
<i>Australia and New Zealand</i>	14.172.405	39.333.735
Loans and advances to customers	7.905.238	41.095.998
<i>EU member countries</i>	10.844	26.460.119
<i>North & Central America</i>	7.894.383	9.368.347
<i>Asia</i>	11	5.267.532
<i>Europe, non-EU member countries</i>	0	0
Shares and other variable yield securities	2.738	2.646
<i>EU member countries</i>	2.738	2.646
Other Assets	690	534
<i>EU member countries</i>	690	534
Total	6.559.826.597	8.151.681.668

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2023

- continued -

32.4. Information on derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2023, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2023 Notional/payable amount in USD	2023 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
<i>EU member countries</i>	3,386,292	96,936
<i>America</i>	81,465,147	1,102,919
<i>Asia</i>	264,357,581	3,211,972
<i>Europe, non-EU member countries</i>	1,383,251,211	8,405,204
Swaps		
<i>Europe, non-EU member countries</i>	1,589,457,158	3,516,149
Total	<u>3,321,917,389</u>	<u>16,333,179</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2023

- continued -

As at December 31, 2022, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2022 Notional/payable Amount in USD	2022 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
<i>EU member countries</i>	46.212.155	253.378
<i>America</i>	143.248.397	2.129.579
<i>Asia</i>	210.566.686	3.156.846
<i>Europe, non-EU member countries</i>	1.499.941.654	53.131.205
Swaps		
<i>EU member countries</i>	276.202.684	1.460.089
Total	2.176.171.576	60.131.094

NOTE 33 - SUBSEQUENT EVENTS

The Bank is not aware of any adjusting or non-adjusting event that would have occurred between December 31, 2023 and the date when the present annual accounts were authorised for issue.

NOTE 34 - CONTINGENCIES

As it may occur in the normal course of business, the Bank is occasionally subject to certain claims. The outcome of litigations is intrinsically uncertain. The likelihood of any material claim being found in favour of a claimant for the litigation currently in process is viewed as remote by the Management; accordingly, no related provisions are made in these annual accounts. Should a reliable evaluation of a past event be possible, the respective provision will be made.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2023

- continued -

NOTE 35 - PILLAR TWO

Pillar Two legislation has been enacted or substantively enacted in jurisdictions the Mitsubishi UFJ Financial Group ("the Group") operates, including Luxembourg. The Group is in scope of the enacted legislation. However, the legislation was enacted close to the reporting date. Therefore, the Group, and the Company, are still in the process of assessing the potential impact and exposures to Pillar Two income taxes.

The Company is subject to the general tax regulations applicable to commercial companies in Luxembourg.

NOTE 36 - RETURN ON ASSETS ("ROA")

The Bank's return on assets is as follows:

	2023	2022
	USD	USD
Total assets	6,638,031,293	8,211,118,424
Profit of the financial year	<u>97,882,738</u>	<u>62,995,349</u>
Return on Assets	<u>1.47%</u>	<u>0.77%</u>

(2) その他の訂正

訂正箇所を下線または傍線で示します。

第一部 証券情報

(7) 申込期間

<訂正前>

(前略)

(注1) 日本における販売会社が定める申込締切時間(原則として取引日の午後3時(日本時間))までに受領されたものを当日の申込みとする。詳細は、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(注1) 日本における販売会社が定める申込締切時間(原則として取引日の午後3時(日本時間))までに受領されたものを当日の申込みとする。日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合にはそれに従うものとし、異なる取扱いとすることができる。詳細は、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

(後略)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

管理会社の概況

<訂正前>

(前略)

() 資本金の額(2024年2月末日現在)

払込済資本金の額 187,117,965.90米ドル(約282億円)

発行済株式総数 5,051,655株(一株37.04米ドルの記名式額面株式)

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、上記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

(中略)

() 大株主の状況

(2024年2月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	5,051,655株	100.00%

<訂正後>

(前略)

() 資本金の額(2024年5月末日現在)

払込済資本金の額 187,117,965.90米ドル(約293億円)

発行済株式総数 5,051,655株(一株37.04米ドルの記名式額面株式)

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、上記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

(注)米ドルの円貨換算は、2024年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、
1米ドル=156.74円による。

(中略)

() 大株主の状況

(2024年5月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	5,051,655株	100.00%

2 投資方針

(1) 投資方針

< 訂正前 >

(前略)

マスター・ファンドの投資戦略

(中略)

マスター・ファンドは、米ドル以外の通貨エクスポージャーを全体で総資産の10%以内に制限する。

(中略)

投資先ファンドの概要

ファンド名	ビムコ バミューダ インカム ファンド A - クラスF(USD)、クラスF(JPY)
形態	バミューダ籍・外国投資信託
投資態度	マスター・ファンドへの投資を通じて、世界(新興国を含みます。以下同じ。)の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等を実質的な投資を行い、利子収益の獲得をめざします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスF(USD)においては、原則として、為替ヘッジを行いません。クラスF(JPY)においては、原則として、米ドル売り、円買いの為替取引を行います。 マスター・ファンドについては、以下のとおりです。 ・通常、総資産の65%以上を世界の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等に投資します。 ・投資適格未満の公社債への投資比率は総資産の50%以内とします。ただし、資産担保証券およびモーゲージ証券についてはこの限りではありません。 ・ポートフォリオの平均デュレーション[®]は、原則として0~8年の範囲で調整します。 ※デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。 ・米ドル以外の通貨エクスポージャーを総資産の10%以内で持つことができます。 ・新興国の発行体が発行する銘柄への投資は総資産の20%以内とします。
運用管理費用(信託報酬)	ありません。
その他の費用・手数料	税金、法律関係の費用、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料、設立費用、保管費用、借入金・立替金の利息等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資運用会社	Pacific Investment Management Company LLC (PIMCO)
設定日	2014年2月28日
決算日	毎年10月31日
分配方針	原則として毎月分配を行う方針です。

※原則としてマスター・ファンドの投資信託証券を通じて実質的な投資を行います。なお、マスター・ファンドにおいても運用管理費用(信託報酬)、購入手数料および信託財産留保額はかかりません。

<訂正後>

(前略)

マスター・ファンドの投資戦略

(中略)

マスター・ファンドは、米ドル以外の通貨エクスポージャーを全体で総資産の15%以内に制限する。

(中略)

投資先ファンドの概要

ファンド名	ビムコ バミューダ インカム ファンド A - クラスF(USD)、クラスF(JPY)
形態	バミューダ籍・外国投資信託
投資態度	マスター・ファンドへの投資を通じて、世界(新興国を含みます。以下同じ。)の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等に実質的な投資を行い、利子収益の獲得をめざします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスF(USD)においては、原則として、為替ヘッジを行いません。クラスF(JPY)においては、原則として、米ドル売り、円買いの為替取引を行います。 <p>マスター・ファンドについては、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常、総資産の65%以上を世界の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等に投資します。 ・投資適格未満の公社債への投資比率は総資産の50%以内とします。ただし、資産担保証券およびモーゲージ証券についてはこの限りではありません。 ・ポートフォリオの平均デュレーション[*]は、原則として0~8年の範囲で調整します。 <small>※デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。</small> ・米ドル以外の通貨エクスポージャーを総資産の15%以内で持つことができます。 ・新興国の発行体が発行する銘柄への投資は総資産の20%以内とします。
運用管理費用(信託報酬)	ありません。
その他の費用・手数料	税金、法律関係の費用、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料、設立費用、保管費用、借入金・立替金の利息等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資運用会社	Pacific Investment Management Company LLC (PIMCO)
設定日	2014年2月28日
決算日	毎年10月31日
分配方針	原則として毎月分配を行う方針です。

※原則としてマスター・ファンドの投資信託証券を通じて実質的な投資を行います。なお、マスター・ファンドにおいても運用管理費用(信託報酬)、購入手数料および信託財産留保額はかかりません。

(3) 運用体制

<訂正前>

(イ) サブ・ファンドの運用体制

投資運用会社の運用体制

(中略)

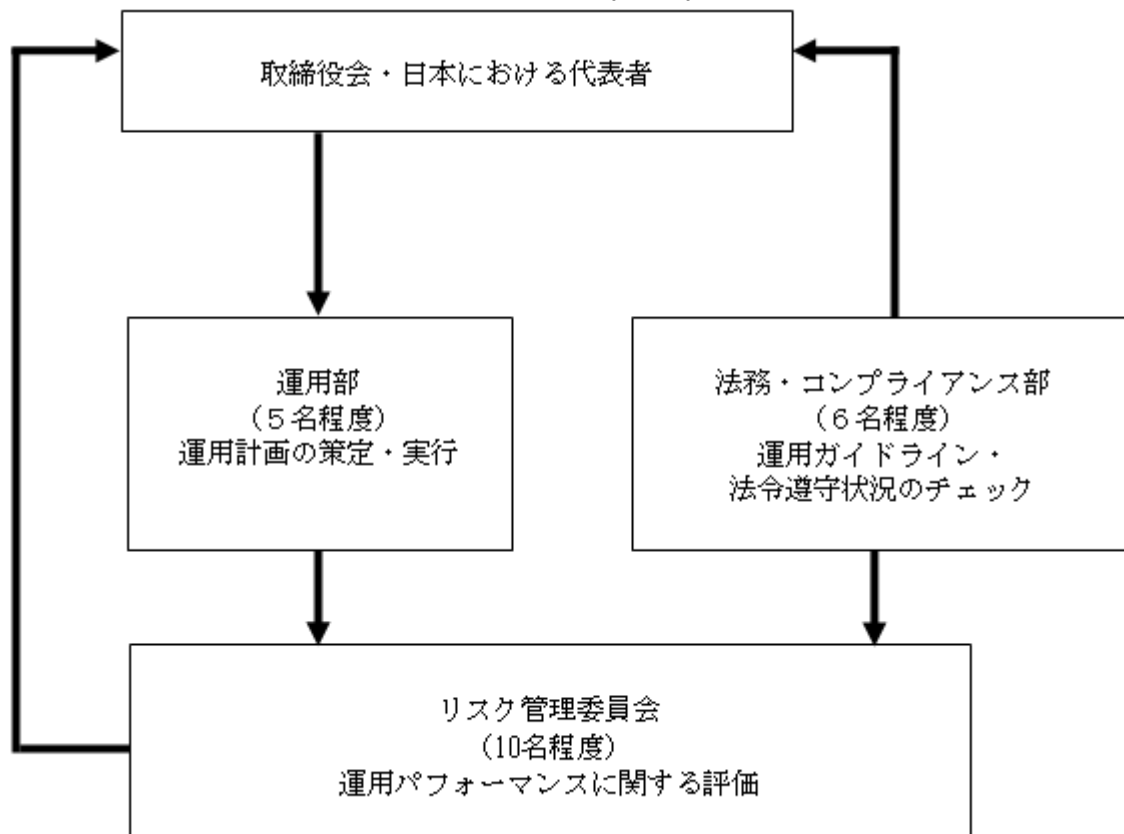
管理担当部署による運用管理

投資運用会社では、運用部から独立した管理担当部署が、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析、意図した運用成果が得られていない場合にはその原因の分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託証書などの遵守状況等のモニタリングを実施する。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会における審議を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われる。その内容は更に運用部門から副投資運用会社に還元される。

(中略)

副投資運用会社の運用体制

(中略)



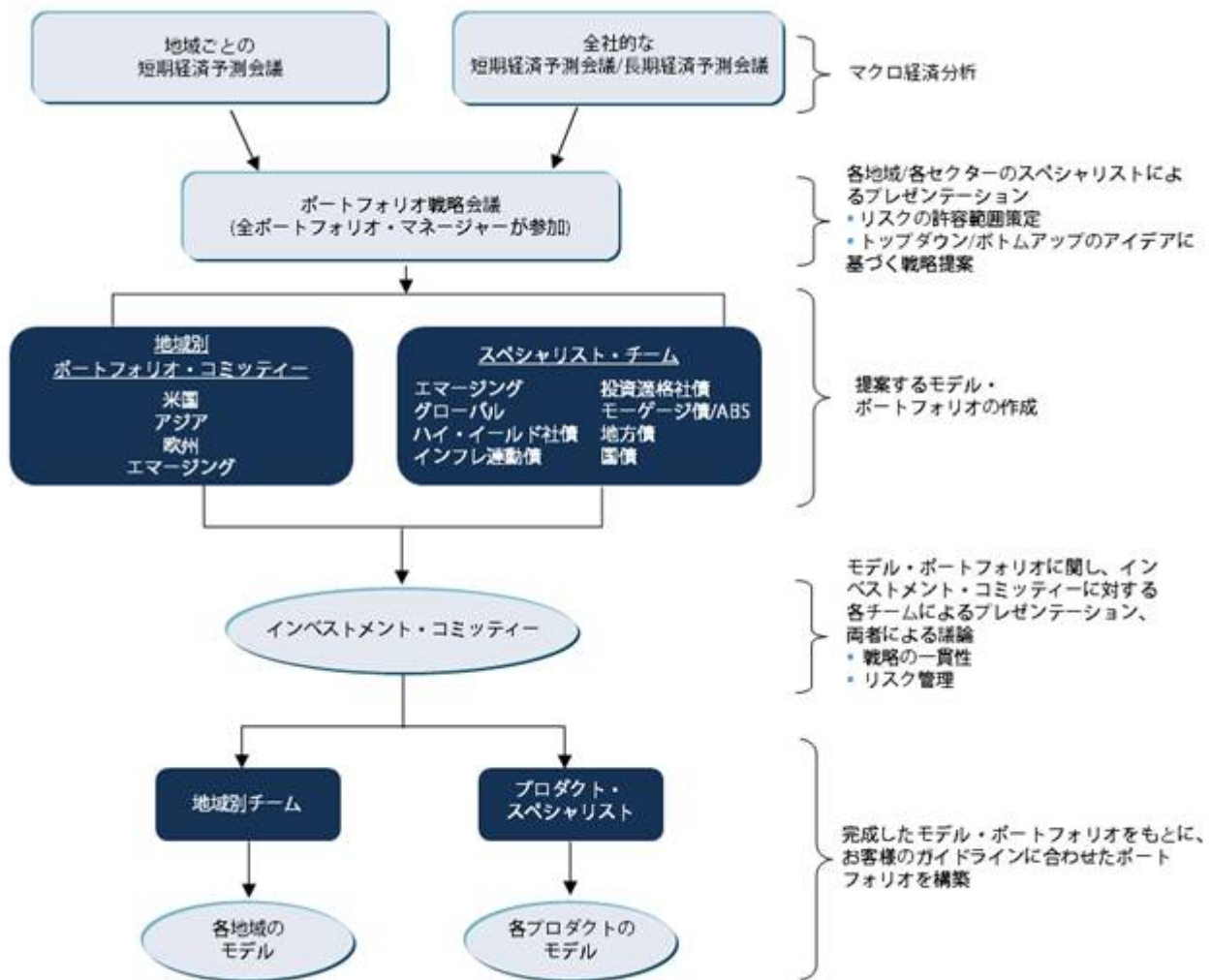
運用に関する主な社内規定は以下のとおりである。

内部者取引未然防止規程

最良執行規程

上記運用体制は、2024年2月末日現在のものであり、今後変更する可能性がある。

(ロ) 投資先のファンドの運用体制
運用プロセス



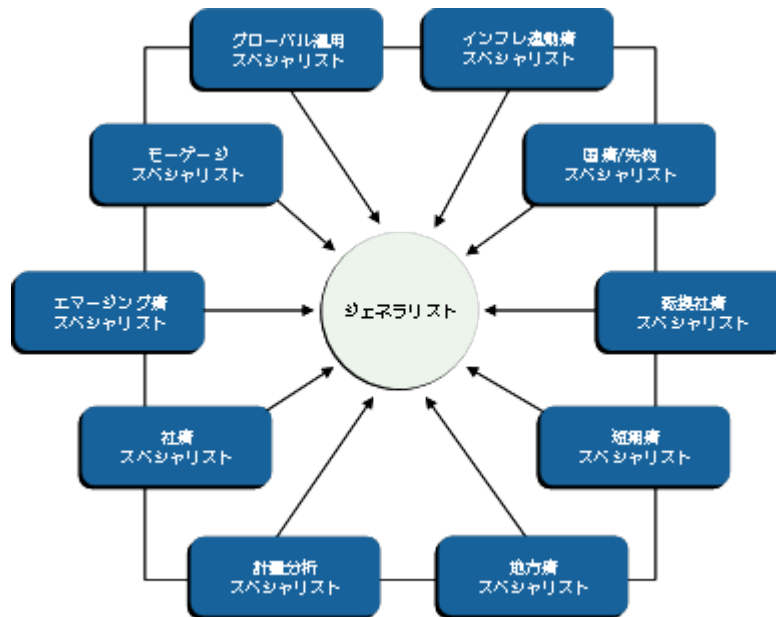
(2024年2月末日現在)

(中略)

運用体制

ジェネラリストと各債券セクターのスペシャリスト・チームによる運用体制

トップダウン戦略に加え、スペシャリスト・チームからのボトムアップ戦略を融合させることによりポートフォリオの安定化を図る。



(2024年2月末日現在)

(後略)

<訂正後>

(イ) サブ・ファンドの運用体制

投資運用会社の運用体制

(中略)

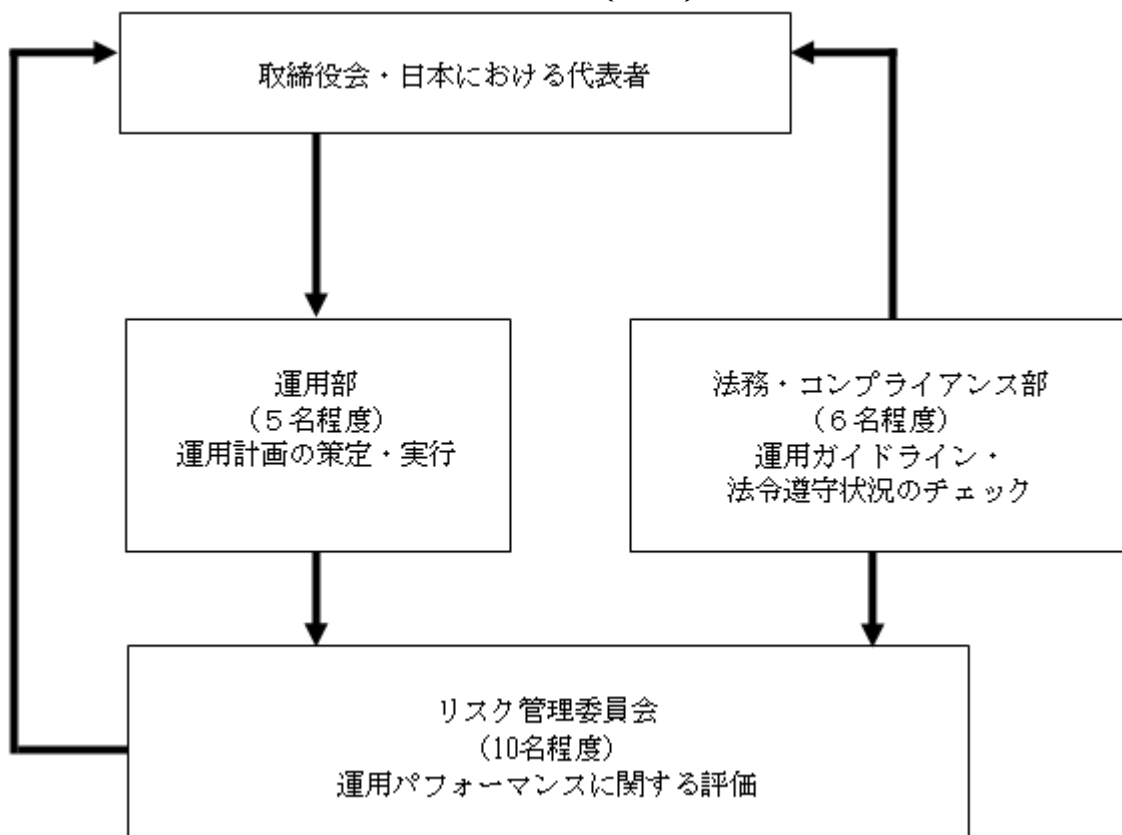
管理担当部署による運用管理

投資運用会社では、運用部から独立した管理担当部署が、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託証書などの遵守状況等のモニタリングを実施する。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われる。その内容は更に運用部門から副投資運用会社に還元される。

(中略)

副投資運用会社の運用体制

(中略)



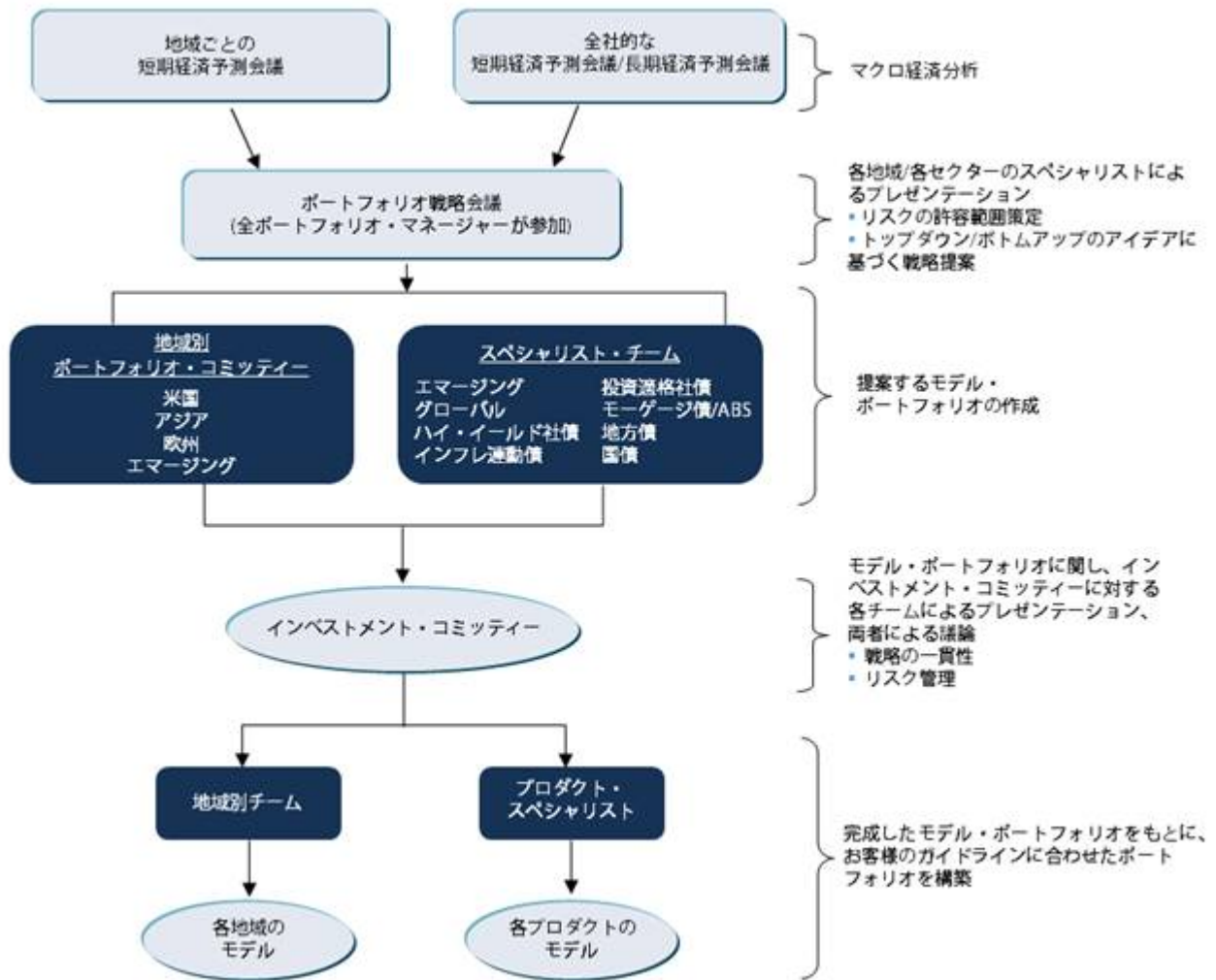
運用に関する主な社内規定は以下のとおりである。

内部者取引未然防止規程

最良執行規程

上記運用体制は、2024年5月末日現在のものであり、今後変更する場合がある。

(ロ) 投資先のファンドの運用体制



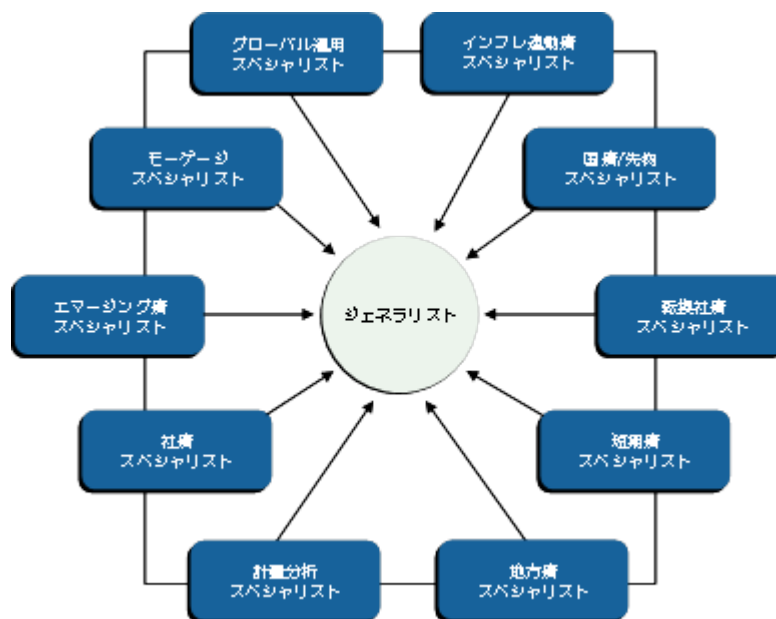
(2024年5月末日現在)

(中略)

運用体制

ジェネラリストと各債券セクターのスペシャリスト・チームによる運用体制

トップダウン戦略に加え、スペシャリスト・チームからのボトムアップ戦略を融合させることによりポートフォリオの安定化を図る。



(2024年5月末日現在)

(後略)

3 投資リスク

(1) リスク要因

<訂正前>

(前略)

通貨および通貨取引

PIMCOファンドは、通貨に直接投資したり、PIMCOファンドの取引通貨以外の通貨で取引されるまたは収益を受ける証券に投資することがあるため、為替リスクを負う。為替相場は、短期間に著しく変動する。為替相場は、一般に、非米国為替市場の需給、異なる通貨に投資することについての相対的優劣、金利の実際上または認識上の変化、およびその他の複雑な要因により決まる。為替相場は、米国もしくはその他の政府もしくは中央銀行による介入（または不介入）、または通貨統制もしくは政治的展開により予測不可能な形で影響を受ける可能性がある。

PIMCOファンドは、通貨に対するエクスポージャーを高め、または通貨変動に対するエクスポージャーを一つの通貨から他の通貨にシフトするために、為替リスクに対するヘッジの一環として、為替先渡契約を締結することができ、またはスワップ契約およびスワップションのみならず通貨先物契約ならびに通貨および先物のオプションにも投資することができる。マスター・ファンドは、米ドル以外の通貨エクスポージャーを全体で総資産の10%以内に制限する。

(後略)

<訂正後>

(前略)

通貨および通貨取引

PIMCOファンドは、通貨に直接投資したり、PIMCOファンドの取引通貨以外の通貨で取引されるまたは収益を受ける証券に投資することがあるため、為替リスクを負う。為替相場は、短期間に著しく変動する。為替相場は、一般に、非米国為替市場の需給、異なる通貨に投資することについての相対的優劣、金利の実際上または認識上の変化、およびその他の複雑な要因により決まる。為替相場は、米国もしくはその他の政府もしくは中央銀行による介入(または不介入)、または通貨統制もしくは政治的展開により予測不可能な形で影響を受ける可能性がある。

PIMCOファンドは、通貨に対するエクスポージャーを高め、または通貨変動に対するエクスポージャーを一つの通貨から他の通貨にシフトするために、為替リスクに対するヘッジの一環として、為替先渡契約を締結することができ、またはスワップ契約およびスワップションのみならず通貨先物契約ならびに通貨および先物のオプションにも投資することができる。マスター・ファンドは、米ドル以外の通貨エクスポージャーを全体で総資産の15%以内に制限する。

(後略)

(2) リスクに対する管理体制

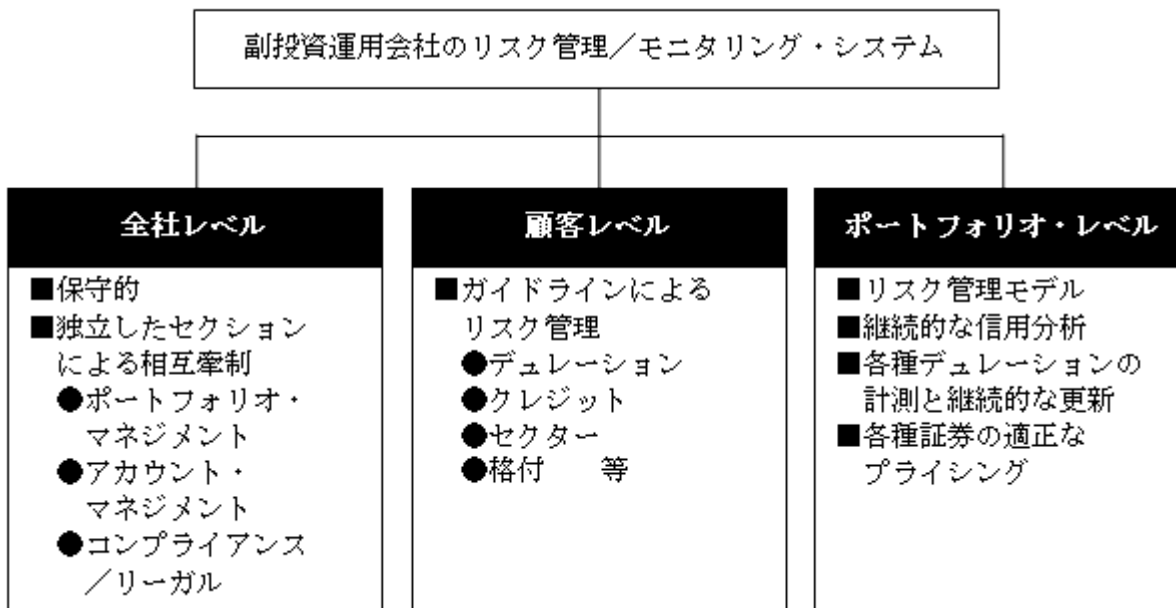
<訂正前>

(イ) サブ・ファンドのリスク管理体制

(中略)

副投資運用会社のリスク管理体制

(中略)

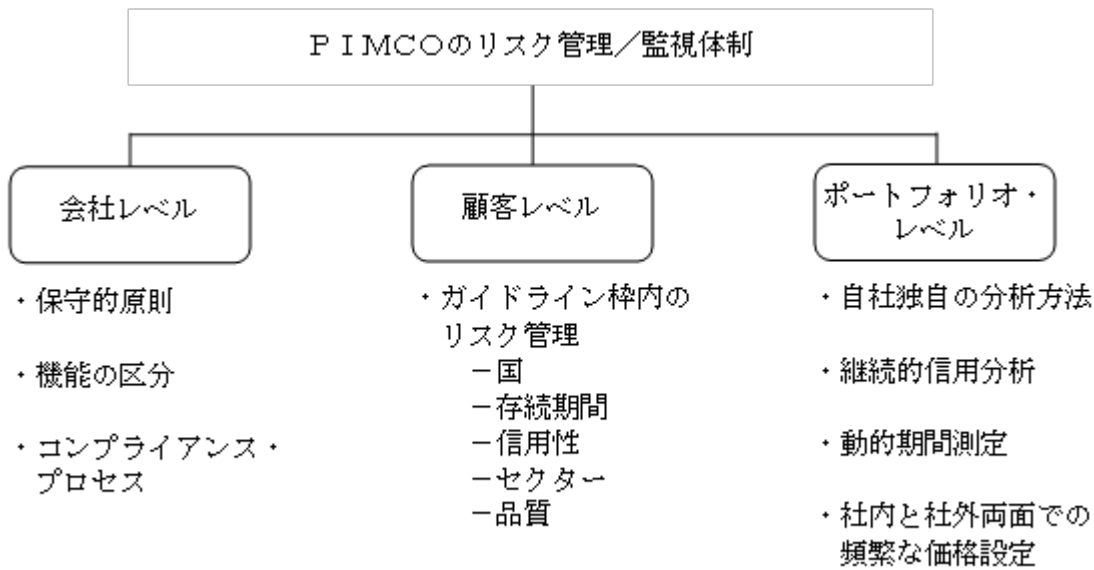


(2024年2月末日現在)

(ロ) 投資先のファンドのリスク管理体制

(中略)

各レベルで監視管理されるポートフォリオ・リスク



PIMCOのインベストメント・コミッティーが多岐にわたるポートフォリオ・リスクを監視する。

(2024年2月末日現在)

(後略)

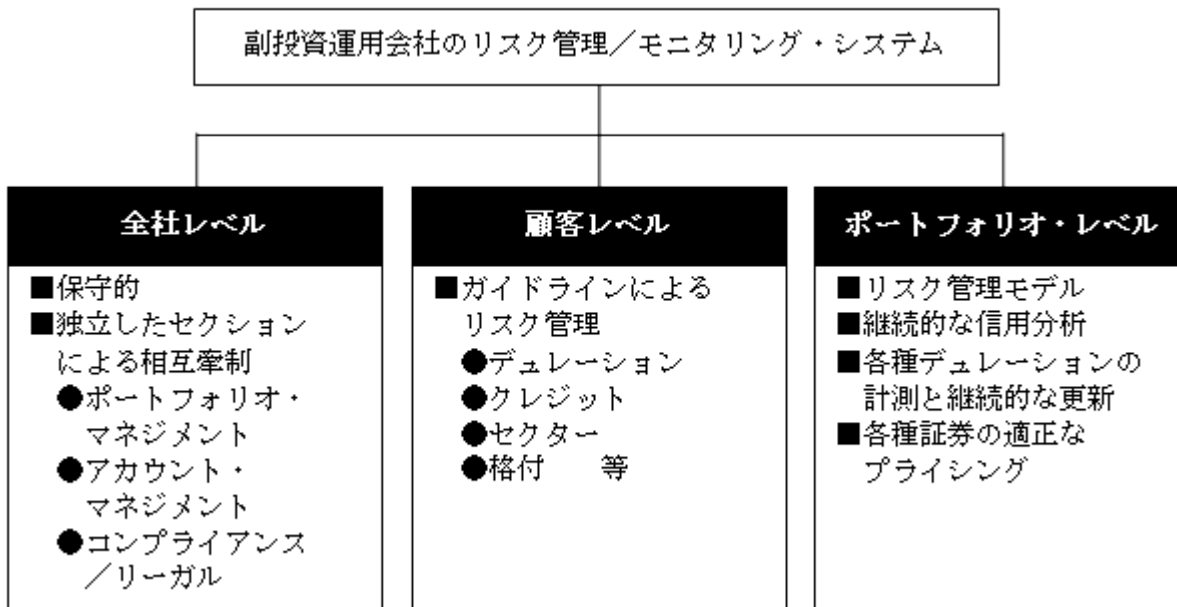
<訂正後>

(イ) サブ・ファンドのリスク管理体制

(中略)

副投資運用会社のリスク管理体制

(中略)

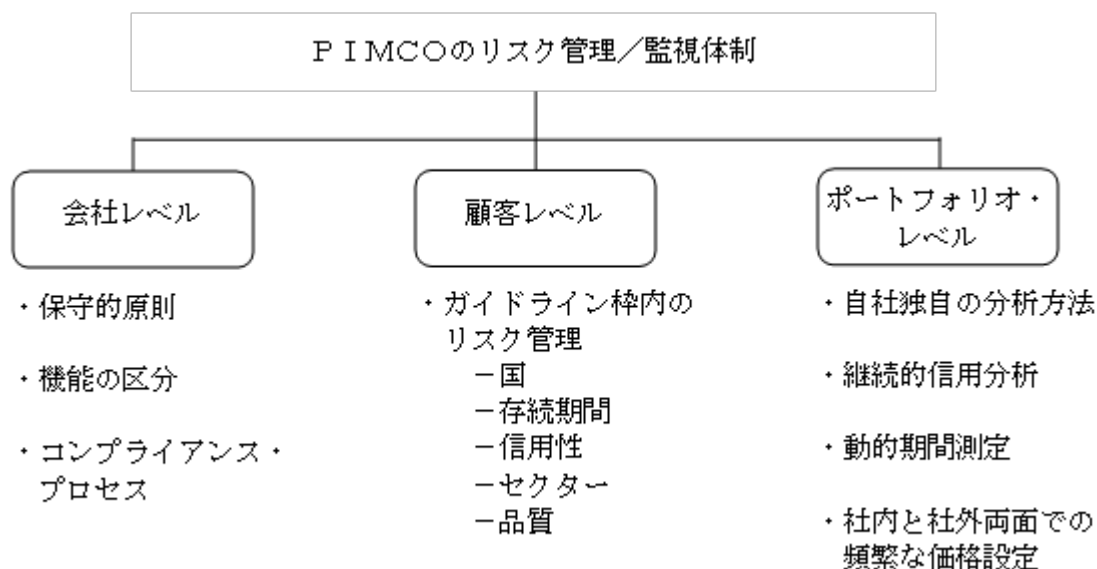


(2024年5月末日現在)

(ロ) 投資先のファンドのリスク管理体制

(中略)

各レベルで監視管理されるポートフォリオ・リスク



PIMCOのインベストメント・コミッティーが多岐にわたるポートフォリオ・リスクを監視する。

(2024年5月末日現在)

(後略)

4 手数料及び税金

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(前略)

(A) 日本

2024年4月30日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(A) 日本

2024年7月31日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

5 運用状況

(2) 投資資産

<訂正前>

投資有価証券の主要銘柄(2024年2月末日現在)

<米ドル>

順位	銘柄	地域	種類	口数(口)	取得価格(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率(%)
					単価	金額	単価	金額	
1	ピムコ バミューダ インカム ファンド A - クラスF (USD)	バミューダ	投資信託	161,635,662.93	8.32	1,344,176,114.84	7.48	1,209,034,758.72	99.67

<円>

順位	銘柄	地域	種類	口数(口)	取得価格(円)		時価(円)		投資比率(%)
					単価	金額	単価	金額	
1	ピムコ バミューダ インカム ファンド A - クラスF (JPY)	バミューダ	投資信託	10,483,358.68	8,471	88,804,271,967	7,633	80,019,476,804	99.50

<参考情報>

(ご参考) ピムコ バミューダ インカム ファンド (M) の運用状況

順位	組入上位銘柄	クーポン	償還日	組入比率
1	GNMA II TBA 4.0% APR 30YR JMBO	4.0000%	2054/04/18	6.9%
2	GNMA II TBA 4.5% APR 30YR JMBO	4.5000%	2054/04/18	3.6%
3	FNMA TBA 3.5% APR 30YR	3.5000%	2054/04/11	3.2%
4	GNMA II TBA 4.0% MAR 30YR JMBO	4.0000%	2054/03/20	2.5%
5	GNMA II TBA 3.0% MAR 30YR JMBO	3.0000%	2054/03/20	2.5%
6	GNMA II MULTPL SGL 30YR #MA9169M	4.5000%	2053/09/20	1.9%
7	GNMA II TBA 5.5% APR 30YR JMBO	5.5000%	2054/04/18	1.7%
8	GNMA II TBA 5.0% MAR 30YR JMBO	5.0000%	2054/03/20	1.4%
9	GNMA II TBA 3.0% APR 30YR JMBO	3.0000%	2054/04/18	1.2%
10	FNMA TBA 5.5% MAR 30YR	5.5000%	2054/03/13	1.1%

- 組入比率は、債券評価額に対する比率を小数第2位を四捨五入して表示しています。
- 現金同等資産(米国短期国債等)を除いて表示しています。

投資不動産物件(2024年2月末日現在)

該当事項なし。

その他投資資産の主要なもの(2024年2月末日現在)

該当事項なし。

<訂正後>

投資有価証券の主要銘柄(2024年5月末日現在)

<米ドル>

順位	銘柄	地域	種類	口数(口)	取得価格(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率(%)
					単価	金額	単価	金額	
1	ピムコ バミューダ インカム ファンド A - クラスF (USD)	バミューダ	投資信託	173,199,466.17	8.18	1,417,342,584.32	7.43	1,286,872,033.64	99.52

<円>

順位	銘柄	地域	種類	口数(口)	取得価格(円)		時価(円)		投資比率(%)
					単価	金額	単価	金額	
1	ピムコ バミューダ インカム ファンド A - クラスF (JPY)	バミューダ	投資信託	9,815,438.63	8,381	82,259,497,597	7,593	74,528,625,518	98.85

<参考情報>

〔ご参考〕ピムコ バミューダ インカム ファンド (M) の運用状況

順位	組入上位銘柄	クーポン	償還日	組入比率
1	GNMA II TBA 4.0% JUN 30YR JMBO	4.0000%	2054/06/20	7.1%
2	GNMA II TBA 3.5% JUN 30YR JMBO	3.5000%	2054/06/20	3.6%
3	GNMA II TBA 3.0% JUN 30YR JMBO	3.0000%	2054/06/20	3.0%
4	GNMA II TBA 4.0% JUL 30YR JMBO	4.0000%	2054/07/22	2.9%
5	GNMA II TBA 4.5% JUL 30YR JMBO	4.5000%	2054/07/22	2.7%
6	GNMA II TBA 5.0% JUL 30YR JMBO	5.0000%	2054/07/22	2.3%
7	FNMA TBA 5.5% JUL 30YR	5.5000%	2054/07/15	2.1%
8	GNMA II TBA 4.5% JUN 30YR JMBO	4.5000%	2054/06/20	2.1%
9	GNMA II TBA 5.0% JUN 30YR JMBO	5.0000%	2054/06/20	2.0%
10	GNMA II MULTPL SGL 30YR #MA9169M	4.5000%	2053/09/20	2.0%

- 組入比率は、債券評価額に対する比率を小数第2位を四捨五入して表示しています。
- 現金同等資産(米国短期国債等)を除いて表示しています。

投資不動産物件(2024年5月末日現在)

該当事項なし。

その他投資資産の主要なもの(2024年5月末日現在)

該当事項なし。

第2 管理及び運営

1 申込(販売)手続等

(2) 日本における販売

<訂正前>

(前略)

日本の投資者は、原則として取引日の午後3時(日本時間)までに取得の申込みをすることができる。

日本における販売会社または販売取扱会社は、原則として、取引日の締切時刻までに日本の投資者によりなされた取得申込みを管理事務代行会社に取り次ぐものとする。

(後略)

<訂正後>

(前略)

日本の投資者は、原則として取引日の午後3時(日本時間)までに取得の申込みをすることができる。日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合にはそれに従うものとし、異なる取扱いとすることができる。

日本における販売会社または販売取扱会社は、原則として、取引日の締切時刻までに日本の投資者によりなされた取得申込みを管理事務代行会社に取り次ぐものとする。

(後略)

2 買戻し手続等

(2) 日本における買戻し

<訂正前>

日本における投資者は、取引日かつ日本における販売会社または販売取扱会社の営業日に限り、日本における販売会社または販売取扱会社を通じ、管理事務代行会社に対して買戻しを請求することができる。買戻し請求の受付時間は、原則として各取引日の午後3時(日本時間)までとする。

買戻しは、各取引日に行われる。

(後略)

<訂正後>

日本における投資者は、取引日かつ日本における販売会社または販売取扱会社の営業日に限り、日本における販売会社または販売取扱会社を通じ、管理事務代行会社に対して買戻しを請求することができる。買戻し請求の受付時間は、原則として各取引日の午後3時(日本時間)までとする。日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合にはそれに従うものとし、異なる取扱いとすることができる。

買戻しは、各取引日に行われる。

(後略)

承認された監査人の報告書

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

取締役会各位

ルクセンブルグ L - 1150、アーン通り 287 - 289番

財務書類の監査に関する報告

監査意見

我々は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「当行」という。)の2023年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、および重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記で構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当行の2023年12月31日現在の財務状態および同日に終了した年度の運用実績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、EU規則No.537/2014、監査業務に関する2016年7月23日の法律(以下「2016年7月23日法」という。)および金融監督委員会(以下「CSSF」という。)がルクセンブルグについて採用した国際監査基準(以下「ISAs」という。)に準拠して監査を行った。EU規則No.537/2014、2016年7月23日法およびCSSFがルクセンブルグについて採用したISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認企業監査人(réviseur d'entreprises agréé)の責任」の項において詳述されている。我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件とともにルクセンブルグについてCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む。)(「IESBA規程」)に従って当行から独立した立場にあり、かかる倫理上の要件に基づき他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

監査上の主要な事項

監査上の主要な事項とは、我々の専門的な判断に基づき、当期の財務書類の監査において最も重要であった事項である。当該事項は、財務書類の監査全体の過程およびそれに対する我々の監査意見の形成において取り上げられており、我々は、当該事項について個別の監査意見を提供するものではない。

収益の認識 - 未収手数料	
当該事項が監査における最重要事項の1つと考えられる理由	監査における当該事項の対応方法
<p>我々は、財務書類の重要な会計方針の要約-注2.13「収益の認識」および注22「未収手数料」を参照する。</p> <p>2023年12月31日現在、未収手数料は120,905,992米ドルであった。未収手数料は主に、投資信託および全体保管業務から生じる。</p>	<p>我々の監査は、以下の手続きに注力した。</p> <p>我々は、財務および経理部門とインタビューを行い、未収手数料の認識プロセスを理解した。</p> <p>我々は、未収手数料に関する内部統制の策定および実施を評価し、関連する主要な統制の運用上の有効性を検証した。</p>

各種手数料に適用される利率は、保管および管理される投資資産、合意ならびに提供されたサービスに応じたものである。

未収手数料の認識処理には、手作業による介入が含まれ、計上される取引量と併せて、関連する金額が重大であるため、監査上の主要な事項とみなされる。

我々は、受取手数料の種類ごとの合計額について期待値を算出し、その期待値を当行が計上した金額と比較した。

異なる種類の手数料のサンプルについては、

- ・我々は、科目のサンプルとして、未収手数料を独立して再計算することで未収手数料を試算した。これには、報酬条項の基礎となる契約および基礎となる基準の外部証拠への調整も含まれる。

- ・我々は、期末後の支払いの未払手数料の受領に合意した。

- ・我々は、報酬および受取手数料のプロセスにおいて、「四つ目の原則」の適用に加え、無作為に追加項目を選択し、職務の適切な分別を確認することにより、不正リスクに対応した手続きに「予測不能」の要素を組み込んだ。

その他の情報

取締役会は、経営者報告書に表示される情報で構成されるその他の情報(財務書類およびそれに対する我々の公認企業監査人の報告書は含まれない。)に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、その過程で、当該その他の情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、当該財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、当行が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、当行の取締役会が当行の清算もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人(réviseur d'entreprises agréé)の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、EU規則No.537/2014、2016年7月23日法およびルクセンブルグについてCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

EU規則No.537/2014、2016年7月23日法およびルクセンブルグについてCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ 当行の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当行が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、公認企業監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、公認企業監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当行が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正な表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

我々はまた、統治責任者に独立性に関する当該倫理要件を遵守していることの表明を提供し、我々の独立性に影響を及ぼすと合理的に思われるすべての関係およびその他の事項、また該当する場合、脅威を排除するための措置または適用される予防対策を報告する。

統治責任者に報告した事項から、我々は、当期の財務書類の監査において最も重要であった事項、従って監査上の主要な事項を決定する。法律または規則が当該事項についての公的開示を認めない場合を除き、我々は、当該事項を我々の監査報告書において記載する。

他の法令上の要件に関する報告

我々は、2023年3月14日付の取締役会によって公認企業監査人に任命され、前回の更新および再任命を含む我々の連続する契約期間は4年である。

経営者報告書は、財務書類と一致しており、適用される法律要件に従って作成されている。

我々は、EU規則No.537/2014において言及される禁じられている監査対象外の業務は提供されておらず、また我々は、監査の実施中、当行から独立した立場を維持していたことを確認している。

ルクセンブルグ、2024年3月15日

ビーディーオー オーディット、公認の監査法人を代表して

〔署名〕

パトリック・テラッチ

[次へ](#)

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

To the Board of Directors,
Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.
287-289, Route d'Arlon
L-1150 Luxembourg

Report on the audit of the annual accounts

Opinion

We have audited the annual accounts of Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. (the "Bank"), which comprise the balance sheet as at 31 December 2023, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Bank as at 31 December 2023, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the EU Regulation N° 537/2014, the Law of 23 July 2016 on the audit profession ("Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the EU Regulation No 537/2014, the law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the « Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the annual accounts» section of our report. We are also independent of the Bank in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Key Audit Matters

Key audit matters are those matters that, in our professional judgment, were of most significance in our audit of the annual accounts of the current period. These matters were addressed in the context of the audit of the annual accounts as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

Revenue recognition - Commission receivable	
Why the matter was considered to be one of most significant in the audit	How the matter was addressed in the audit
<p>We refer to Summary of significant accounting policies - Note 2.13 - Revenue Recognition and Note 22 on Commission Receivable of the annual accounts.</p> <p>Commission receivable amounted to USD 120,905,992 as of 31 December 2023. Commissions receivable mainly derive from investment funds and global custody operations.</p> <p>The applicable rates per each type of commission depend on the underlying assets under custody and administration, agreements and services provided.</p> <p>The recognition process of commission receivable includes manual intervention and it is considered to be a key audit matter due to the materiality of the related amounts, combined with the volume of transactions that are recorded.</p>	<p>Our audit focused on the following procedures:</p> <p>We held interviews with Finance and Billing department and obtained an understanding of the commission receivable recognition process.</p> <p>We assessed the design and implementation of the internal controls surrounding commission receivable and tested operating effectiveness of the relevant related key controls.</p> <p>We developed expectations for the aggregate amounts per type of commission income and we compared the expectations to the amounts recorded by the Bank.</p> <p>For a sample of the different types of commissions:</p> <ul style="list-style-type: none"> We tested commission receivable by performing independent recalculation of the commissions for a sample of items. This also included the reconciliation of the fee terms to the underlying contracts and the underlying basis to external evidence;

	<ul style="list-style-type: none"> • We agreed the receipt of accrued commissions to payments subsequent year end; • We included elements of “unpredictability” in the procedures performed in response to the risk of fraud by randomly selecting additional items and by verifying appropriate segregation of duties, as well as the application of the “4 eyes principle”, within the fee and commission income process.
--	---

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the management report but does not include the annual accounts and our report of the “réviseur d'entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing Bank's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Bank or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the annual accounts

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the EU Regulation N° 537/2014, the Law dated 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the EU Regulation N° 537/2014, the Law dated 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Bank's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Bank's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Bank to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

We also provide those charged with governance with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence, and communicate to them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence, and where applicable, actions taken to eliminate threats or safeguards applied.

From the matters communicated with those charged with governance, we determine those matters that were of most significance in the audit of the annual accounts of the current period and are therefore the key audit matters. We describe these matters in our audit report unless law or regulation precludes public disclosure about the matter.

Report on Other Legal and Regulatory Requirements

We have been appointed as “réviseur d'entreprises agréé” by the Board of Directors on 14 March 2023 and the duration of our uninterrupted engagement, including previous renewals and reappointments, is 4 years.

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

We confirm that the prohibited non-audit services referred to in the EU Regulation N° 537/2014 were not provided and that we remained independent of the Bank in conducting the audit.

Luxembourg, 15 March 2024

BDO Audit
Cabinet de révision agréé
represented by

Patrick Terazzi

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。